

官報号外

平成十六年五月十九日

○第一百五十九回 参議院会議録第二十一号

平成十六年五月十九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十二号

平成十六年五月十九日

午前十時開議

第一 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 警備業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、
行政事件訴訟法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、
御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、
行政事件訴訟法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、
御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。野沢法務大臣。

〔國務大臣野沢太三君登壇、拍手〕

○國務大臣野沢太三君 行政事件訴訟法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

現行の行政事件訴訟法は、昭和三十七年に制定されたものですが、近年においては、行政

需要の増大と行政作用の多様化に伴い、行政による国民の利益調整が一層複雑多様化するなどの変化が生じており、このよな中で、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図る必要性が指摘されています。

この法律案は、このよな近年における変化に対応し、行政事件訴訟について、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図る観点から、国民の権利利益の救済範囲の拡大を図り、審理の充実及び促進を図るとともに、これをより利用しやすく、分かりやすくするための仕組みを整備し、さらに本案判決前における仮の救済の制度の整備を図ること等を目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、行政事件訴訟による国民の権利利益の救済範囲の拡大を図ることとしております。

まず、取消訴訟の原告適格についての適切な判断が担保されるようにするため、処分又は裁決の相手方以外の第三者について原告適格の要件である法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとするなどの事項を定めることとしております。また、救済方法を拡充することとしております。

第二に、本判決前における仮の救済の制度の整備を図ることとしております。

まず、執行停止の要件については、損害の性質のみならず、損害の程度並びに処分の内容及び性質が適切に考慮されるようになります。回復の困難な損害の要件を重大な損害に改めるとともに、重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつての考慮事項を定めることとしております。また、新たに、仮の義務付け及び仮の差止めの制度を設けることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行ふこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長（倉田寛之君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

〔鈴木寛君登壇、拍手〕

○鈴木寛君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました行政事件訴訟法の一部を改正する法律案について質問いたします。

行政事件訴訟法は、制定後、実質的な改正がなされないまま、実に四十年以上が経過いたしました。司法と行政との関係を規定する国家の基本法をこの本会議において質問をさせていただく機会を得ましたことは、大変光栄に存じております。

しかしながら、我が国の統治機構の根幹を成す本法の改正案を我々国會議員が相互に議論をするのではなく、議員が内閣に対しても質問をしてくる、この現実を我々は反省の念を持つて受け止めなければならぬと思います。

すなわち、そもそも憲法という言葉が意味するところは、国家の在り方、運営の基本に関する規範という意味であり、単に明文の憲法典のみを指すのではありません。行政事件訴訟法は、行政によって侵害された国民の基本的人権の回復と、司法と行政との関係を直接的に規定するという、この二つの点において、文字どおり憲法附属法の最たるものであります。もちろん、憲法附属法とはいえ、法形式自体は法律でありますから、内閣の法案提出権が法律上否定されているわけではないという法技術論については私も十分承知をいたしておりますし、また、司法改革の内容をここまで練り上げていただいた佐藤幸治先生を始めとする関係者の御努力には率直に敬意を表します。

しかし、私が問いたいのは、憲法附属法の改正までも官僚に丸投げをしてしまう与党の見識と気概の欠如であります。

憲法改正の発議権が内閣ではなく国會議員にのみ付与されている憲法の精神に照らし、まして、国会で憲法調査会を作り憲法論議が高まっている今日、三権を構成する行政と司法の関係について

て、これは国権の最高機関に所属する我々が自ら成案を作り上げ、そしてそれを議論をするべきだと私は信じておりますが、皆さん、いかがでありますか。

で、行政訴訟は、選挙と並んで真の国民主権と法の支配を支える根幹的な制度であります。しかし、現状では、行政事件訴訟における被告適格や原告適格が極めて限定的なため門前払いさ

改正案で、重大な損害を避けるため緊急の必要があるときに要件が変更をされてはおりますが、どのような事案が具体的に重大な損害と判断をされるのか、法務大臣の御説明を伺いたいと思いま

しかも、本法案の衆議院での質疑時間はわずかに十三時間であります。要するに、この国家の基本である重大な憲法秩序の修正が、十分な国会の審議すらないまま官僚の手で淡淡と行われてゐるということであります。正に、この国の実質的主権者がいまだに国民ではなく官僚であるという統治構造は戦前と何ら変わつておしません。

この点について、政府見解の代弁ではなく、野沢太三先生の参議院議員としての御意見がございましたら、お伺いをしたいと存じます。

そもそも、戦前、政党政治家たちの反対があるながら、我が国が不幸な戦争に突入していくたその最大の原因は、大日本帝国憲法が定めた統帥権の独立規定にありました。

戦後、日本では、統帥権に代わつて行政権の独立が憲法附屬法によつて依然強固に守り固められています。安全保障についても、民意の全く届かない内閣法制局が下す憲法解釈が憲法秩序の骨格を成し、歴代の政権がそれに縛られ、国会が振り回されてきました。

我々が、戦後政治を振り返り、國家の基本法を見直すときに最も重視すべきは、我が國が、いまだに行政裁量の恣意性に対し裁判所も議会もそれを抑止する十分な歯止めになつていないと、厳然たる事実であります。

現行憲法の進化、発展を図るとすれば、その第一の目的は、官僚主権を脱し、眞の国民主権を実現することであり、とりわけ行政を民主的統制と正義による法の支配に服さしめることであります。

本来、行政訴訟制度とは、主権者たる国民がその権力を一時的に信託した行政府が行う違法又は不当な行政活動を抑止し、是正し、そして正義を実現、回復するための制度であります。その意味

るケースが多く、やつと裁判にこぎ着けたとしても、行政を慮る我が国の裁判所の消極的姿勢から原告が敗訴する場合が圧倒的に多くなっています。

我が国の行政訴訟の第一審受任件数は年間一千件余りで、ドイツの二百分の一、アメリカの十六分の一、さらに台湾の八十五分の一、韓国の一十八分の一と極めて少なく、原告の勝訴率は一部勝訴を含めてもわずか二〇%に届きません。

こうした実情に対し、行政訴訟はやるだけ無駄だという絶望感が広まるのも当然であります。本来公僕であるはずの官僚機構に主権者たる国民が泣き寝入りを強いられているのであります。

今回の改正案によって、今まで退けられてきた案件がどの程度訴訟として成立をし、どのような救済措置が可能になるのか、政府の見解を求めたいと思います。

次に、原告適格の拡大について伺います。

原告適格については、法律上の利益の有無ではなく、利害関係の有無によつて判断すべきだと我々は主張してまいりました。改正案にこの見解が盛り込まれなかつた理由を法務大臣に伺います。また、改正案によつて新たに原告適格を得ることになる訴訟の具体例をお示しください。

次に、執行停止の要件について伺います。

現行法の厳格な執行停止要件の下では、執行停止制度が機能しない場合が多々あります。例えば、公共事業の早期の段階での行政活動を審査対象として認めておりませんので、訴訟提起時点では既成事実が形成をされてしまつており、実効的な司法救済が得られません。また、仮に違法判断がなされたとしても、それに伴う社会的、経済的因素がコストが極めて甚大になるという問題が生じております。

次に、出訴期間の延長について伺います。
出訴準備のための期間が六か月に延びたことは一定の前進であります。しかしながら、私たちは、個別法において必要な範囲で必要な者に対して審査対象となる行為を明示すべきである、その出訴期間をそれぞれに明示すべきであるというふうに考えております。出訴期間を一律に六か月とすることが望ましいと御判断をされた理由を法務大臣に伺いたいと思います。

次に、訴訟関係の資料提出要求の効力について伺います。

国民と行政との間の情報格差、つまり訴訟に関する資料の多くは行政側が所持し、非公開が多いのが現実であります。改正案では、訴訟関係を明瞭にするため、裁判所が行政庁に対し、処分又は裁決の内容、根拠となる法令の条項、原因や理由を明らかにする資料などの提出を求めることができる規定が新設をされております。

行政庁が裁判所の要求に応じなくてよい例外があるのか、また、仮に要求に応じなかつた場合にどういう処置が取れるのか、大臣に御説明をいただきたいと思います。

次に、裁判の管轄について伺います。

改正案では一定の拡大は認められておりますものの、まだなお高裁所在地まで通わなければならず、国民の経済的負担が残ります。原告の住所なども管轄する地方裁判所への出訴を認めるべきだと考えますが、大臣の見解を伺います。

また、原告が支払う訴訟費用については、經濟的負担軽減の観点から、行政訴訟提起の手数料の一律低額化を検討すべきではないかと考えます
さらに、今回の改正で多くのことが見送られ

おります。そうした事項についても早急に検討し、抜本改革を目指すべきだと私たちは考えております。

我が国では、市民団体やNPOが社会でますます重要な役割を果たすようになつております。行政訴訟の原告適格を有する個人が常に存在することは限らず、そうした現状にかんがみますと、団体が行政訴訟によつて保護を求めているものであれば、広く柔軟に原告適格を認めるべきとの声が強まつております。さらに、消費者保護や環境保全など拡散的、集団的な利益を守る必要がある分野については、とりわけ民間公益活動を行う団体を念頭に置いた団体訴訟制度を早期に個別法において導入すべきであるというふうに考えます。

今回の法改正ではこの団体訴訟の導入が全く見送られておりますが、この早期導入に向け、法務大臣の見解をお尋ねをしたいと思います。

また、納税者訴訟の創設について伺います。

国民が納税者として、自分たちが支払った税金の使途をチェックすることがいかに重要かは言うに及びません。地方自治レベルでは、住民訴訟制度が積極的に活用され、談合事件など、税金の使われ方をチェックする上で一定の機能を果たしております。国のレベルでも、国民が税金の使途の違法性をチェックする機能を確保、強化すべきであるというふうに考えます。

そこで、国民に対して、一定の要件の下に会計検査院に対して公金支出の違法性のチェックを求める請求権を与え、会計検査院の対応に不服がある場合には行政機関に対しても直接その是正を求める行政訴訟を提起できる納税者訴訟制度を創設す

さらには、独立検査・監視機関による訴訟制度の創設も必要であると考えます。一市民が行政機関を相手に調査を行い訴訟を提起するということは極めて困難であります。そのことにかんがみますと、行政から独立の検査・監視機関によって行政

をきちっとチェックする、そうした仕組みが必要であると考えます。そのため、立法府に調査権、勧告権を有する独立検査・監視機関を創設す

べきであると考えております。

加えて、こうした機関に対するは、行政執行機

関に対する提訴権をも与えるべきだと考えます。

例えば、食品安全委員会が関係行政機関を、人権擁護委員会が検察庁や都道府県警察などを被告と

して行政活動の違法是正を求める訴訟制度を創設すべきであると考えます。

さらに、そうした独立検査・監視機関がその権限を適切に行使しない場合には、国民自身がその不作為の違法性を問う行政訴訟を提起できるとい

うことの改善も必要だと考えておりますが、一連の提案への大臣の見解を伺いたいと思います。

本会議にお集まりの議員の皆様方、今回の改正案が、主権者たる国民が違法、不適正な行政行為

を是正をしていくという本来の行政訴訟の目的か

ら見てまだまだ不十分であり、積み残された課題

が多々あるといふことを十分に御理解いただけた

と思います。やはり行政訴訟の一方向当事者であ

る行政が自らの不利益になるような抜本的改革案

を取りまとめ、国会に提出する、そのこと自体に

しません無理があるといふことがお分かりいただ

けたと思います。

行政訴訟法のようないくつかの問題について

は、与野党議員がきちっと議論をし、検討を積み

上げていく場をこの国会に設け、そして国会議員

自らが自らの手でこの国の統治機構の在り方を考

え、そして決断をしていかなければならないとい

うこと改めて最後に申し上げて、私の質問を終

わりたいと思います。(拍手)

(國務大臣野沢太三君) 鈴木議員にお答えを申します。

まず、本改正案の提出に関する統治機構の本質が戦前と全く変化していない、官僚主権が維持されているというような御批判は当たらない

ものと考へております。

本改正案における救済の拡大の可能性につきましてお尋ねがありました。

次に、本改正による救済手続の整備を図る観点から、救済方法を拡充することとし、新たに義務付けの訴え及び差止めの訴えを設けることとしております。

また、行政訴訟における判断につきましては、裁判所が個別の事情に即して行うべきものでありま

すが、ただいま申し上げたような考慮事項を定め

したことによって、例えば処分の許可要件の規定が技術上の基準など一般的、抽象的に規定されてい

る場合がありましても、根拠となる法令の規定の文言のみによるところなく、根拠法令の趣旨、目的や該処分において考慮されるべき利益の内容、性質等が考慮されることになります。これによりまして原告適格が実質的に広く認められることがあります。

次に、執行停止の要件につきましてお尋ねが

ありました。

本改正案におきましては、国民の権利利益のよ

り実効的な救済手続の整備を図る観点から、救済方法を拡充することとし、新たに義務付けの訴え

及び差止めの訴えを設けることとしております。

また、行政訴訟における判断につきましては、執行停止の要件につきましては、執行停止の要件につ

きまして、回復の困難な損害の要件を重大な損害に改めた上で、裁判所がこの重大な損害を生ずる

か否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難な程度を考慮するとともに、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案すべきもの

としています。

本改正案におきましては、執行停止の要件につきまして、回復の困難な損害の要件を重大な損害に改めた上で、裁判所がこの重大な損害を生ずる

か否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難な程度を考慮するとともに、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案すべきもの

としています。

具体的な事案における判断につきましては、裁判所において行うことではありますが、例えば金銭賠償の可能性を考えますと、損害の回復の困難な程度が必ずしも著しいとまでは認められない場

た。

今回の行政事件訴訟法の改正につきましては、

総理を本部長とし、全閣僚をメンバーとする司法制度改革推進本部においてその案を作成したもの

であります

が、その際には、本部に設置された顧

問会議や事務局に設置された検討会のメンバーと

して有識者の方々に御協力をいただいたほか、國

民の皆様から広く御意見、御提案をいたいたと

ころであります。また、各政党においてもこの問

題につきまして活発な御議論をいたいたところ

であります。

このように文言に置き換えることにつきましては、

この文言に置き換えることによつて、原告

が認められることが確保され、原告適格が実質的に広く認められるものと考えております。

他方で、法律上の利益という文言を利害関係な

どの他の文言に置き換えることにつきましては、

この文言に置き換えることによつて、原告

が認められることが確保され、原告適格が実質的に広く認められるものと考えております。

方以外の第三者について法律上の利益の有無を判断するに当たりましては、当該処分又は裁決の根拠法令の規定の文言のみによることなく、当該根拠法令の趣旨及び目的等を考慮すべき旨を規定すこととしております。これによつて個々の事案における原告適格の認められる範囲が適切に判断されることはあります。

判所において行うことではありますが、例えば金銭賠償の可能性を考えますと、損害の回復の困難な程度が必ずしも著しいとまでは認められない場

合であります。も、具体的な処分の内容及び性質をも勘案した上で、損害の程度を勘案して重大な損害を生ずると認められるときには、執行停止を認めることができるものと考えております。

次に、出訴期間を一律に六ヶ月とする理由につきましてお尋ねがありました。

行政事件について訴え提起しようとする場合においては、訴訟要件や実体的な要件について検討を要する問題が多く、訴訟準備にも相当の期間を要することが少なくありません。本改正案においては、このような点を考慮して出訴期間を六ヶ月に延長したものであります。

出訴期間の定めにつきましては、従来より国民にとっての分かりやすさの観点などから、原則を行政事件訴訟法で定めてきたところ改めて、今回の改正に当たりました。この点を改めることで、今回改訂に当りましたものであります。

次に、行政庁の資料の提出につきましてお尋ねがありました。

本改正案におきましては、民事訴訟一般的の積明処分の特則を新たに設け、裁判所が行政庁に対し法令に則して判断されることになります。したがいまして、第三者の営業秘密や個人のプライバシーにかかる情報など資料の提出を拒む正当な理由があるときには、解釈上これを拒むことができます。この場合におきましては、一般の積明処分の場合と同様に、提出に応じべき義務の有無や資料の範囲は、積明処分を受けた行政庁において引き下げる。本年一月から実施されているところです。

次に、団体訴訟の導入につきましてお尋ねがありました。

団体訴訟の導入につきましては、広く地域住民などに一般的に共通する集団的利益に基づいて、特定の団体が訴え提起する制度を認める必要性について検討する必要があると考えております。そして、その際には、各法分野ごとに、不利に働くこともあると考えられますので、実質的にはこのような面から実効的な運用がなされるものと考えております。

（いすれも衆議院送付）

○議長（倉田寛之君） 日程第一 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件

○議長（倉田寛之君） これにて質疑は終了いたしました。

次に、裁判の管轄につきましてお尋ねがあります。

本改正案におきましては、現行法による管轄裁判所に加えて、被告適格を改正したことによります。

被告国所在地を管轄する東京地方裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも訴え提起することができます。

起することができます。

高等裁判所所在地を管轄する地方裁判所としました理由につきましては、行政訴訟における裁判所の専門性を確保しつつ、訴え提起する原告の便宜が図られることとの調和を図ったものでありまして、それ以外の地方裁判所にまで管轄裁判所を拡大することは適当でないと考えたものであります。

次に、訴訟費用の一括低額化につきましてお尋ねがありました。

行政訴訟の訴え提起の手数料につきましては、一般的民事訴訟と同じように訴訟の目的の価額で決められておりまして、行政訴訟の目的も、基本的に民事訴訟と同様に個人の権利利益の救済にありますことから、民事訴訟と異なる取扱いをする根柢があるのか否か、訴訟利用者全体の負担の公平の観点も含め、慎重に検討する必要があると考えております。

行政訴訟の訴え提起の手数料につきましては、一般的民事訴訟と同じように訴訟の目的の価額で決められておりまして、行政訴訟の目的も、基本的には民事訴訟と同様に個人の権利利益の救済にありますことから、民事訴訟と異なる取扱いをする根柢があるのか否か、訴訟利用者全体の負担の公平の観点も含め、慎重に検討する必要があると考えております。

なお、今般の司法制度改革におきましては、行政訴訟を含む民事訴訟全体の訴え提起の手数料が引き下げられ、本年一月から実施されているところです。

次に、団体訴訟の導入につきましてお尋ねがありました。

団体訴訟の導入につきましては、広く地域住民などに一般的に共通する集団的利益に基づいて、特定の団体が訴え提起する制度を認める必要性について検討する必要があります。

（いすれも衆議院送付）

○議長（倉田寛之君） これにて質疑は終了いたしました。

以上三件を一括して議題といたします。ます、委員長の報告を求めます。外交防衛委員会に加えて、被告適格を改正したことによります。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

以上三件を一括して議題といたします。ます、委員長の報告を求めます。外交防衛委員会に加えて、被告適格を改正したことによります。

長山本一太君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

いる権利、利益、当該処分等の特質等を考慮して十分な検討を行う必要があると考えております。

次に、納税者訴訟制度の創設につきましてお尋ねがありました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

以上三件を一括して議題といたします。ます、委員長の報告を求めます。外交防衛委員会に加えて、被告適格を改正したことによります。

長山本一太君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

以上三件を一括して議題といたします。ます、委員長の報告を求めます。外交防衛委員会に加えて、被告適格を改正したことによります。

長山本一太君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

官 報 (号外)

○議長(倉田寛之君)　これより三件を一括して採決いたします。	○議長(倉田寛之君)　これより三件を一括して採決いたします。	
	三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。	
〔投票開始〕	〔投票開始〕	
○議長(倉田寛之君)　間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。	○議長(倉田寛之君)　間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。	
○議長(倉田寛之君)　投票の結果を報告いたしました。	○議長(倉田寛之君)　投票の結果を報告いたしました。	
投票総数 賛成 反対	投票総数 百九十三 百九十三	
よつて、三件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)	よつて、三件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長(倉田寛之君)　日程第四　不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。	○議長(倉田寛之君)　日程第四　不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。	
○議長(倉田寛之君)　投票の結果を報告いたしました。	○議長(倉田寛之君)　投票の結果を報告いたしました。	
投票総数 賛成 反対	投票総数 百九十四 百九十四	
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○谷川秀善君登壇、拍手)	○谷川秀善君登壇、拍手)	
○谷川秀善君　ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。	○谷川秀善君　ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。	
本法律案は、最近における外國公務員に対する贈賄の処罰に関する国際的な動向等を踏まえ、外国公務員贈賄防止条約を効果的に実施するため、日本国民が海外において外国公務員等に対し、賄賂の申込みや供与など、不正の利益供与等を行った場合にも処罰の対象とするものであります。	本法律案は、最近における外國公務員に対する贈賄の処罰に関する国際的な動向等を踏まえ、外国公務員贈賄防止条約を効果的に実施するため、日本国民が海外において外国公務員等に対し、賄賂の申込みや供与など、不正の利益供与等を行った場合にも処罰の対象とするものであります。	
○長谷川清君登壇、拍手)	○長谷川清君登壇、拍手)	
○長谷川清君　ただいま議題となりました法律案	○長谷川清君　ただいま議題となりました法律案	
の取組、刑法の贈賄罪との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。	の取組、刑法の贈賄罪との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。	
質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。	質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。	
以上、御報告申し上げます。(拍手)	以上、御報告申し上げます。(拍手)	
○議長(倉田寛之君)　これより採決をいたしました。	○議長(倉田寛之君)　これより採決をいたしました。	
○議長(倉田寛之君)　投票の結果を報告いたしました。	○議長(倉田寛之君)　投票の結果を報告いたしました。	
投票総数 賛成 反対	投票総数 百九十五 百九十五	
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長(倉田寛之君)　日程第五　大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。	○議長(倉田寛之君)　日程第五　大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。	
○議長(倉田寛之君)　投票の結果を報告いたしました。	○議長(倉田寛之君)　投票の結果を報告いたしました。	
投票総数 賛成 反対	投票総数 百九十三 百九十三	
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
○議長(倉田寛之君)　日程第六　警備業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。	○議長(倉田寛之君)　日程第六　警備業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。	
○和田ひろ子君登壇、拍手)	○和田ひろ子君登壇、拍手)	
○和田ひろ子君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。	○和田ひろ子君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。	
本法律案は、警備員指導教育責任者の資格及びその選任の方法を改め、特定の警備業務の実施体制を強化し、警備員等の検定の手続を法定するとともに、警備業務の依頼者の保護のため、書面交付に関する規定を新設する等の措置を講ずるものであります。	本法律案は、警備員指導教育責任者の資格及びその選任の方法を改め、特定の警備業務の実施体制を強化し、警備員等の検定の手續を法定するとともに、警備業務の依頼者の保護のため、書面交付に関する規定を新設する等の措置を講ずるものであります。	
委員会におきましては、新しい検定制度の導入の背景と効果、検定合格者の配置基準、登録講習機関制度創設に伴う天下りへの懸念、書面交付の義務化などの消費者保護の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。	委員会におきましては、新しい検定制度の導入の背景と効果、検定合格者の配置基準、登録講習機関制度創設に伴う天下りへの懸念、書面交付の義務化などの消費者保護の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。	
昨日、質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。	昨日、質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。	
以上、御報告申し上げます。(拍手)	以上、御報告申し上げます。(拍手)	
○議長(倉田寛之君)　これより採決をいたしました。	○議長(倉田寛之君)　これより採決をいたしました。	
○議長(倉田寛之君)　投票の結果を報告いたしました。	○議長(倉田寛之君)　投票の結果を報告いたしました。	
投票総数 賛成 反対	投票総数 百九十六 百九十六	
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

百九十三
五十八

賛成

反対 よつて、本案は可決されました。（拍手）

【投票者氏名は本号末尾に掲載】

○議長（倉田寛之君） 日程第七 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第八 農業改良助長法の一部を改正する法律案

日程第九 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長岩永浩美君。

【審査報告書及び議案は本号末尾に掲載】

〔若永浩美君登壇、拍手〕

○岩永浩美君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告をいたします。

まず、農業委員会等に関する法律案は、市町村の農地面積の算定方法を見直すほか、選挙による委員の下限定数を市町村の条例に委任すること等の措置を講じようとするものであります。

次に、農業改良助長法の一部を改正する法律案は、専門技術員及び改良普及員を普及指導員に元化するとともに、地域農業改良普及センターの

必置規制を廃止し、新たに普及指導センターを設けることができるよう等の措置を講じようとするものであります。

次に、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、就農支援資金の貸付対象を拡大するとともに、都道府県青年農業者等育成センターの業務を拡充すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取るとともに、農業委員会及び普及職員の必置規制を堅持することの必要性、農業委員会交付金及び協同農業普及事業交付金の在り方、優良農地の確保、女性の農業委員への積極的な登用の必要性、普及手当の上限規定廃止が普及手当の削減につながることへの懸念、新規就農者に対する関係機関一体となつた支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案に反対である旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案及び農業改良助長法の一部を改正する法律案は多数をもつて、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は全会一致を定めました。

なお、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案及び農業改良助長法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

【投票開始】
○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたします。
【投票終了】
○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたしました。
【審査報告書及び議案は本号末尾に掲載】
（景山俊太郎君登壇、拍手）

投票総数

百九十四
百七十四

賛成

反対 よつて、両案は可決されました。（拍手）
【投票者氏名は本号末尾に掲載】

○議長（倉田寛之君） 日程第一〇 地方自治法の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）
以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長景山俊太郎君。

【審査報告書及び議案は本号末尾に掲載】

〔景山俊太郎君登壇、拍手〕

○議長（倉田寛之君） 次に、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（倉田寛之君） 次に、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたしました。
【投票終了】
○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたしました。

【投票開始】

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたしました。
【これにて投票を終了いたしました】

【投票者氏名は本号末尾に掲載】

官 報 (号外)

なお、衆議院におきまして、町村の合併が行われる場合、合併後の普通地方公共団体が市となるべき要件を、人口三万以上を有することとする修正が行われております。

委員会におきましては、政府の趣旨説明及び市町村の合併の特例等に関する法律案について衆議院における修正の趣旨説明を聴取した後、以上三法律案を一括して議題とし、市町村合併を推進する目的、合併特例区制度等創設の趣旨、総務大臣が策定する基本指針の性格及び内容、議員の定数等の在り方、道州制導入の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ三法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終局し、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に對し七項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対
よって、三案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたしました。

午前十時五十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 倉田 寛之君

副議長 本岡 昭次君

議員

中原 吉田 小林 博美君	岩本 莊太君	山本 香苗君	山本 香苗君	福本 潤一君	倉田 審之君	橋本 秀二君
大野つや子君	渡辺 孝男君	木庭健太郎君	大野つや子君	遠山 清彦君	中島 達雄君	市川 一朗君
加藤 修一君	岩永 浩美君	木庭健太郎君	山崎 順雄君	片山虎之助君	清水嘉与子君	田村 公平君
山崎 勝之君	山崎 順雄君	木庭健太郎君	山崎 順雄君	秀久君	達雄君	橋本 聖子君
田浦 直君	岩永 浩美君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	秀樹君	清水嘉与子君	市川 一朗君
木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	公堯君	鴻池 祥肇君	田村 公平君
正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	久世 公堯君	片山虎之助君	橋本 秀二君
千景君	昭三君	昭三君	昭三君	佐々木知子君	秀久君	市川 一朗君
森元 恒雄君	千景君	千景君	千景君	西川 滋宣君	秀樹君	田村 公平君
森元 恒雄君	千景君	千景君	千景君	斎藤 滋宣君	秀樹君	橋本 秀二君
木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	片山虎之助君	秀樹君	橋本 秀二君
正昭君	正昭君	正昭君	正昭君	秀久君	秀樹君	橋本 秀二君
利和君	利和君	利和君	利和君	秀樹君	秀樹君	橋本 秀二君
俊美君	俊美君	俊美君	俊美君	秀樹君	秀樹君	橋本 秀二君

円峰 峰崎 より子君	森 幸弘君	松 朝日	井上 八田君	北岡 千葉君
佐藤 雄平君	南野 知恵子君	高橋 紘世君	西岡 駿壽君	橋本 道夫君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	平田 建二君	千葉 景子君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	高橋 紘世君	山下 八洲夫君	松岡 滿壽君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	田名部 匡省君	松岡 駿壽君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	西岡 武夫君	西岡 武夫君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	平田 建二君	東君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	山下 八洲夫君	西岡 墓省君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	田名部 匡省君	田名部 匡省君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	西岡 武夫君	西岡 武夫君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	平田 建二君	東君

円峰 峰崎 より子君	森 幸弘君	松 朝日	井上 八田君	北岡 千葉君
佐藤 雄平君	南野 知恵子君	高橋 紘世君	西岡 駿壽君	橋本 道夫君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	平田 建二君	千葉 景子君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	高橋 紘世君	山下 八洲夫君	松岡 滿壽君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	田名部 匡省君	松岡 駿壽君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	西岡 武夫君	西岡 武夫君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	平田 建二君	東君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	山下 八洲夫君	西岡 墓省君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	田名部 匡省君	田名部 匡省君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	西岡 武夫君	西岡 武夫君
佐藤 雄平君	吉宏 芳正君	佐々木 知子君	平田 建二君	東君

國務大臣	國務大臣			國務大臣			國務大臣		
	環境	經濟	農林水產	外務	法務	大務	大務	大務	大臣
佐藤 神本美恵子君	佐藤 章夫君	佐藤 基之君	佐藤 大塚君	佐藤 森ゆうこ君	佐藤 大塚君	佐藤 森ゆうこ君	佐藤 大塚君	佐藤 大塚君	
佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	
佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	
佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	

國務大臣	國務大臣			國務大臣			國務大臣		
	環境	經濟	農林水產	外務	法務	大務	大務	大務	大臣
佐藤 神本美恵子君	佐藤 章夫君	佐藤 基之君	佐藤 大塚君	佐藤 森ゆうこ君	佐藤 大塚君	佐藤 森ゆうこ君	佐藤 大塚君	佐藤 大塚君	
佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	
佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	
佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	
佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	
佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	
佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	

官報 (号外)

環境委員会		辞任 野間 起君	補欠 小泉 順雄君
国家基本政策委員会		福山 哲郎君	平野 達男君
予算委員会		角田 義一君	田村 秀昭君
決算委員会		小野 清子君	愛知 治郎君
議院運営委員会		佐藤 雄平君	千葉 国男君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		木庭健太郎君	若林 秀樹君
金融問題及び経済活性化に関する特別委員会		千葉 国男君	木庭健太郎君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		岡崎トミ子君	大脇 雅子君
同日議長において選任した理事は次のとおりである。		山根 隆治君	直嶋 正行君
決算委員会		森 ゆうこ君	松岡満壽男君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。		山根 隆治君	正行君
民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外六名提出) (衆第四〇号)		同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
難民等の保護に関する法律案(中村哲治君外一 名提出) (衆第四一號)		同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
文教科学委員会		辞任 草川 昭三君	補欠 山本 香苗君
農林水産委員会		理事 小川 勝也君	(和田ひろ子君の補欠)
文化財保護法の一部を改正する法律案(閣法第 八七号)		文教科学委員会に付託 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣 法第一二七号)	
農林水産委員会に付託		昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞 任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員会		総務委員	辞任 柳田 稔君
法務委員会		辞任 椎名 一保君	補欠 加治屋義人君
外交防衛委員会		辞任 樋口 俊一君	野上浩太郎君
財政金融委員会		辞任 岩本 司君	後藤 博子君
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆 議院に送付した。		補欠 岩本 司君	西山登紀子君
予算委員会		辞任 小林 達男君	浜四津敏子君
決算委員会		辞任 山下 栄一君	山口那津男君
環境委員会		辞任 池田 幹幸君	西山登紀子君
経済産業委員会		辞任 山根 隆治君	柳田 稔君
農林水産委員会		統 訓弘君	櫻井 充君
厚生労働委員会		辞任 柳田 稔君	櫻井 充君
国土交通委員会		理事 森本 晃司君	(森本晃司君の補欠)
環境委員会		理事 小泉 順雄君	(小泉順雄君の補欠)
同日衆議院から次の内閣提案を受領した。		行政事件訴訟法の一部を改正する法律案(閣 法第六六号)	
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の 環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案 (閣法第一二二号)		環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案 (閣法第四七号)	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。		私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律 案(閣法第四八号)	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。		省各庁所管使用調書(その2)	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。		平成十五年度特別会計予算總則第十四条に基づ く経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調 書(その2)	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。		平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各 省各庁所管使用調書(その2)	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。		平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各 省各庁所管使用調書(その2)	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。		平成十五年度特別会計予算總則第十四条に基づ く経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調 書(その2)	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。		同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆 議院に送付した。	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。		民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外九 名発議)	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。		同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆 議院に送付した。	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。		不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法 第一一八号) 審査報告書	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。		刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合 衆国との間の条約の締結について承認を求める の件(閣法第三号) 審査報告書	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。		無形文化遺産の保護に関する条約の締結につい て承認を求めるの件(閣法第五号) 審査報告書	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。		たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の 締結について承認を求めるの件(閣法第一七号) 審査報告書	

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法
第一二〇号)審査報告書
警備業法の一部を改正する法律案(閣法第一〇
六号)審査報告書

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法
律案(閣法第四九号)審査報告書
農業改良助長法の一部を改正する法律案(閣法
第五〇号)審査報告書
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に關
する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法
第五一号)審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第一
〇七号)審査報告書
市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改
正する法律案(閣法第一〇八号)審査報告書
一〇九号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員浅尾慶一郎君提出我が国公務員の守
秘義務に関する質問に対する答弁書(第一九号)

同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条
第一項の規定に基づく平成十五年度食料・農業・
農村の動向に関する年次報告及び同法第十四条第
二項の規定に基づく平成十六年度において講じよ
うとする食料・農業・農村施策についての文書を
受領した。

官 報 (号 外)

審査報告書

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件
刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求
めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十八日

外交防衛委員長 山本 一太
参議院議長 倉田 寛之殿

日本国及びアメリカ合衆国は、
刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合
衆国との間の条約

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国とアメリカ合衆国との間
で、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づ
き、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの
条約の規定に従つて共助を実施すること、その
ための枠組みとして中央当局を設置し、相互の
連絡を直接行うこと等を定めるものである。こ
の条約の締結により、我が国及びアメリカ合衆
国のそれそれにおける共助が一層確実に実施さ
れることを確保できるとともに、共助に関する
連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助
の迅速化が期待されるので、妥当な措置と認め
る。

一、費用

別に費用を要しない。

合衆国との間の条約の締結について承認を求
めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十二日
参議院議長 倉田 寛之殿
衆議院議長 河野 洋平

刑事に関する共助の分野における両国の協力を
一層実効あるものとすることを希望し、
そのような協力が両国において犯罪と戦うこと
に貢献することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、
捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約
の規定に従つて共助を実施する。

2 共助には、次の措置をとることを含む。この
条約において「物件」とは、証拠となる書類、記
録その他の物をいう。

3 証言、供述又は物件の取得

人、物件又は場所の見分

人、物件若しくは場所又はこれらの所在地

の特定

機関の保有する物件の提供

請求国における出頭が求められている者に
対する招請についての伝達

拘禁されている者の身柄の移動であつて証
言の取得その他の目的のためのもの

犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びに
これらに関連する手続についての共助

被請求国の方令により認められるその他の
共助であつて両締約国の中核当局で合意され
たもの

当該他方の締約国の中核当局が次のこととを保
証する場合であつて、適当と認めるときは、犯罪
の疑いのある行為についての行政機関による犯
則調査について、適当と認める条件を付して、
この条約の規定に従つて共助を実施する。

3 各締約国は、他方の締約国の中核当局が次のこととを保
証する場合であつて、適當と認めるときは、犯罪
の疑いのある行為についての行政機関による犯
則調査について、適當と認める条件を付して、
この条約の規定に従つて共助を実施する。

1 被請求国の中核当局は、次のいずれかの場合
には、共助を拒否することができる。

2 両締約国の中核当局は、この条約の実施に當
たつて、相互に直接連絡する。

第三条

1 被請求国の中核当局は、次のいずれかの場合
には、共助を拒否することができる。

2 被請求国が、請求された共助が政治犯罪に
関連すると認める場合

3 供述を文書化し若しくは記録した物その他の
物件を検察官に対しても提供する法令上の権限
を有すること。
(2) 証言又は供述を文書化し又は記録した物そ
の他の物件を請求国における捜査、訴追その
他の刑事手続において使用(訴追を行うか否
かの決定のための使用を含む)すること。

4 被請求国は、この条約に別段の定めがある場
合を除くほか、請求国における捜査、訴追その
他の手続の対象となる行為が自國の法令によれ
ば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を
実施する。

5 この条約は、両締約国間での共助のみを目的
とする。この条約の規定は、請求された共助の
実施を妨げること又は証拠を排除することとに関
し、私人の権利を新たに創設するものではなく
く、また、私人の既存の権利に影響を及ぼすも
のではない。

6 第二条

1 各締約国は、この条約に規定する任務を行
う中央当局を指定する。

(1) アメリカ合衆国については、中央当局は、
司法長官又は同長官が指定する者とする。

(2) 日本国については、中央当局は、法務大臣

若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞ
れ指定する者とする。

7 この条約に基づく共助の請求は、請求国の中
核当局から被請求国の中核当局に対して行われ
る。

8 第三条

1 被請求国の中核当局は、次のいずれかの場合
には、共助を拒否することができる。

2 被請求国が、請求された共助が政治犯罪に
関連すると認める場合

3 自己の安全その他の重要な利益が害されるお
りに檢察官に対して事件を送付する法令上の
権限又は犯則調査において得た証言若しくは

官 報 (号外)

<p>それがあると認める場合 (3) 被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合</p> <p>(4) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合であつて、請求された共助の実施に当たり自国の法令に従つて裁判所若しくは裁判官が発する令状に基づく強制措置又は自国の法令に基づくその他の強制措置が必要であると認めるとき。</p>	
<p>2 被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自國が必要と認める条件を付して共助をすることができるか否かについて検討するために、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。</p> <p>第四条</p> <p>1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面によつて行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。この場合には、被請求国の中央当局は、共助の請求を確認する書面を追加的に提出するよう請求国の中央当局に要請することができる。共助の請求は、両締約国の中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、被請求国の中央当局に当たつては、次の事項について</p> <p>(1) 捜査、訴追その他の手続を行つた局の名称 (2) 共助の請求に当たつては、その対象となる事実並びに請求国との関係法令の条文</p>	
<p>2 被請求国の中央当局は、請求された共助の実</p>	
<p>3 共助の請求に当たつては、次の事項のうち必要な要件について可能な範囲で通報する。 (1) 証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報 (2) 証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明 (3) 証言、供述又は物件の提出が求められる者に対する質問表 (4) 取得されるべき物件及びその身体が捜索されるべき人又は捜索されるべき場所についての正確な説明 (5) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報 (6) 人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法(見分に關して作成されるべき文書による記録の様式を含む。)についての説明 (7) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれら所在地に関する情報 (8) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明 (9) 請求国の中央当局への出頭が求められる者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報 (10) 請求する共助の実施を容易にするために被請求国の中央当局にその他の情報を</p>	
<p>4 1の規定に従い請求された共助を実施するにあたり、 (1) アメリカ合衆国については、裁判所が、請求された共助の実施に必要な罰則付召喚令状、捜索又は差押えに係る令状その他の命令を発する権限を有する。 (2) 日本国については、裁判官が、請求された共助の実施に必要な令状又は命令を発する権限を有する。</p> <p>5 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自國において進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留し、又は必要と認める条件を両締約国の中央当局間での協議の後に付すことができる。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。</p> <p>第六条</p> <p>1 被請求国は、両締約国の中央当局間で別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。ただし、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用並びに第十四条及び第十五条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求国が支払う。</p> <p>2 両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するため特に特別な費用が必要であることが明らかになつた場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議を行う。</p> <p>第七条</p> <p>1 被請求国の中央当局は、請求国が当該中央当局の事前の同意なしに共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続においてこの条約の規定に従つて提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を使用しないことを要請することができる。請求国は、この場合には、その要請に従う。</p> <p>2 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従つて提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱うことは當該中央当局が定めるその他の条件に従う場合にのみ使用することを要することができる。請求国は、当該物件を秘</p>	
<p>8 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局の要請に応じ、請求された共助の実施の日及び場所につき請求国の中央当局に事前に通報する。 9 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に對し、請求された共助を実施することができたか否かにつき速やかに通報し、また、その実施の結果得られた証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかつた場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。</p>	
<p>7 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に關する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。</p>	

密のものとして取り扱うことに同意した場合にはこれに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。

3 この条のいかなる規定も、請求国が自国の憲法上の義務の範囲内で、この条約の規定に従つて提供された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を訴追において使用し又は開示することを妨げるものではない。請求國の中央当局は、その使用又は開示につき被請求國の中央当局に事前に通報する。

4 この条約の規定に従つて提供された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件については、請求国においてこの条の規定に反しないで公開された場合には、その後いかなる目的のためにも使用することができる。

第八条

1 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従つて提供された物件を当該中央当局が定める条件(当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む)に従つて輸送し及び保管することを要請することができる。

2 被請求国の中央当局は、この条約の規定に従つて提供された物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従つて当該物件を返還することを要請することができる。

3 請求国は、1又は2の規定に従つて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第九条

1 被請求国は、証言、供述又は物件を取得する。このため、必要があるときは、被請求国は、強制措置をとる。

2 被請求国は、証言、供述又は物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことの可能とするよう、及び當該者が証言、供述又は物件の提出を求められる者に対しても質問することを認めよう、最善の努力を払う。当該共助の請求に示された特定の者は、直接質問することが認められない場合には、当該証言、供述又は物件の提出を求める者に対する質問することを認めよう、最善の努力を払う。

3 被請求国は、証言、供述又は物件の提出を求める者に対する質問することを認めよう、最善の努力を払う。当該共助の請求に示された特定の者は、直接質問することが認められない場合には、当該証言、供述又は物件の提出を求める者に対する質問することを認めよう、最善の努力を払う。

第十二条

1 被請求国は、自國に所在する人、物件若しくは行政機関又は司法機関が保有する物件であつて公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2 被請求国は、自國の國又は地方の立法機関、行政機関又は司法機関が保有する物件であつて公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自國の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供することができる。

第十三条

1 被請求国は、この条約の不可分の一部である附属書に定める様により、この条約の規定に従つて提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件が真正であると証明することができる。請求国は、附属書の関連する規定に従つて、当該様式により真正であると証明された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を自國の手続において証拠として得るものであると認める。

第十条

1 被請求国は、証言、供述又は物件を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求国の中央当局に於ける権限を有する当局が当該主張を処理するよう、当該主張を付して当該証言又は供述を文書化し又は記録した他の物件を請求国の中央当局に提供する。

2 被請求国は、附屬書に定める様式により、差し押さえられた物件の保管の継続性及び特定性並びにその保全の状態を証明することができる。請求国は、附屬書の関連する規定に従つて、当該様式により作成された証明書を自國の手続において証拠として得るものであると認める。

第十四条

1 被請求国は、自國に所在し、請求国との関係当局への出頭が求められている者に対し当該者が招請されていることについて伝達する。請求国は、1の規定に従つて身柄を移され

の中央当局は、自國が当該出頭のために支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、当該者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

2 1に規定する招請に従つて請求国の中央当局に出頭することに同意した者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の中央当局において拘禁されず、また、身体の自由についての制限の対象とはならない。

3 (1) 1に規定する招請に従つて請求国の中央当局に出頭することに同意した者につき2の規定に従つて与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

(a) 当該者が自らの出頭が必要でなくなった旨を關係当局によつて通知された後七日が経過した時
(b) 当該者が請求国から離れた後、任意に請求国に戻つた場合にあつてはその時
(c) 当該者が出頭期日に關係当局に出頭しなかつた場合にあつてはその時

(2) 請求国の中央当局は、(1)(a)の通知が行われた場合又は当該保護措置が(1)(b)若しくは(c)に規定する時に終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。

第十五条

1 証言の取得その他の目的のため、いずれか一方の締約国において拘禁されている者の身柄が他方の締約国に領域にあることが必要とされる場合において、被請求国は、当該目的のため、当該者の身柄を自國の領域へ移すことを認め又は許可し、かつ、両締約国の中央当局が合意したとき有限する。

2 被請求国は、この条の規定に基づく見分において、人、物件若しくは場所の写真の撮影又はビデオによる記録の作成を行うことができ、また、鑑定人の参加を得ることができる。

3 受入国は、1の規定に従つて身柄を移され

官 報 (号外)

た者を拘禁する権限を有するものとし、送出
国が当該者を拘禁しないことについての承認
を与える場合を除くほか、当該者を拘禁する
義務を負う。

(2) 受入国は、両締約国の中中央当局による事前
の又は別段の合意に従い、当該者を送出国に
よる拘禁のため速やかに送還する。

(3) 受入国は、送出国に対し、当該者の送還の
ために犯人引渡手続を開始するよう要請し
てはならない。

(4) 受入国によつて当該者が拘禁された期間
は、送出国における当該者の刑期に算入す
る。

3 この条の規定に従つて受入国に身柄を移され
た者は、受入国から送出国に送還されるまでの
間、受入国において、前条に規定する保護措置
を享受する。ただし、当該者が当該保護措置を
享受しないことについての同意を与え、かつ、
両締約国の中央当局がそれについて合意する場
合は、この限りでない。この3の規定を実施す
るに当たつては、前条の「請求国」及び「被請求
国」は、それぞれ「受入国」及び「送出国」と読み
替える。

第十六条

1 被請求国は、自國の法令が認める範囲内で、
犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する
手続について共助を実施する。当該共助には、
当該収益又は道具を保全する措置を含めること
ができる。

一方の締約国の中央当局は、他方の締約國の
領域内にある犯罪の収益又は道具が当該他方の
締約国の法令に従つて没収又は差押えの対象と
なる可能性があることを知つた場合には、当該
他方の締約国の中央当局にその旨を通報するこ
とができる。当該他方の締約国の中央当局は、
自國が当該収益又は道具の没収又は差押えに係
る権限を有する場合には、何らかの措置をとる
ことが適當であるか否かを決定するために当該

通報の内容を自國の関係当局に提供することが
できる。当該他方の締約国の中央当局は、当該
関係当局がとつた措置につき当該一方の締約國
の中央当局に報告する。

3 1又は2の規定の実施の結果犯罪の収益又は
道具を保管している締約国は、自國の法令に
従つて当該収益又は道具を保有し又は処分す
る。当該締約国は、自國の法令が認める範囲内
で、自國が適当と認める条件を付して当該収益
又は道具の全部又は一部を他方の締約国に移転
することができる。

第十七条

この条約のいずれの規定も、いかれか一方の締
約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自
国の法令に従つて他方の締約国に対し、共助を要
請し又は実施することを妨げるものではない。

第十八条

1 両締約国の中中央当局は、この条約に基づく迅
速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協
議するものとし、当該目的に必要な措置につい
て決定することができる。

2 両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又
は実施に関して生ずるいかなる問題についても
協議する。

第十九条

1 この条約は、批准されなければならず、批准
書は、できる限り速やかに東京で交換されるも
のとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目
の日に効力を生ずる。

3 この条約は、この条約の効力発生の日の前又
は以後に行われた行為に関連する共助の請求に
ついて適用する。

4 いづれの一方の締約国も、六箇月前に他方の
締約国に対して書面による通告を与えることによ
り、いつでもこの条約を終了させることができ
る。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正
文である日本語及び英語により本書一通を作成し
た。

二千三年八月五日ワシントンで、ひとしく正
文である日本語及び英語により本書一通を作成し
た。

日本国のために
森山眞弓
谷垣禎一
加藤良三

アメリカ合衆国のために
ジョン・アシュクロフト

附属書

1 (1) 日本国は、この附屬書に定める様式A-1
(業務記録に関する証明書)により、アメリカ
合衆国が請求した業務記録の原本又は写しが
真正であると証明することができる。アメリ
カ合衆国は、当該様式により真正であると証
明された業務記録の原本又は写しを、それら
の中で主張されている事項が真実であること
についての証拠とし得るものであると認め
る。

1 (2) アメリカ合衆国は、この附屬書に定める様
式A-2(業務記録に関する証明書)により、
日本国が請求した業務記録の原本又は写しが
真正であると証明することができる。日本国
は、当該様式により真正であると証明された
業務記録の原本又は写しを、自國の裁判所が
法令に従つて証拠とし得ると判断する場合に
は、証拠とし得るものであると認める。

2 (1) 日本国は、この附屬書に定める様
式C-1(差し押さえられた物件に関する証明書)
(差し押さえられた物件に関する証明書)により、
自國の権限のある当局が条約第九条に基づ
て差し押さえられた物件の保管の継続性及び特定
性並びにその保全の状態を証明することができる。
アメリカ合衆国は、当該様式による証
明が行われた場合には、更なる証明を請求し
てはならない。アメリカ合衆国は、当該様式
により作成された証明書を証拠とし得るもの
であると認める。

2 (2) アメリカ合衆国は、この附屬書に定める様
式C-2(差し押さえられた物件に関する証明書)
(差し押さえられた物件に関する証明書)により、
自國の権限のある当局が条約第九条
に基づいて差し押さえられた物件の保管の継続性
及び特定性並びにその保全の状態を証明する
ことができる。日本国は、当該様式により作
成された証明書を、自國の裁判所が法令に
従つて証拠とし得ると判断する場合には、証
拠とし得るものであると認める。

様式A-1

(アメリカ合衆国からの請求用)
業務記録に関する証明書

私、_____ (氏名) _____ は、この証明書において虚偽の陳述を行った場合に刑罰を科されることがあることを承知した上で、ここに、次のとおり陳述します。

1 私は _____ (業務記録の提出が求められている業務主体の名称) _____ に雇用されており、私の役職は _____ (役職) _____ です。

2 この証明書に添付した各業務記録は _____ (業務記録の提出が求められている業務主体の名称) _____ が保管する業務記録の原本又はその写しです。

3 (1) この証明書に添付した業務記録は、この中で記録されている事項について知る者によって(又は、その者からの情報に基づいて)、その事項が生じた時又はそれに近接した時に作成されたものです。

(2) この証明書に添付した業務記録の作成は、上記の業務主体が通常行う業務の過程において行われたものです。

(3) 上記の業務主体は、通常作成すべきものとしてこの証明書に添付した業務記録を作成しました。

(4) この証明書に添付した業務記録が原本でない場合には、その写しです。

様式A-2

(日本国からの請求用)
業務記録に関する証明書

私、_____ (氏名) _____ は、この証明書において虚偽の陳述又は虚偽の証明を行った場合に刑罰を科されることがあることを承知した上で、ここに、次のとおり陳述します。

1 私は _____ (業務記録の提出が求められている業務主体の名称) _____ に雇用されており、私の役職は _____ (役職) _____ です。

2 この証明書に添付した各業務記録は _____ (業務記録の提出が求められている業務主体の名称) _____ が保管する業務記録の原本又はその写しです。

3 (1) この証明書に添付した業務記録は、この中で記録されている事項について知る者によって(又は、その者からの情報に基づいて)、その事項が生じた時又はそれに近接した時に作成されたものです。

(2) この証明書に添付した業務記録の作成は、上記の業務主体が通常行う業務の過程において行われたものです。

(3) 上記の業務主体は、通常作成すべきものとしてこの証明書に添付した業務記録を作成しました。

(4) この証明書に添付した業務記録が原本でない場合には、その写しです。

外印(報加)

(署名)

(年月日)

(年月日)

(年月日)

上記の者は、_____ (年月日) 、私、_____ (宣誓に関する事務を行う権限を有する者の役職) _____ 、_____ (氏名) _____ の前で宣誓した。

(外) 市 (報) 報

様式B—1

(アメリカ合衆国からの請求用)
外国公文書に関する証明書

私、_____ (氏名) は、この証明書において虚偽の陳述又は虚偽の確認を行った場合に刑罰を科されることがあることを承知した上で、次のとおり陳述します。

1 _____ (日本国又は地方公共団体) の当局における私の地位は、_____ (官職)
_____ です。

2 私は、_____ (日本国又は地方公共団体) の法令又は条例若しくは規則により、この証明書に添付した文書が_____ (日本国又は地方公共団体) の機関である_____ (機関の名称) において記録し又は保管している文書の原本又はその写しであることを確認する権限を有しています。

3 文書についての記載

_____ (署名)
_____ (官職)
_____ (年月日)

様式B—2

(日本国からの請求用)
外国公文書に関する証明書

私、_____ (氏名) は、この証明書において虚偽の陳述又は虚偽の確認を行った場合に刑罰を科されることがあることを承知した上で、次のとおり陳述します。

1 _____ (行政区) の当局における私の地位は、_____ (官職)
_____ です。

2 私は、_____ (行政区) の法令により、この証明書に添付した文書が_____ (行政区) の機関である_____ (機関の名称) において記録し又は保管している文書の原本又はその写しであることを確認する権限を有しています。

3 文書についての記載

_____ (署名)
_____ (官職)
_____ (年月日)

様式C-1

(アメリカ合衆国からの請求用)

差し押された物件に関する証明書

私、_____ (氏名) _____ は、この証明書において虚偽の陳述を行った場合

に刑罰を科されることがあることを承知した上で、次のとおり陳述します。

1 _____ (日本國又は地方公共團体) の当局における私の地位は、_____ (官職) _____ です。

2 私は、3に掲げる物件を _____ (年月日) _____ に _____ (場所) _____ に

おいて _____ (氏名) _____ から受け取り、保管を開始し、この物件を、そ

の保管を開始した時の状態と同じ状態で(異なる場合には、4に記載したと
おりの状態で) _____ (年月日) _____ に _____ (場所) _____ において _____

_____ (氏名) _____ に引き継ぎ、その保管を終了しました。

3 物件についての記載

4 私が保管している間の状態の変化

_____ (署名)

_____ (官職)

_____ (場所)

_____ (年月日)

様式C-2

(日本國からの請求用)

差し押された物件に関する証明書

私、_____ (氏名) _____ は、この証明書において虚偽の陳述又は虚偽の確

認を行った場合に刑罰を科されることがあることを承知した上で、次のとおり

陳述します。

1 _____ (行政区) _____ の当局における私の地位は、_____ (官職) _____

です。

2 私は、3に掲げる物件を _____ (年月日) _____ に _____ (場所) _____ に

おいて _____ (氏名) _____ から受け取り、保管を開始し、この物件を、そ

の保管を開始した時の状態と同じ状態で(異なる場合には、4に記載したと
おりの状態で) _____ (年月日) _____ に _____ (場所) _____ において _____

_____ (氏名) _____ に引き継ぎ、その保管を終了しました。

3 物件についての記載

4 私が保管している間の状態の変化

_____ (署名)

_____ (官職)

_____ (場所)

_____ (年月日)

審査報告書

無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十八日

外交防衛委員長 山本 一太

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、無形文化遺産を保護することを目的として、そのための国際的な協力及び援助の体制の確立、締約国がとするべき必要な措置等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、無形文化遺産の保護の分野における国際協力を寄与する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めること

一、費用
我が国は、締約国会議において決定される分担金(国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)に対する分担金の額の一パーセントを超えないもの)又はこれにできる限り近い額の任意拠出金を少なくとも二年に一回、無形文化遺産の保護のための基金へ支払うこととなる。

無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十二日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

ための資源の不足により、無形文化遺産の衰退、消滅及び破壊の重大な脅威をもたらすことを認識し、

人類の無形文化遺産の保護に対する普遍的な意思及び共通の関心を認識し、

社会(特に原住民の社会)、集団及び場合により個人が無形文化遺産の創出、保護、維持及び再現に重要な役割を果たすことにより、文化の多様性及び人類の創造性を高めることに役立っていることを認識し、

文化遺産を保護するための規範的な文書(特に千九百七十二年の世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)の作成におけるユネスコの活動の広範な影響に留意し、

さらに、無形文化遺産の保護のための拘束力を有する多数国間の文書はいまだ存在しないことに留意し、

文化遺産及び自然遺産に関する既存の国際協定、勧告及び決議が、無形文化遺産に関する新たな規定により、効果的に高められ及び補足される必要があることを考慮し、

特に若い世代において、無形文化遺産及びその保護の重要性に関する意識を一層高めることとの必要性を考慮し、

国際社会は、この条約の締約国とともに、協力及び相互の援助の精神をもつて、無形文化遺産の保護に関して貢献すべきであることを考慮し、

無形文化遺産に関するユネスコの事業、特に人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言を考慮し、

人々をより緊密にさせ並びに人々の間の交流及び理解を確保する要素としての無形文化遺産の極めて重要な役割を考慮し、

この条約を二千三年十月十七日に採択する。

I 一般規定

第一条 条約の目的

この条約の目的は、次のとおりとする。

(a) 無形文化遺産を保護すること。
(b) 関係のある社会、集団及び個人の無形文化遺産を尊重すること。

(c) 無形文化遺産の重要性及び無形文化遺産を相互に評価することを確保することの重要性に関する意識を地域的、国内的及び国際的に高めること。

この条約の適用上、

1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であつて、社会、集団及び場合によつては個人が自己的文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己的環境、自然との相互作用及び歴史に對応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を與えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するものにのみ考慮を払う。

2 1に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。

地球規模化及び社会の変容の過程は、社会間の新たな対話のための状況を作り出すと同時に、不寛容の現象と同様に、特に無形文化遺産の保護のための基準を考慮し、

官 報 (号外)

(a) 口承による伝統及び表現(無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。)	2 締約国会議は、通常会期として二年ごとに会合する。締約国会議は、自ら決定するとき又は無形文化遺産の保護のための政府間委員会若しくは締約国の少なくとも三分の一の要請に基づき、臨時会期として会合することができる。
(b) 芸能	3 (b) 自然及び万物に関する知識及び慣習
(c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事	4 (c) 伝統工芸技術
(d) (d) 「保護」とは、無形文化遺産の存続を確保するための措置(認定、記録の作成、研究、保存、保護、促進、拡充、伝承(特に正規の又は正規でない教育を通じたもの)及び無形文化遺産の種々の側面の再活性化を含む。)をいう。	5 (d) 「締約国」とは、この条約に拘束され、かつ、自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。
(e) (e) この条約は、第三十三条に規定する地域であつて、同条の条件に従つてこの条約の当事者となるものについて準用し、その限度において「締約国」といふときは、当該地域を含む。	6 (e) 第二十九条に従つて、基金の資金を増額するための方法を追求し及びこのために必要な措置をとること。
(f) (f) 第二十九条に従つて締約国が提出する報告を検討し及び締約国会議のために当該報告を要約すること。	7 (f) 委員会は、ユネスコ事務局の補佐を受ける。
(g) (g) 締約国が提出する次の要請について、検討し並びに委員会が定め及び締約国会議が承認する客観的な選考基準に従つて決定すること。	8 (g) 第二十二条による国際的な援助の供与
(h) (h) 委員会は、締約国会議に対し責任を負う。	9 (h) 第二十三条による国際的な援助の供与
II 条約の機関	10 (i) 第十六条、第十七条及び第十八条に規定する一覧表への記載及び提案
第四条 締約国会議	11 (ii) 第二十二条による国際的な援助の供与
1 この条約により、締約国会議を設置する。締約国会議は、この条約の最高機関である。	12 (j) 委員会は、そのすべての活動及び決定を締約国会議に報告する。
2 この条約により、締約国会議を設置する。締約国会議は、この条約の最高機関である。	13 (k) 委員会は、その構成国の三分の二以上の多数
3 第七条 委員会の任務	14 (l) 締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各の状況に適合した方法により、自の領域内に存在する無形文化遺産について一つ
4 委員会は、特定の事項について協議するため、無形文化遺産の種々の分野において能力を認められた公私の機関及び個人を会議に招請することができる。	15 (m) 第九条 助言団体の認定
5 委員会は、無形文化遺産の分野において能力を認められた民間団体の認定を締約国会議に提案する。当該民間団体は、委員会の顧問の資格で行動する。	16 (n) 第十条 事務局
6 委員会は、また、締約国会議にその認定の基準及び方法を提案する。	17 (o) 第十一条 締約国の役割
7 委員会は、ユネスコ事務局の補佐を受ける。	18 (p) 締約国は、次のことを行う。
8 委員会は、締約国会議及び委員会の文書並びにそれらの会合の議題案を作成し、並びに締約国会議及び委員会の決定の実施を確保する。	19 (q) (a) 自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。
9 委員会は、その構成国の三分の二以上の多数	20 (b) 第二条に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。
10 第十二条 目録	21 (c) 第二条に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。

は二以上の目録を作成する。これらの目録は、定期的に更新する。

2 締約国は、第二十九条に従つて定期的に委員会に報告を提出する場合、当該目録についての関連情報を提供する。

締約国は、自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護、発展及び振興のために次のことを行うよう努める。

(a) 社会における無形文化遺産の役割を促進し及び計画の中に無形文化遺産の保護を組み入れるための一般的な政策をとること。

(b) 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護のため、一又は二以上の権限のある機関を指定し又は設置すること。

(c) 無形文化遺産、特に危険にさらされている無形文化遺産を効果的に保護するため、学術的、技術的及び芸術的な研究並びに調査の方法を促進すること。

(d) 次のことを目的とする立法上、技術上、行政上及び財政上の適当な措置をとること。

(i) 無形文化遺産の管理に係る訓練を行う機関の設立又は強化を促進し並びに無形文化遺産の実演又は表現のための場及び空間を通じた無形文化遺産の伝承を促進すること。

(ii) 無形文化遺産の特定の側面へのアクセスを規律する慣行を尊重した上で無形文化遺産へのアクセスを確保すること。

(iii) 無形文化遺産の記録の作成のための機関を設置し及びその機関の利用を促進すること。

第十四条 教育、意識の向上及び能力形成

締約国は、すべての適当な手段により、次のことを行いうよう努める。

(a) 特に次の手段を通じて、社会における無形文化遺産の認識、尊重及び拡充を確保すること。

(i) 一般公衆、特に若年層を対象とした教育、意識の向上及び広報に関する事業計画

(ii) 関係する社会及び集団内における特定の教育及び訓練に関する計画

(iii) 無形文化遺産の保護のための能力を形成する活動(特に管理及び学術研究のためのもの)

(iv) 知識の伝承についての正式な手段以外のもの

(c) 自然の空間及び記念の場所であつて無形文化遺産を表現するためにその存在が必要なものの保護のための教育を促進すること。

第十五条 社会、集団及び個人の参加

第十五条规定の委員会は、この一覧表の作成、更新及び公表のための基準を定め並びにその基準を承認のため、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国に要請に基づいて当該一覧表にそのような遺産を記載する。

2 委員会は、この一覧表の作成、更新及び公表のための基準を定め並びにその基準を承認のため、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国に要請に基づいて当該一覧表にそのような遺産を記載する。

3 極めて緊急の場合(その客観的基準は、委員会の提案に基づいて締約国会議が承認する。)には、委員会は、関係する締約国と協議した上で、1に規定する一覧表に関係する遺産を記載することができる。

第十六条 無形文化遺産の国際的保護

1 委員会は、締約国の提案に基づき並びに委員会が定め及び締約国会議が承認する基準に従つて、また、発展途上国特別のニーズを考慮して、無形文化遺産を保護するための国家的小地域的及び地域的な計画、事業及び活動であつてこの条約の原則及び目的を最も反映していると判断するものを定期的に選定し並びに促進す

る。

2 このため、委員会は、このようない提案の準備のための締約国からの国際的な援助の要請を受領し、検討し及び承認する。

3 委員会は、そのような計画、事業及び活動を実施する場合、自らが決定した方法により最も実例を普及させる。

V 國際的な協力及び援助

1 委員会は、無形文化遺産の一層の認知及びその一覧表

2 委員会は、第七条に規定する運用指示書及び二十四条に規定する協定に従つて、締約国に対し、次の形態の援助を供与することができる。

2 委員会は、この代表的な一覧表の作成、更新及び公表のための基準を定め並びにその基準を承認のため締約国会議に提出する。

第十七条 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表

1 委員会は、適当な保護のための措置をとるため、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国に要請に基づいて当該一覧表にそのような遺産を記載する。

2 委員会は、この一覧表の作成、更新及び公表のための基準を定め並びにその基準を承認のため、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表を作成し、常時最新のものとし及び公表し並びに関係する締約国に要請に基づいて当該一覧表にそのような遺産を記載する。

3 委員会は、この条約の適用上、国際的な協力には、特に情報及び経験の交換、共同の自発的活動並びに締約国による無形文化遺産を保護するための努力を支援するための制度を設けることを含む。

第十九条 國際的な協力

1 締約国は、国内法令、慣習法及び慣行の適用を妨げることなく、無形文化遺産の保護が人類にとって一般的な利益であることを認識し、そのため、二国間で並びに小地域的、地域的及び国際的に協力することを約束する。

第二十条 國際的な援助の目的

1 國際的な援助は、次の目的のために供与することができる。

(a) 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表に記載されている遺産の保護

(b) 第十一条及び第十二条における目録の作成及び活動への支援

(c) 無形文化遺産の保護を目的とする国家的小地域的及び地域的に実施される計画、事業

(d) 委員会が必要と認める他の目的

第二十一条 國際的な援助の形態

委員会は、第七条に規定する運用指示書及び二十四条に規定する協定に従つて、締約国に対し、次の形態の援助を供与することができる。

官 報 (号 外)

(a) 保護の種々の側面に関する研究	(b) 専門家及び実践する者の提供
(c) (d) 基盤の整備及び運用	(e) (f) (g) 全ての必要な職員の養成
規範の設定及びその他の手段の作成	設備及びノウハウの供与
他の形態の財政的及び技術的援助(適当な場合には、低利の貸付け及び贈与を含む。)	第二十二条 國際的な援助に関する条件
委員会は、国際的な援助の要請を検討する手続を定め及び当該要請に含める情報(例えば、予定される措置、必要とされる関与、それらに要する費用の見積り)を特定する。	第二十二条 國際的な援助の要請を検討する手続を定め及び当該要請に含める情報(例えば、予定される措置、必要とされる関与、それらに要する費用の見積り)を特定する。
緊急の場合においては、委員会は、援助の要請を優先事項として検討する。	緊急の場合においては、委員会は、援助の要請を優先事項として検討する。
委員会は、決定を行うために、必要と認める研究及び協議を行う。	委員会は、決定を行うために、必要と認める研究及び協議を行う。

第二十三条 国際的な援助の要請	第一節 委員会による報告
1 締約国は、自國の領域内に存在する無形文化遺産の保護のための国際的な援助の要請を委員会に提出することができる。	1 この条約により、「無形文化遺産の保護のための基金」(以下「基金」という。)を設立する。
2 当該要請は、また、二以上の締約国が共同で提出することができる。	2 基金は、ユネスコの財政規則に従つて設置される信託基金とする。
3 当該要請には、必要な資料とともに前条1に定める情報を含める。	3 基金の資金は、次のものから成る。
第二十四条 受益国となる締約国の役割	3 (a) 締約国による分担金及び任意拠出金 (b) ユネスコの総会がこの目的のために充当する資金 (c) 次の者からの拠出金、贈与又は遺贈 (d) 締約国以外の国 (e) 國際連合の機関(特に国際連合開発計画) その他の国際機関 (f) 公私の機関又は個人

1 この条約の規定に従つて、供与される国際的な援助は、受益国となる締約国と委員会との間の協定により規定される。	1 委員会は、特定の事業に関連する一般的及び特別な目的のための拠出金その他の形態による援助を受けることができる。ただし、当該事業が委員会により承認されている場合に限る。
2 受益国となる締約国は、原則として、自己の資金の限度内で、国際的な援助が供与される保護のための措置の経費を負担する。	2 基金に対する拠出には、この条約の目的と両立しないかかる政治的又は経済的条件その他が付することができない。
3 受益国となる締約国は、無形文化遺産の保護のために供与される援助の使途に関する報告を	3 締約国は、追加の任意拠出金とは別に、少なくとも二年に一回、基金に分担金を支払うこと
1 締約国は、追加の任意拠出金とは別に、少な	1 締約国は、追加の任意拠出金とは別に、少な
くとも二年に一回、基金に分担金を支払うこと	くとも二年に一回、基金に分担金を支払うこと

第六条に規定する選挙の時に終了する。	第六条に規定する選挙の時に終了する。
第三十一条 委員会による報告	第三十一条 委員会による報告
1 委員会は、その活動及び前条に規定する締約国による報告に基づいて、締約国会議に対し、その会期ごとに報告を提出する。	1 委員会は、その活動及び前条に規定する締約国による報告に基づいて、締約国会議に対し、その会期ごとに報告を提出する。
2 1の報告については、ユネスコの総会に通知する。	2 1の報告については、ユネスコの総会に通知する。
第三十二条 経過規定	第三十二条 経過規定
1 委員会は、この条約の効力発生前に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言されたものを、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載する。	1 委員会は、この条約の効力発生前に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言されたものを、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載する。
2 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表へのこれらものの記載は、第十六条の規定に従つて決定する将来の記載基準に何ら予断を与えるものではない。	2 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表へのこれらものの記載は、第十六条の規定に従つて決定する将来の記載基準に何ら予断を与えるものではない。
3 この条約の効力発生の後は、更なる宣言は行われない。	3 この条約の効力発生の後は、更なる宣言は行

官報(号外)

IX 最終規定

第三十二条 批准、受諾又は承認

1 この条約は、ユネスコの加盟国により、それぞれの自國の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、ユネスコ事務局長に寄託する。

第三十三条 加入

1 この条約は、ユネスコの総会が招請するすべてのユネスコの非加盟国による加入のために開放しておく。

2 この条約は、国際連合により完全な内政上の自治権を有していると認められているが、国際連合総会決議第千五百十四号(第十五回国会期)に基づく完全な独立を達成していない地域であつて、この条約により規律される事項に関する权限(これらの事項に関して条約を締結する権限を含む。)を有するものによる加入のために開放しておく。

3 加入書は、ユネスコ事務局長に寄託する。

第三十四条 効力発生

この条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三箇月で、その寄託の日以前に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、その他の国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

第三十五条 憲法上の連邦制又は非單一制

次の規定は、憲法上連邦制又は非單一制をとっている締約国について適用する。
(a) この条約の規定であつて、連邦又は中央の立法機関の立法権の下で実施されるものにつ

いては、連邦又は中央の政府の義務は、連邦制をとつてない締約国の義務と同一とする。

(b) この条約の規定であつて、邦、州又は県の権限の下で実施されるものであり、かつ、連邦の憲法制度によつて邦、州又は県が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府は、これらの邦、州又は県の権限のある機関に対し、採択についての勧告をしてその規定を通報する。

第三十六条 廃棄

1 締約国は、この条約を廃棄することができることにより通告する。

2 廃棄は、ユネスコ事務局長に寄託する文書により通告する。

3 廃棄は、廃棄書の受理の後十二箇月で効力を生ずる。廃棄は、脱退が効力を生ずる日までには、廃棄を行う国財政上の義務に何ら影響を及ぼすものではない。

4 4に定める手続は、委員会の構成国のみに適用する第五条の改正については、適用しない。これらの改正は、採択された際に効力を生ずる。

5 3及び4に定める手続は、委員会の構成国のみに適用する第五条の改正については、適用しない。これらの改正は、採択された際に効力を生ずる。

6 4の規定により改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国は、別段の意思を表明しない限り、次のようにみなされる。

(a) 改正された条約の締約国

(b) 改正によって拘束されない締約国との関係においては、改正されていない条約の締約国

第三十七条 寄託

ユネスコ事務局長は、この条約の寄託者として、ユネスコの加盟国及び第三十三条に規定するユネスコの非加盟国並びに国際連合に対し、第三十二条及び第三十三条に規定するすべての批准書、受諾書、承認書及び加入書の寄託並びに前条に規定する廃棄を通報する。

第三十八条 改正

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

第三十九条 正文

この条約は、ユネスコ事務局長の要請により、同事務局長は、当該通報をすべての締約国に送付する。同事務局長は、当該通報の送付の日から六箇月以内に締約国の二分の一以上がその要請に好意的な回答を行つた場合には、審議及び採択のため、次の総会の会期にこの提案を

第四十条 登録

この条約は、ユネスコ事務局長の要請により、

国際連合憲章第二百二条の規定に従つて、国際連合事務局に登録する。

二千三年十一月三日にパリで、総会の第三十二

提出する。

2 改正案は、出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。

3 この条約の改正は、採択された後は、締約国に対し、批准、受諾、承認又は加入のために送付する。

4 改正は、批准し、受諾し、承認し又は加入した締約国に対してのみ、締約国の三分の二が3の文書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。改正は、その後批准し、受諾し、承認し又は加入する各締約国については、当該締約国が

その批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後三箇月で当該締約国に対して効力を生ずる。

5 3及び4に定める手続は、委員会の構成国のみに適用する第五条の改正については、適用しない。これらの改正は、採択された際に効力を生ずる。

6 4の規定により改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国は、別段の意思を表明しない限り、次のようにみなされる。

(a) 改正された条約の締約国

(b) 改正によって拘束されない締約国との関係においては、改正されていない条約の締約国

総会議長

ミカエル・アビオラ・オメレワ

事務局長

松浦晃一郎

審査報告書

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十八日

外交防衛委員長 山本一太

参議院議長 倉田寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護すること目的とし、たばこに関する広告、包装上の表示等の規制及びたばこの規制に関する国際協力

回会期の議長及びユネスコ事務局長の署名を有する本書二通を作成した。これらの本書は、ユネスコに寄託するものとし、その認証謄本は、第三十二条及び第三十三条に規定するすべての国並びに国際連合に送付する。

以上は、ユネスコの総会が、パリで開催された十二回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

第一部 序

第一条 用語

この条約の適用上、

(a) 「不法な取引」とは、法令によつて禁止されるあらゆる行為であつて、生産、輸送、受領、保有、流通、販売又は購入に関連するもの(このような活動を促進することを意図したあらゆる行為を含む。)をいう。

(b) 「地域的な経済統合のための機関」とは、二以上の主権国家によつて構成される機関であつて、その構成国から一定の事項に関する権限(当該事項に関し構成国を拘束する決定を行ふ権限を含む。)の委譲を受けたものをいう。

(c) 「たばこの広告及び販売促進」とは、商業上行われるあらゆる形態による情報の伝達、奨励又は行動であつて、直接又は間接に、たばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進することを目的とし又はたばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進する効果を有し若しくは有するおそれのあるものをいう。

(d) 「たばこの規制」とは、供給、需要及び害を減少させるための一定の戦略であつて、たばこ製品の消費及びたばこの煙にさらされる健康を改善することを目的とするものを行う。

(e) 「たばこ産業」とは、たばこ製造業者並びにたばこ製品の卸売業者及び輸入業者をいう。

(f) 「たばこ製品」とは、喫煙用、吸引用、かみ用又はかぎ用に供するために製造された製品

であつて、全部又は一部が原材料としての葉たばこから成るものをいう。

(g) 「たばこの後援」とは、催し、活動又は個人へのあらゆる形態の貢献であつて、直接又は間接に、たばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進することを目的とし又はたばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進する効果を有し若しくは有するおそれのあるものをいう。

第二条 この条約と他の協定及び法的文書との関係

1 締約国は、人の健康を一層保護するため、この条約及び議定書によって求められる措置を超える措置を実施することが奨励され、また、これらの一いかなる文書も、その規定と両立、かつ、国際法に適合する一層厳しい条件を締約国が課することを妨げるものではない。

2 この条約及び議定書は、この条約及び議定書に関係する事項又は追加的な事項に関し、二国間又は多数国間の協定(地域的又は小地域的な協定を含む。)を締結する締約国の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。ただし、そのような協定は、この条約及び議定書に基づく義務に抵触するものであつてはならない。関係締約国は、事務局を通じ、締約国会議に対しこれらの協定を通報する。

3 地域の文化並びに社会的、経済的、政治的及び法的な要因を考慮した、効果的なたばこの規制のためのプログラムを作成し及び実施するための国際的な協力、特に、技術及び知識の移転、資金援助並びに関連する専門知識の提供は、この条約の重要な一部である。

4 すべてのたばこ製品の消費を自国において並びに地域的及び国際的に減少させるための多くの部門における包括的な措置及び対応は、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることによる影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

5 締約国が自国の管轄内で決定する責任に関する事項は、包括的なたばこの規制の重要な一部である。

6 開発途上締約国及び移行経済締約国においてたばこの規制のためのプログラムの結果としてたばこの規制のための耕作者及び生計に深刻な影響を受けるたばこの耕作者及び労働者の経済的な移行を援助するための技術援助及び資金援助の重要性については、持続可能な開発のために各國が策定する戦略との関連において認識し及び取り組むべきである。

7 市民社会の参加は、この条約及び議定書の目的の達成に不可欠である。

第三条 目的

この条約及び議定書は、たばこの使用及びたばこの規制のための戦略を策定するための計画の作成、実施及び評価に原住民の個人及び社会が参加することを促進するための措置をとる必要性

(d) たばこの規制のための戦略を策定するに当たり、性差に応じた危険性に対応するための措置をとる必要性

(e) たばこの規制に關する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求める件

		官 報 (号) 外	
5	(a) たばこの規制のための国内における調整のための仕組み又は中央連絡先を確立し又は強化し、及びこれらに資金を供与すること。 (b) たばこの消費、ニコチンによる習慣性及びたばこの煙にさらされることを防止し及び減少させるための適当な政策を策定するに当たり、効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施し、並びに、適当な場合には、他の締約国と協力すること。	3 締約国は、たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する。	4 締約国は、この条約及び自国が締約国である議定書の実施のための措置、手続及び指針に関する提案を作成することに協力する。
6	5 締約国は、適当な場合には、この条約及び自国が締約国である議定書の目的を達成するため、権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体と協力する。	6 締約国は、利用することができる手段及び資源の範囲内で、二国間又は多數国間の資金調達のための制度を通じ、この条約の効果的な実施のための資金を調達することに協力する。	第三部 たばこの需要の減少に関する措置
7	第六条 たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置	第八条 たばこの煙にさらされることが死滅することに関する効果的及び重要な手段であることを認識する。	第七条 たばこの需要を減少させるための価格に関する措置以外の措置
8	2 各締約国は、課税政策を決定し及び確立する	1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死滅することに関する効果的及び重要な手段であることを認識する。	第八条 たばこの煙にさらされることが死滅することを認めたる表示面の五十パーセント以上を占めるべきであり、主たる表示面の三十パーセントを下回るものであつてはならない。
9	締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋外の保護のため、効果的な措置を採択し及び実施する。	1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死滅することを認めたる表示面の三十パーセントを下回るものであつてはならない。	(v) 写真若しくは絵を含めることができる。
10	1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死滅することを認めたる表示面の三十パーセントを下回るものであつてはならない。	2 たばこの製品の個装及びラベルについて、虚偽の、誤認させる若しくは詐欺的な手段又はたばこの特性、健康への影響、危険若し	たばこの製品について誤った印象を生ずるおそれのある手段特定のたばこ製品が他のたばこ製品より有害性が低いとの誤った印象を直接的又は間接的に生ずる用語、形容的表示、商標、表象による表示その他の表示を含む。) を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないこと。これらの手段には、例えば、「ロー・タール」、「ライト」、「ウルトラ・ライト」又は「マイルド」の用語を含めることができる。
11	2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋外の保護のため、効果的な措置を採択し及び実施する。	3 締約国は、1(b)及び2に規定する警告その他の情報をたばこ製品の個装その他の中文字による情報をたばこ製品の個装その他の中文字による情報を含める。	くは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段特定のたばこ製品が他のたばこ製品より有害性が低いとの誤った印象を直接的又は間接的に生ずる用語、形容的表示、商標、表象による表示その他の表示を含む。) を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないこと。これらの手段には、例えば、「ロー・タール」、「ライト」、「ウルトラ・ライト」又は「マイルド」の用語を含めることができる。

官 報 (号 外)

<p>の主要な一又は複数の言語で記載することを要する。</p> <p>4 この条の規定の適用上、たばこ製品に関する「外側の包装及びラベル」とは、当該たばこ製品の小売販売に使用されるあらゆる包装及びラベルをいう。</p>	
<p>第十二条 教育、情報の伝達、訓練及び啓発</p>	
<p>締約国は、適当な場合にはすべての利用可能な情報の伝達のための手段を用いて、たばこの規制に関する問題についての啓発を促進し及び強化する。このため、締約国は、次のことを促進するための効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を探査し及び実施する。</p> <p>(a) たばこの消費及びたばこの煙にさらされることによる健康に対する危険習慣性を含むことについての教育及び啓発のための効果的かつ包括的なプログラムへの広範な参加の機会の提供</p> <p>(b) たばこの消費及びたばこの煙にさらされることによる健康に対する危険並びに第十四条の規定によりたばこの使用の中止及びたばこのない生活様式がもたらす利益についての啓発</p> <p>(c) たばこ産業に関する広範な情報であつてこの条約の目的に関連するものの自国の国内法に基づく公開</p> <p>(d) 保健に従事する者、地域社会のために働く者、社会福祉活動に従事する者、報道に従事する者、教育者、意思決定を行う者、行政官その他の関係者に対する、たばこの規制に関する効果的かつ適当な訓練又は啓発のためのプログラム</p>	
<p>締約国は、広告、販売促進及び後援の包括的な禁止がたばこ製品の消費を減少させるであろうことを認識する。</p> <p>2 締約国は、自國の憲法又は憲法上の原則に従い、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行う。この包括的な禁止には、自國が利用し得る法的環境及び技術的手段に従うことを条件として、自國の領域から行われる国境を越える広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を含める。この点に関し、締約国は、この条約が自國について効力を生じた後五年以内に、適当な立法上、執行上、行政上又は他の措置をとり、及び第二十一条の規定に従つて報告する。</p> <p>3 自國の憲法又は憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない締約国は、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援に制限を課す。この制限には、自國が利用し得る法的環境及び技術的手段に従うことを条件として、自國の領域から行わる国境を越える効果を有する広告、販売促進及び後援について、五年以内に、包括的な禁止を行ふことを禁める。この点に関し、締約国は、適当な立法上、執行上、行政上又は他の適当な措置をとることによりたばこの後援を禁止し、又は自國の憲法若しくは憲法上の原則の規定に従つて報告する。</p>	
<p>4 (e) たばこの規制のための複数の部門にわたるプログラム及び戦略の策定及び実施におけるたばこ産業と関係を有しない公的な及び民間の団体並びに非政府機関の啓発及び参加</p> <p>(f) たばこの生産及び消費が健康、経済及び環境に及ぼす悪影響に関する情報についての啓発及びその情報の取得の機会の提供</p>	
<p>第十三条 たばこの広告、販売促進及び後援</p>	
<p>1 締約国は、広告、販売促進及び後援の包括的な禁止がたばこ製品の消費を減少させるであろうことを認識する。</p> <p>2 締約国は、自國の憲法又は憲法上の原則に従い、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行う。この包括的な禁止には、自國が利用し得る法的環境及び技術的手段に従うことを条件として、自國の領域から行われる国境を越える広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を含める。この点に関し、締約国は、この条約が自國について効力を生じた後五年以内に、適当な立法上、執行上、行政上又は他の措置をとり、及び第二十一条の規定に従つて報告する。</p> <p>3 自國の憲法又は憲法上の原則のために包括的な禁止を行う状況にない締約国は、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援に制限を課す。この制限には、自國が利用し得る法的環境及び技術的手段に従うことを条件として、自國の領域から行わる国境を越える効果を有する広告、販売促進及び後援について、五年以内に、包括的な禁止を行ふことを禁める。</p> <p>4 (a) 虚偽の、誤認させる若しくは詐欺的な手段又はたばこ製品の特性、健康への影響、危険若しくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段を用いることによってたばこの製品の販売を促進するあらゆる形態のたばこの広告、販売促進及び後援を禁止すること。</p> <p>(b) あらゆるたばこの広告並びに適当な場合にたばこの販売促進及び後援に当たり健康に関する警告若しくは情報又は他の適当な警告若しくは情報を付することを要求すること。</p> <p>(c) 公衆によるたばこ製品の購入を奨励する直接又は間接の奨励措置の利用を制限すること。</p> <p>(d) 包括的な禁止を行つていない場合には、まだ禁止されていない広告、販売促進及び後援へのたばこ産業による支出について関連する政府当局に対し開示することを要求すること。当該政府当局は、国内法に従い、当該支出の額を公衆に開示すること及び第二十一条の規定に従い締約国会議に開示することを決定することができる。</p> <p>(e) ラジオ、テレビジョン、印刷媒体及び適当な場合には他の媒体(例えはインターネット)におけるたばこの広告、販売促進及び後援について、五年以内に、包括的な禁止を行ふことを禁める。</p> <p>5 締約国は、4に規定する義務を超える措置を実施することが奨励される。</p> <p>6 締約国は、国境を越えて行われる広告の廃止を促進するために必要な技術及び他の手段の開発について協力する。</p> <p>7 特定の形態のたばこの広告、販売促進及び後援を禁止している締約国は、自國の国内法に従い、自國の領域に入る当該形態の国境を越えるたばこの広告、販売促進及び後援を禁止する主権的権利並びに自國の領域における国内の広告、販売促進及び後援について適用する制裁と同等の制裁を科する主権的権利を有する。この7の規定は、いかなる制裁をも科することができることを認め又は承認するものではない。</p> <p>8 締約国は、国境を越えて行われるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止のために国際的な協力を必要とする適当な措置を定める議定書の作成について検討する。</p>	
<p>第十四条 たばこへの依存及びたばこの使用の中止についてのたばこの需要の減少に関する措置</p>	
<p>1 締約国は、たばこの使用の中止及びたばこの依存の適切な治療を促進するため、自國の事情及び優先事項を考慮に入れて科学的証拠及び最も実例に基づく適当な、包括的及び総合的な指針を作成し及び普及させ、並びに効果的な措置をとる。</p> <p>2 このため、締約国は、次のことを行うよう努める。</p> <p>(a) 教育機関、保健施設、職場、スポーツのための場所等において、たばこの使用の中止を促進することを目的とした効果的なプログラムを立案し及び実施すること。</p>	

(b)	適当な場合には保健に従事する者、地域社会のために働く者及び社会福祉活動に従事する者の参加を得て、国内の保健及び教育のためのプログラム、計画及び戦略にたばこの依存の診断及び治療並びにたばこの使用の中止に関するカウンセリング・サービスを含めること。
(c)	保健施設及びリハビリテーションのための施設において、たばこへの依存についての診断、カウンセリング、予防及び治療のためのプログラムを作成すること。
(d)	第二十二条の規定に基づき、たばこへの依存の治療(医薬用の製品の入手を含む。)の機会を提供し及びその治療の費用を妥当なものとすることを促進するため他の締約国と協力すること。そのような医薬用の製品及びこれを構成する物品には、適当な場合には、医薬品並びに医薬品の投与及び診断のために使用する物品を含めることができる。
1	第四部 たばこの供給の減少に関する措置 第十五条 たばこ製品の不法な取引
2	締約国は、たばこ製品のあらゆる形態の不法な取引(密輸、不法な製造及び偽造を含む。)をなくすこと並びに小地域的、地域的及び世界的な協定に加え関連する国内法を制定し及び実施することが、たばこの規制の不可欠な要素であることを認識する。
3	各締約国は、締約国がたばこ製品の原産地を決定することを支援するため、また、締約国が流通を逸脱した地点を判断すること並びにたばこ製品の移動及び合法性を監視し、記録し及び管理することを国内法及び関連する二国間又は多国間協定に従つて支援するため、たばこ製品のすべての個装その他の包装及び外側の包装
(a)	表示を行うこと又は最終仕向地を示す他の効果的な表示若しくは当局が当該たばこ製品の国内市場における販売の合法性を判断することに役立つ他の効果的な表示を行うことを要求すること。
(b)	適当な場合には、流通の制度を一層保護し及び不法な取引の検査を支援するような追跡のための実際的な制度を発展させることについて検討すること。
4	締約国は、2に規定する包装上の表示が、判読の可能な形態で又は自國の主要な一若しくは複数の言語によって行われるよう要求する。
5	締約国は、たばこ製品の不法な取引をなくすため、適当な場合には、国内法に従い、国内の機関並びに関連する地域的及び国際的な政府間機関の間で検査、訴追及び司法手続に関連する協力を促進する。たばこ製品の不法な取引と戦うため、地域及び小地域の段階における協力に重点を置く。
6	締約国は、不法な取引を防止することを目的としてたばこ製品の生産及び流通を管理し又は規制するため、更にるべき措置(適当な場合には、許可制度を含む。)を採択し及び実施するよう努める。
7	締約国は、たばこ製品(偽造される紙巻たばこ及び輸される紙巻たばこを含む。)の不法な取引をな二国間又は多国間協定に従い、たばこ製品の国境を越える取引(不法な取引を含む。)について監視し及び資料を収集すること並びに税関当局、税務当局及び他の当局の間で情報交換すること。
8	第十六条 未成年者への及び未成年者による販売
9	締約国は、国内法によつて定める年齢又は十八歳未満の者に対するたばこ製品の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施する。これらの措置には、次のことを認める。
(a)	たばこ製品のすべての販売者が未成年者に又は国内法に従い処分されることを確保すること、即ち、たばこの販売の禁止について明確かつ、目につきやすい表示を販売所の中に掲げること及び疑義のある場合にはたばこの購入者に対し成年に達していることを示す適当な証拠の提示を求めるなどを要求すること。
(b)	自国の管轄内で課税を免除されて保管され及び卸売用のたばこ製品の個装その他の包装について、「(国) 地方、地域又は連邦の構成単位の名称を挿入)においてのみ販売可能」の表示を行うこと。
(c)	自国の国内市場において販売される小売用及び卸売用のたばこ製品の個装その他の包装について、「(国) 地方、地域又は連邦の構成単位の名称を挿入)においてのみ販売可能」の表示を行つて他の効果的な表示を行うことを要求すること。
(d)	自国の管轄内で課税を免除されて保管され又は流通するたばこ製品の保管及び流通を監視し、記録し及び管理するための措置を採択し及び実施すること。
(e)	適当な場合には、たばこ製品の不法な取引により生じた収益の没収を可能とするための措置を採択すること。
10	締約国は、適当な場合には、第二十二条の規定に従い、締約国会議への自國の定期的な報告に4(a)及び(d)の規定に従つて収集された情報を全部をまとめた形式で含める。
11	締約国は、たばこ製品の不法な取引をなくすため、適当な場合には、国内法に従い、国内の機関並びに関連する地域的及び国際的な政府間機関の間で検査、訴追及び司法手続に関連する協力を促進する。たばこ製品の不法な取引と戦うため、地域及び小地域の段階における協力に重点を置く。
12	締約国は、公衆、特に未成年者へのたばこ製品の無償の配布を禁止し又はその禁止を促進すること。
(a)	たばこ製品のすべての販売者が未成年者に又は国内法に従い処分されることを確保すること、即ち、たばこの販売の禁止について明確かつ、目につきやすい表示を販売所の中に掲げること及び疑義のある場合にはたばこの購入者に対し成年に達していることを示す適当な証拠の提示を求めるなどを要求すること。
(b)	店の棚への陳列等たばこ製品に直接触れるとのできるあらゆる方法によるたばこ製品の販売を禁止すること。
(c)	未成年者の興味をひくたばこ製品の形をした菓子、がん具その他の物の製造及び販売を禁止すること。
(d)	自国の管轄の下にあるたばこの自動販売機が未成年者によって利用されないこと及びそのような自動販売機によって未成年者に対するたばこ製品の販売が促進されないことを確保すること。
(e)	未成年者の興味をひくたばこ製品の形をした菓子、がん具その他の物の製造及び販売を禁止すること。
13	締約国は、紙巻たばこの一本ずつの販売又は未成年者にとってたばこ製品の入手の可能性を増加させるような小型の個装による販売を禁止するよう努める。
14	締約国は、未成年者へのたばこ製品の販売を防止するための措置が、その効果を高めることを目的として、適当な場合には、この条約の他の規定と併せて実施されるべきであることを認識する。
15	締約国は、この条約に署名し、これを批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する時又はその後いつでも、拘束力のある書面による宣言を行うことにより、自國の管轄内におけるたばこの自動販売機の導入の禁止又は適当な

官報(号外)

<p>場合にはたばこの自動販売機の全面的な禁止を約束することを明らかにすることができる。寄託者は、この5の規定に従つて行われた宣言をこの条約のすべての締約国に送付する。</p> <p>6 締約国は、1から5までに規定する義務の履行を確保するため、効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置(販売業者及び流通業者に対する制裁を含む)を採択し及び実施する。</p> <p>7 締約国は、適当な場合には、国内法によつて定める年齢又は十八歳未満の者によるたばこ製品の販売を禁止する効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施すべきである。</p>	<p>第十七条 経済的に実行可能な代替の活動に対する支援の提供</p> <p>締約国は、相互に並びに権限のある国際的及び地域的な政府間機関と協力して、適当な場合には、たばこの労働者及び耕作者並びに場合に応じ個々の販売業者のために経済的に実行可能な代替の活動を促進する。</p>	<p>第五部 環境の保護</p> <p>第十八条 環境及び人の健康の保護</p> <p>締約国は、この条約に基づく自国の義務を履行するに当たり、自国の領域内におけるたばこの栽培及びたばこの製造との関係において環境の保護及び環境に関連する人の健康の保護に対し妥当な考慮を払うことに同意する。</p>	<p>第六部 責任に關係する問題</p> <p>第十九条 責任</p> <p>1 締約国は、たばこの規制のため、必要な場合には、刑事上及び民事上の責任(適当な場合に、賠償を含む)に対応するための立法上の措置をとること又は自国の既存の法律の適用を促進することを検討する。</p>
<p>第二十条 研究、監視及び情報の交換</p> <p>1 締約国は、たばこの規制の分野において、国 の研究を発展させ及び促進すること並びに地域的及び国際的に研究プログラムを調整することを約束する。このため、締約国は、次のことをを行う。</p>	<p>(a) たばこの消費並びに関連する社会的な、經濟的な及び保健に関する指標についての医学的研究を確立する。</p> <p>(b) 地域的な及び世界的規模のたばこの監視並びに規定する指標に関する情報の交換に確立すること。</p> <p>(c) たばこの生産及びたばこの製造並びにこの条約又は国内のたばこの規制のための活動に影響を与えるたばこ産業の活動に関する情報を定期的に収集及び提供するための世界的な制度を漸進的に確立し及び維持するため、権限のある国際機関と協力すること。</p> <p>(d) 締約国は、自國が構成国となつてゐる地域的及び国際的な政府間機関並びに資金供与機関及び開発機関において、開発途上締約国及び移行経済締約国が研究、監視及び情報の交換についての義務を履行することを支援するために技術</p>	<p>2 締約国は、第二十一条の規定に従い、締約国会議を通じて次のものを含む情報を交換するに当たり、相互に協力する。</p> <p>(a) たばこ製品の消費及びたばこの煙にさらさることが及ぼす健康への影響に関する情報</p> <p>(b) 施行されている法令及び規則並びに関連する司法上の決定に関する情報</p>	<p>(a) 直接に又は権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体を通じ、研究及び科学的評価の実施を開始し及びこれに協力すること。また、これらのことを行うに当たり、たばこの消費及びたばこの煙にさらされたことの決定要因及び影響に対処する研究並びに代替作物を特定するための研究を促進し及び奨励すること。</p> <p>(b) 締約国は、国内法に従い、この条約に関連する事項に適用する既存の条約による取決めの範囲内で、この条約に適合する民事上及び刑事上の責任に関する訴訟手続について相互に援助を与える。</p> <p>(c) 権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体の支援を得て、たばこの規制のための活動(研究、実施及び評価を含む)に従事するすべての者に対する訓練及び支援を促進し及び強化すること。</p> <p>(d) 締約国は、適当な場合には、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることの規模、形態、決定要因及び影響に関する国、地域及び世界的規模の監視のためのプログラムを作成する。このため、締約国は、適当な場合には、地域及び国際的にデータを比較し、かつ、分析することができるようするため、たばこの監視プログラムを国、地域及び世界的規模の保健監視プログラムに統合すべきである。</p> <p>(e) たばこの規制に関する法令並びに適当な場合にはその執行及び関連する司法上の決定に係る情報に関する最新のデータベースを漸進的に確立し及び維持し、並びに地域的及び世界的なたばこの規制のためのプログラムの作成について協力すること。</p> <p>(f) 3(a)の規定に従い、国内の監視プログラムからのデータを漸進的に更新し及び維持すること。</p> <p>(g) たばこの生産及びたばこの製造並びにこの条約又は国内のたばこの規制のための活動に影響を与えるたばこ産業の活動に関する情報を定期的に収集及び提供するための世界的な制度を漸進的に確立し及び維持するため、権限のある国際機関と協力すること。</p> <p>(h) 締約国は、自國が構成国となつてゐる地域的及び国際的な政府間機関並びに資金供与機関及び開発機関において、開発途上締約国及び移行経済締約国が研究、監視及び情報の交換についての義務を履行することを支援するために技術</p>

官 報 (号 外)

上及び資金上の資源を事務局に提供することを促進し及び奨励するため、協力すべきである。

第二十一条 報告及び情報の交換

- (a) 締約国は、事務局を通じ、この条約の実施について定期的な報告を締約国会議に提出する。その報告には、次の情報を含めるべきである。
 - (i) この条約を実施するためにとられた立法上、執行上、行政上又は他の措置に関する情報
 - (ii) 適当な場合には、この条約の実施に当たり直面した制約又は障害に関する情報及びこれらの障害を克服するためにとられた措置に関する情報
 - (iii) 適当な場合には、たばこの規制のための活動のために提供し又は受領した資金援助及び技術援助に関する情報
 - (iv) 前条に規定する監視及び研究に関する情報
- (b) 第六条第3項、第十三条第2項、第十三条第3項、第十四条第2項、第十五条第5項及び第十九条第2項に規定する情報
- (c) すべての締約国による報告の頻度及び形式は、締約国会議が決定する。締約国は、この条約が自國について効力を生じた後二年以内に、最初の報告を行う。
- (d) 締約国会議は、次条及び第二十六条の規定に従い、開発途上締約国又は移行経済締約国がこの条に規定する義務を履行するに当たりその要請に応じて当該締約国を支援するための措置について検討する。
- (e) この条約に基づく報告及び情報の交換は、秘密及び私生活に関する国内法に従う。締約国は、相互の合意により、交換されるいかなる秘密情報も保護する。

第二十二条 科学的、技術的及び法的な分野における協力並びに関連する専門知識の提供

- (a) 締約国は、直接に又は権限のある国際団体を通じ、開発途上締約国及び移行経済締約国のニーズを考慮し、この条約から生ずる義務を履行する能力を強化するために協力する。この協力は、国内のたばこの規制のための戦略、計画及びプログラムを策定し及び強化するため、相互の合意により、特に次のことを目的として技術的、科学的及び法的な専門知識並びに技術の移転を促進する。
 - (i) たばこの規制に関する技術、知識、技能、能力及び専門知識の開発、移転及び取得を容易にすること。
 - (ii) 特に次のことを通じてこの条約を実施することを目的として、国内のたばこの規制のための戦略、計画及びプログラムを策定し及び強化するための技術的、科学的及び法的な専門知識並びに技術の移転を促進すること。
- (b) 適当な場合には、ニコチンによる習慣性を包括的に治療するための費用を一層妥当なものとする研究を促進すること。
- (c) 第二十二条の規定に従つて確保される資金上の支援によって技術的、科学的及び法的な専門知識並びに技術の移転を促進し及び容易にする。

第八部 制度的な措置及び資金

第二十三条 締約国会議

- (a) 第二十六条及び第二十七条に規定する情報の交換を促進し及び容易にすること。
- (b) 第二十条に規定する研究及びデータの収集に加え、この条約の実施に関連する研究及びデータの収集のための比較可能な方法の開発及び定期的な改善を促進し及び指導すること。
- (c) 第二十二条の規定に従つて締約国会議を設置する。締約国会議の第一回会合は、この条約の効力発生の後一年以内に世界保健機関が招集する。その後の通常会合の場所及び時期は、締約国会議の第一回会合において決定する。
- (d) 第二十六条の規定に従つて締約国が提出した報告を検討し、及びこの条約の実施状況に並びに政策、法令及び他の措置の策定、実施及び評価を促進すること。
- (e) 第二十二条の規定に従つて、この条約の実施に関する定期的な報告を採択すること。
- (f) この条約の目的の達成のために必要な補助機関を設置すること。

第三章 締約国会議は、第一回会合においてコンセンサス方式により手続規則を採択する。

- (g) 適当な場合には、この条約の実施を強化するための手段として、権限があり、かつ、関連する国際連合の諸機関、他の国際的及び地

会議のための財政規則及び同会議が設置する補助機関の予算を規律する財政規則並びに事務局の任務の遂行を規律する財政規定を採択する。

締約国会議は、通常会合において、次の通常会合までの会計期間の予算を採択する。

締約国会議は、この条約の実施状況を定期的に検討し及びこの条約の効果的な実施の促進のため必要な決定を行い、並びに第二十八条、第二十九条及び第三十三条の規定に従い、この条約の議定書、附属書及び改正を採択することができる。このため、締約国会議は、次のことを行う。

5 締約国会議は、この条約の実施に関連する研究及びデータの収集のための比較可能な方法の開発及び定期的な改善を促進し及び指導すること。

(a) 第二十条及び第二十一条に規定する情報の交換を促進し及び容易にすること。

(b) 第二十条に規定する研究及びデータの収集に加え、この条約の実施に関連する研究及びデータの収集のための比較可能な方法の開発及び定期的な改善を促進し及び指導すること。

官報(号外)

(h) 適当な場合には、この条約の実施において得られた経験に照らして、この条約の目的の達成のため、その他の措置について検討すること。	6 締約国会議は、その審議へのオブザーバーの参加のための基準を定める。
(i) 締約国会議は、常設の事務局を指定し、及び事務局が指定され及び設置されるまでは、世界保健機関が遂行する。	1 締約国会議は、常設の事務局を指定し、及びその任務の遂行のための措置をとる。締約国会議は、第一回会合においてこれらのことを行うよう努める。
(a) この条約に基づく事務局の任務は、常設の事務局が指定期間及び設置されるまでは、世界保健機関が遂行する。	2 この条約に基づく事務局の任務は、常設の事務局が指定期間及び設置されるまでは、世界保健機関が遂行する。
(b) 締約国会議及び補助機関の会合を準備すること並びに必要に応じてこれらの会合に役務を提供すること。	3 事務局は、次の任務を遂行する。
(c) 締約国特に、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に従つて情報を取りまとめ及び送付するに当たり、その要請に応じて当該締約国に対する支援を提供すること。	1 締約国は、この条約の目的を達成するために資金が重要な役割を果たすことを認識する。
(d) 締約国会議の指導の下にこの条約に基づく事務局の活動に関する報告を作成し、及びこれを締約国会議に提出すること。	2 締約国は、自国の計画、優先度及びプログラムに従い、この条約の目的を達成するための国内の活動に関して資金上の支援を提供する。
(e) 締約国会議の指導の下に、権限のある国際的及び地域的な政府間機関並びに他の団体との必要な調整を行うこと。	3 締約国は、適切な場合には、開発途上締約国及び移行経済締約国が多くの部門における包括的なたばこの規制のためのプログラムを作成し及び強化するため、二国間、地域、小地域及び他の多数国間の資金の提供のための経路の利用を促進する。また、たばこの生産に代替する経済的に実行可能な活動作業の多様化を含む。)については、持続可能な開発のために各国が策定する戦略との関連において対処し及び支援すべきである。
(f) 締約国会議の指導の下に、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく事務局の活動に関する報告を作成し、及びこれを締約国会議に提出すること。	4 関連する地域的及び国際的な政府間機関並びに資金供与機関及び開発機関に代表を派遣する締約国は、これらの機関における参加の権利を制限することなく、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく事務局の活動に関する報告を作成し、及びこれを締約国会議に提出すること。
(g) その他この条約及び議定書に定める事務局の任務並びに締約国会議が決定する任務を遂行すること。	5 締約国会議は、次のことに同意する。
(h) 締約国会議の指導の下に、事務局の任務の効率的な遂行のために必要な管理上又は契約上の措置をとること。	6 締約国会議は、この条約に基づく義務を果たすこととする。
(i) 締約国会議及び議定書に定める事務局の任務並びに締約国会議が決定する任務を遂行すること。	7 締約国会議は、この条約に基づく義務を果たすことを支援するため、すべての関連する潜在的な及び既存の資金上、技術上又は他の資源であつたばこの規制のための活動に利用可能なもの(公的なものであるか民間のものであるかを問わない。)は、すべての締約国、特に、開発途上締約国及び移行経済締約国のために調達され及び利用されるべきであることを。
(j) 締約国会議は、第一回会合において、事務局は、開発途上締約国及び移行経済締約国に対し、その要請に応じて、この条約に基づく義務の履行を容易にするため利用可能な資金源について助言すること。	8 締約国会議は、第一回会合において、事務局が行った研究及び他の関連する情報に基づき既存の及び潜在的な援助の提供元及び制度を検討し、並びにその妥当性について検討すること。
(k) 締約国会議は、必要な場合には、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約の目的を達成することを援助するためにこれらの締約国に對して追加的な資金を提供することを目的として、既存の制度を強化し又は任意の世界的な基金若しくは他の適当な資金供与の制度を設立する必要性を決定するに当たり、この条約の改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、また、改正案をこの条約の署名国及び参考のために寄託者に通報する。	9 第二十八条 この条約の改正
(l) 締約国会議は、この条約の改正を提案することができる。当該改正は、締約国会議が検討する。	1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。当該改正は、締約国会議が検討する。
(m) この条約の改正は、締約国会議が採択する。	2 この条約の改正は、締約国会議が採択する。
(n) この条約の改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、また、改正案をこの条約の署名国及び参考のために寄託者に通報する。	3 この条約の改正案は、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、また、改正案をこの条約の署名国及び参考のために寄託者に通報する。
(o) 締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しきつ投票する締約国の四分の三以上の多数に	4 締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しきつ投票する締約国の四分の三以上の多数に

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件

よる議決で採択する。この条の規定の適用上、出席しかつ投票する締約国とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投する締約国をいう。採択された改正は、事務局が寄託者に通報するものとし、寄託者がすべての締約国に対し受諾のために送付する。

4 改正の受諾書は、寄託者に寄託する。3の規定に従つて採択された改正は、この条約の締約国少なくとも三分の二の受諾書を寄託者が受領した日の後九十日目の日に、当該改正を受諾した締約国について効力を生ずる。

5 改正是、他の締約国が当該改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。

第二十九条 この条約の附属書の採択及び改正

1 この条約の附属書及びその改正は、前条に規定する手続に従い、提案し、採択し及び効力を生ずる。

2 この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、この条約というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていふものとする。

3 附属書は、手続的、科学的、技術的又は事務的な事項に関する表、書式その他説明的な文書に限定される。

第十一部 最終規定

第三十条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第三十一条 脱退

1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から二年を経過した後いつでも、寄託者

に対する書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定される日に効力を生ずる。

3 この条約から脱退する締約国は、自国が締約国である議定書からも脱退したものとみなす。

第三十二条 投票権

1 この条約の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国と同数の票を投する権利を行使する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国が自国の投票権行使する場合には、投票権行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第三十三条 議定書

1 締約国は、議定書を提案することができる。当該提案は、締約国会議が検討する。

2 締約国会議は、この条約の議定書を採択することができる。議定書の採択に当たつては、コンセンサスに達するようあらゆる努力を払う。

3 この条約には、いかなる留保も付することができない。

この条約には、いかなる留保も付することができない。

この条約には、いかなる留保も付することができない。

この条約には、いかなる留保も付することができない。

る。

4 この条約の締約国のみが、議定書の締約国となることができる。

5 この条約の議定書は、当該議定書の締約国のみを拘束する。議定書の締約国のみが、当該議定書に専ら関連する事項について決定を行うことができる。

6 議定書の効力発生の要件は、当該議定書に定める。

第三十四条 署名

この条約は、二千三年六月十六日から同年六月二十二日まではジュネーブにある世界保健機関本部において、同年六月三十日から二千四年六月二十九日まではニューヨークにある国際連合本部において、世界保健機関の加盟国、同機関の加盟国及び地域的な経済統合のための機関による署名たび地域的な経済統合のための機関による署名たびに開放しておく。

第三十五条 批准、受諾、承認、正式確認又は加入

1 国は、この条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入するものとし、地域的な経済統合のための機関は、この条約を正式に確認し又はこれに加入する。この条約は、この条約の署名のための期間の終了の日の後は、加入のために開放しておく。批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、1に規定する効力発生のための要件を満たした後に正式確認書又は加入書を寄託する地域的な経済統合のための機関については、当該地域的な経済統合のための機関による正式確認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3 この条約は、1に規定する効力発生のための要件を満たした後に正式確認書又は加入書を寄託する地域的な経済統合のための機関については、当該地域的な経済統合のための機関による正式確認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

4 地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、この条の規定の適用上、当該地域的な経済統合のための機関の構成国によつて寄託されたものに追加して数えてはならない。

の締約国である場合には、当該地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行につきそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該地域的な経済統合のための機関及びその構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使することができない。

3 地域的な経済統合のための機関は、この条約の規律する事項に関するその権限の範囲をこの条約の正式確認の関係文書又は加入書において宣言する。当該地域的な経済統合のための機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報するものとし、寄託者は、これを締約国に通報する。

第三十六条 効力発生

1 この条約は、四十番目の批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は加入書が寄託者に寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、1に規定する効力発生のための要件を満たした後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、当該国による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3 この条約は、1に規定する効力発生のための要件を満たした後に正式確認書又は加入書を寄託する地域的な経済統合のための機関については、当該地域的な経済統合のための機関による正式確認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

4 地域的な経済統合のための機関によつて寄託される文書は、この条の規定の適用上、当該地

第三十七条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約並びに第二十八条、第二十九条及び第三十三条の規定に従つて採択されるこの条約の改正、議定書及び附属書の寄託者とする。

第三十八条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの条約に署名した。

二千三年五月二十一日にジュネーブで作成し
審査報告書
不正競争防止法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十八日

参議院議員長 谷川 秀善

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における外国公務員に対する贈賄の防止に関する国際的な動向等を踏まえ、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の効果的な実施を確保するため、日本国民が外国公務員等に対して不正の利益の供与等を行つた場合における国外犯の

処罰規定を整備しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

平成十六年五月十八日
環境委員長 長谷川 清
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

不正競争防止法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月十六日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

不正競争防止法の一部を改正する法律案
不正競争防止法の一部を改正する法律案
部を次のように改正する。
第十四条第三項中「(明治四十年法律第四十五号)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一

不正競争防止法の一部を改正する法律案
本法施行のため、別に費用を要しない。

一、費用

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十二日
参議院議長 倉田 寛之殿

衆議院議長 河野 洋平

この法律は、平成十七年一月一日から施行する。
審査報告書
大気汚染防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)
目次中「第二章の二 粉じんに関する規制(第十八条～第十八条の十九)」の推進(第十八条の二十一～第十八条の二十四)」を

「第二章の二 挥発性有機化合物の排出の規制等
第二章の三 有害大気汚染物質対策の推進(第十八条の二十一～第十八条の十四)」に改める。

「第十七条の二～第十七条の十四」に改める。

第一条中「ぱい煙並びに」を「ぱい煙、揮発性有機化合物及び」に改める。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条中第十項を第十四項とし、第四項から第九項までを四項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の四項を加える。

4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因となる物質として政令で定める物質を除く。)をいう。

5 この法律において「揮発性有機化合物排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであつて、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

6 前項の政令は、事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組が促進されるよう十分配慮して定めるものとする。

7 この法律において「排出口」とは、ぱい煙発生施設において発生するぱい煙又は揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物を大気中に出すための開口部をいう。

第三条第一項中「排出基準」を「ばい煙に係る排出基準」に改め、同条第二項第一号中「ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するためには設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。」を削る。

第九条中「單に」を「この章において」に改める。第二章の三を第二章の四とし、第二章の二を第二章の三とし、第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 挥発性有機化合物の排出の規制等

(施策等の実施の指針)

第十七条の二 挥発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策その他の措置は、この章に規定する揮発性有機化合物の排出の規制と事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組とを適切に組み合わせて、効果的な揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制を図ることを旨として、実施されなければならない。

官外報号

(排出基準)

第十七条の三 挥発性有機化合物に係る排出基準は、揮発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量(以下「揮発性有機化合物濃度」といふ。)について、施設の種類及び規模ことの許容限度として、環境省令で定める。

(揮発性有機化合物排出施設の設置の届出)

第十七条の四 挥発性有機化合物を大気中に排出する者は、揮発性有機化合物排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところによればならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 工場又は事業場の名称及び所在地
三 挥発性有機化合物排出施設の種類
四 挥発性有機化合物排出施設の構造
五 挥発性有機化合物排出施設の使用の方法
六 挥発性有機化合物の処理の方法
七 前項の規定による届出には、揮発性有機化合物濃度及び揮発性有機化合物の排出の方法その他環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(経過措置)
第十七条の五 一の施設が揮発性有機化合物排出施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて揮発性有機化合物を大気中に排出するものは、当該施設が揮発性有機化合物排出施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
(揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出)
第十七条の六 第十七条の四第一項の規定による届出をした者又は第十七条の六第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設を設置し、又はその届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法の変更をしてはならない。

(揮発性有機化合物濃度の測定)
第十七条の十一 挥発性有機化合物排出者は、環境省令で定めるところにより、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。
2 第十一条及び第十二条の規定は、第十七条の八の規定による実施の制限について準用する。
(準用)

第十七条の十二 第十条第二項の規定は、第十七条の八の規定による実施の制限について準用する。
2 第十一条及び第十二条の規定は、第十七条の八の規定による実施の制限について準用する。
3 第十三第二項の規定は、第十七条の十の規定による命令について準用する。
(事業者の責務)

第十七条の十三 事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑止するために必要な措置を講ずるようにならねばならない。
--

官 報 (号 外)

ければならない。

(国民の努力)

第十七条の十四 何人も、その日常生活に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めるとともに、製品の購入に当たつて揮発性有機化合物の使用量の少ない製品を選択すること等により揮発性有機化合物の排出又は飛散の抑制を促進するよう努めなければならない。

第二十三条第一項中「排出する者」の下に「揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者」を、「排出量」の下に「若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量」を加え、同条第二項中「がはい煙」の下に「又は揮発性有機化合物」を、「がはい煙排出者」の下に「又は揮発性有機化合物排出者」を加え、「又はばい煙濃度」を「若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度」に改め、「ばい煙発生施設」の下に「又は揮発性有機化合物排出施設」を加える。

第二十六条第一項中「に設置している者」の下に「揮発性有機化合物排出施設を設置している者」を、「事故の状況」の下に「揮発性有機化合物排出施設の状況」を、「ばい煙処理施設、特定施設」の下に「揮発性有機化合物排出施設」を加える。

第二十七条第二項中「特定施設」の下に「揮発性有機化合物排出施設」を、「特定物質」の下に「揮発性有機化合物」を、「あつては」の下に「第十七条の十二第一項又は」を、「これらの規定を」の下に「第十七条の十二第二項又は」を、「及び第十七条の四から第十七条の八まで」を加え、同条第三項中「規定を」の下に「第十七

条の十二第二項又は」を、「含む。」の下に「第十七条の四、第十七条の六」を加え、同条第四項中

「第十九条の二」の下に「第十七条の七」を加え、同

条第六項中「第三項」の下に「第十七条の十」を加える。

第二十八条の二第一号中「第十七条第三項」の下に「揮発性有機化合物」を加える。

第二十八条の二第一号中「第十七条第七項」の下に「第十七条の七、第十七条第十項」を加え、同条第四号中「第二十一条第二項」を「第二十一条第三項」に改める。

第二十九条中「ばい煙」の下に「揮発性有機化合物」を加える。

第三十条中「特定物質」の下に「揮発性有機化合物」を加える。

第三十二条中「ばい煙の大気中への排出に関し」の下に「揮発性有機化合物排出施設について、その揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物以外の物質の大気中への排出に関し、揮発性有機化合物排出施設以外の揮発性有機化合物を排出する施設について、その施設に係る揮発性有機化合物の大気中への排出に関する」を加える。

第三十三条中「第三項」の下に「第十七条の七、第十七条の十」を加える。

第三十四条第一号中「第八条第一項」の下に「第十七条の四第一項、第十七条の六第一項」を加える。

第三十五条第一号中「第七条第一項」の下に「第十七条の五第一項」を加え、同条第二号中「第十条第一項」の下に「第十七条の八」を加える。

第三十六条第一号中「第十八条第一項」の下に「第十七条の九第一項」を加え、同条第二号中「第十九条第一項」の下に「第十七条的二第一項」を加える。

第三十七条第一号中「第十九条第一項」の下に「第十七条的二第一項」を加え、同条第二号中「第十九条的二第一項」の下に「第十七条的三第一項」を加える。

第三十八条第一号中「第二十条第一項」の下に「第十七条的三第一項」を加え、同条第二号中「第二十条第一項」を加える。

第三十九条第一号中「第二十一条第一項」の下に「第十七条的三第一項」を加え、同条第二号中「第二十一条第一項」を加える。

第四十条第一号中「第二十二条第一項」の下に「第十七条的三第一項」を加え、同条第二号中「第二十二条第一項」を加える。

第四十一条第一号中「第二十三条第一項」の下に「第十七条的三第一項」を加え、同条第二号中「第二十三条第一項」を加える。

第四十二条第一号中「第二十四条第一項」の下に「第十七条的三第一項」を加え、同条第二号中「第二十四条第一項」を加える。

第四十三条第一号中「第二十五条第一項」の下に「第十七条的三第一項」を加え、同条第二号中「第二十五条第一項」を加える。

第四十四条第一号中「第二十六条第一項」の下に「第十七条的三第一項」を加え、同条第二号中「第二十六条第一項」を加える。

第四十五条第一号中「第二十七条第一項」の下に「第十七条的三第一項」を加え、同条第二号中「第二十七条第一項」を加える。

第四十六条第一号中「第二十八条第一項」の下に「第十七条的三第一項」を加え、同条第二号中「第二十八条第一項」を加える。

第三十七条中「規定を」の下に「第十七条の十二第二項又は」を、「含む。」の下に「第十七条の四、第十七条の六」を加える。

(施行期日)

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十八条の二(第四号)の改正規定は、公布の日から施行する。

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第四項中「第一条第十項」を「第二条第十四項」に改める。

(小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改正)

第三十二条第四項中「第一条第十項」を「第二条第十四項」に改める。

第三十三条中「第三項」の下に「第十七条の七、第十七条の十」を加える。

第三十四条第一号中「第八条第一項」の一部を次のように改める。

第五条第一項ただし書中「同条第六項」を「同条第十項」に、「同条第七項」を「同条第十一項」に改める。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)

第五条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第二百七号)の一部

を次のように改正する。

第三十五条第一号中「第七条第一項」の下に「第十七条的二第一項」を加え、同条第二号中「第十七条的二第一項」を加える。

第三十六条第一号中「第十八条第一項」の下に「第十七条的二第一項」を加え、同条第二号中「第十九条第一項」を加える。

第三十七条第一号中「第二十条第一項」の下に「第十七条的二第一項」を加え、同条第二号中「第二十一条第一項」を加える。

第三十八条第一号中「第二十二条第一項」の下に「第十七条的二第一項」を加え、同条第二号中「第二十二条第一項」を加える。

第一条第四号及び第五号中「第二条第五項」を「第二条第九項」に改める。

審査報告書

警備業法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十八日

参議院議長 倉田 寛之殿

内閣委員長 和田ひろ子

要領書

本法律案は、最近における警備業の実情にかんがみ、警備員指導教育責任者の資格及びその選任の方法を改め、特定の警備業務の実施体制を強化し、警備員等の検定の手続を法定するとともに、警備業務の依頼者の保護のための書面交付に関する規定を新設する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

本法律施行のため、別に費用を要しない。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十六年五月十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関する必要な手続は、内閣府令で定める。

一 その行う講習会が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであること。

二 登録申請者が、警備業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、警備業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める警備業者の役員又は職員(過去二年間に当該警備業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、警備業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 登録は、講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第二十三条第三項の登録を受けた者(以下

「登録講習機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習機関が講習会を行う事務所の所在地

(登録の更新)

第二十七条 第二十三条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受ければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習会の実施に係る義務)

第二十八条 登録講習機関は、公正に、かつ、第二十六条第一項第一号に掲げる要件及び国家公安委員会規則で定める基準に適合する方法により講習会を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十九条 登録講習機関は、第二十六条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

(業務規程)

第三十条 登録講習機関は、講習会の業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、講習会の業務の開始前に、国家公安委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

2 業務規程には、講習会の実施方法、講習会にかかる料金その他の国家公安委員会規則で定め

る事項を定めておかなければならぬ。

(業務の休廃止)

第三十一条 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第三十二条 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

講習会を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

(登録の取消し等)

第三十五条 国家公安委員会は、登録講習機関が第二十八条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、講習会を行つべきこと又は講習会の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第三十四条 国家公安委員会は、登録講習機関が第二十八条の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、講習会を行つべきこと又は講習会の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

一 第二十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十九条から第三十一条まで、第三十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第三十二条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第二十三条第三項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十六条 登録講習機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、講習会に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第三十七条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、登録講習機関に対し、その業務の状況に關し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第三十八条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第三十九条 国家公安委員会は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第二十三条第三項の登録をしたとき。
- 二 第二十九条の規定による届出があつたとき。

き。

三 第三十二条の規定による届出があつたとき。

四 第三十五条の規定により第二十二条第三項の登録を取り消し、又は講習会の業務の停止を命じたとき。

第五十二条の二を削る。

第六十二条の二第二項中「に掲げる場合」を削り、「掲げる者」を「定める者」に改め、同条第三項中「掲げる者」を「第九条」に改め、同条を第十二条とする。

第七十二条の二を削る。

第八十二条の二を削る。

第九十二条の二を削る。

第十一条の二を削る。

第十二条の二を削る。

第十三条の二を削る。

第十四条の二を削る。

第十五条の二を削る。

第十六条の二を削る。

第十七条の二を削る。

第十八条の二を削る。

第十九条の二を削る。

第二十条の二を削る。

第二十一条の二を削る。

第二十二条の二を削る。

第二十三条の二を削る。

第二十四条の二を削る。

第二十五条の二を削る。

第二十六条の二を削る。

該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるとこより、当該契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 警備業者は、警備業務を行う契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該警備業務の依頼者に交付しなければならない。

3 前号の金銭の支払の時期及び方法

4 警備業務を行う期間

5 契約の解除に関する事項

6 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

7 警備業務者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該警備業務の依頼者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該警備業者は、当該書面を交付したものとみなす。

8 第四条の五を第八条とする。

9 第四条の四第四項中「第四条の二第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第九条とする。

10 第五条の二を第十条とする。

11 第五条第一項第一号中「第四条の二第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第十二条とする。

12 第五条第一項第一号中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第十三条とする。

13 第五条第一項第一号中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第十四条とする。

14 第五条第一項第一号中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第十五条とする。

15 第五条第一項第一号中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第十六条とする。

16 第五条第一項第一号中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第十七条とする。

17 第五条第一項第一号中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第十八条とする。

18 第五条第一項第一号中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第十九条とする。

19 第五条第一項第一号中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第二十条とする。

20 第五条第一項第一号中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第二十一条とする。

21 第五条第一項第一号中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第二十二条とする。

22 第五条第一項第一号中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条を第二十三条とする。

第八条中「行なうにあたつて」を「行うに当たつて」に改め、同条を第十五条とする。

第七条を第十四条とする。

第三章の章名を次のように改める。

第二章中第六条の三を第十三条とする。

第六条の二第二項中「に掲げる場合」を削り、「掲げる者」を「定める者」に改め、同条第三項中「掲げる者」を「第九条」に改め、同条を第十二条とする。

第七条を第十三条とする。

第八条の二第二項中「に掲げる場合」を削り、「掲げる者」を「定める者」に改め、同条第三項中「掲げる者」を「第九条」に改め、同条を第十二条とする。

第九条を第十三条とする。

第十条の二を第十二条とする。

第十一条の二を第十三条とする。

第十二条の二を第十三条とする。

第十三条の二を第十四条とする。

第十四条の二を第十五条とする。

第十五条の二を第十六条とする。

第十六条の二を第十七条とする。

第十七条の二を第十八条とする。

第十八条の二を第十九条とする。

第十九条の二を第二十条とする。

第二十条の二を第二十一条とする。

第二十一条の二を第二十二条とする。

第二十二条の二を第二十三条とする。

第二十三条の二を第二十四条とする。

第二十四条の二を第二十五条とする。

別表(第二十六条関係)

科 目	施 設 及 び 設 備	講 師
一 警備業務に関する法令	一 講義室 二 この法律その他警備業務に関する法令の概要に関する視聴覚教材 三 視聴覚教材を使用するために必要な設備 四 法令集その他の書籍	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において行政法学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二 第二十二条第三項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であつて、警備員を指導し、及び教育する業務に通算して三年以上従事した経験を有するもの 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者
二 警備業務の実施の方法	一 講義室 二 訓練施設 三 護身用具 四 携帯用無線装置 五 警備業務用車両 六 金属探知機 七 エツクス線透視装置 八 侵入検知装置 九 遠隔監視装置 十 交通誘導用器材	一 第二十二条第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であつて、警備員を指導し、及び教育する業務に通算して三年以上従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有する者
三 事故発生時の対処要領		

備考 二の項の中欄第六号から第九号までに掲げる設備は、視聴覚教材をもつて代えることができ
る。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の警備業法(以下「新法」という。)第十八条の規定の適用については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から六月を経過する日までの間は、同条中「警備員」とあるのは、「警備員又は警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第二号)による改正前の警備業法第十二条の二の規定による検定に合格した警備員」とする。

第三条 新法第十九条第二項の規定は、この法律の施行前に締結した警備業務を行う契約については、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の警備業法(以下「旧法」という。)第四条の規定による都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の認定を受けて警備業を営んで

いる者は、施行日から六月を経過する日までの間に、公安委員会に新法第五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項にあつては、当該営業所において取り扱う警備業務の区分に限る。)を記載した届出書を提出しなければならない。

第五条 旧法第十一条の二の規定による検定に合格した者は、国家公安委員会規則で定めることにより公安委員会が行う審査に合格したときは、新法第二十三条第一項の検定に合格した者とみなす。

第六条 旧法第十二条の三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証は、施行日から二年を経過する日までの間は、新法第二十二条第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証とみなす。

第七条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又是これに基づく命令の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条 附則第四条の規定に違反して届出をせず、又は同条の届出書に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法第十八条、第十九条及び第二十二条の規定の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律一部改正)

第十三条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の項中「第四条の二第五項、第四条の四第二項、第十一條の三第二項及び第五項(同条第五項については、第十一條の六第三項において準用する場合を含む。)並びに第十一條の六第二項」を「第五条第五項、第七条第二項、第二十二条第二項及び第六項(同条第六項については、第二十三條第五項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)、第二十三條第四項並びに第四十二条第二項」に改める。

審査報告書

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十八日

農林水産委員長 岩永 浩美

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業委員会の設置に係る市町村の自主性を高めるとともに、その効率的な業務運営を確保するため、農業委員会を置かないことができる市町村に係る農地面積の算定方法を見直すほか、選挙による委員の下限定数を条例に委任すること等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、農業の持続的発展及び食料の安定確保に向け、優良農地を確保し、意欲ある担い手の育成を推進する農業委員会が、その機能を十分に発揮できるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農地制度に関する業務の全国的な統一性、公平性、客觀性を確保し、力強い農業経営を確立するため、今後とも、独立した行政委員会としての農業委員会の必置規制を堅持すること。

二 農業委員会の必置基準面積の見直しに当たっては、農業委員会が優良農地の確保と効率的に果たす役割、法令業務の実態、市町村合併の進捗状況等に十分配慮し、適正に決定すること。

三 農業委員会が農地や担い手をめぐる諸課題に的確に対応し、活力ある地域農業を実現するため、女性をはじめ、青年農業者、意欲ある担い手等多様な人材が農業委員に積極的に登用されるよう取り組むこと。

四 市町村合併の進展に伴う農業委員の活動の広域化等に対処し、農業委員の役割が十分に發揮されるよう、その資質の向上と協力体制の整備に向け、必要な支援を行うこと。

また、市町村、農協、普及センター、土地改良区等との役割分担の明確化と、連携の一層の強化に努めること。

五 農地に関する業務と農業経営の合理化に関する業務への重点化が図られる農業委員会の任意業務については、地域の多様な農政課題に十分対応できるよう、その制度運用に努めること。

六 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、

扱い手の育成等、農業委員会の果たす役割の重要性にかんがみ、農業委員会交付金については、農地に関する業務の厳正かつ適切な執行に支障を来たすことのないよう、その在り方を検討すること。

第一条第一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。)を除く。)を加える。

第六条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

第一条第一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。)を除く。)を加える。

第六条第二項第三号を削り、同項第四号中「農業委員会が果たす役割を踏まえ、望ましい農業構造・土地利用の実現、意欲ある担い手の確保を目指して、検討を進めること。

七 食料・農業・農村基本計画の見直しに伴う担い手・農地制度の検討に当たっては、農業委員会が果たす役割を踏まえ、望ましい農業構造・土地利用の実現、意欲ある担い手の確保を目指して、検討を進めること。

八 右決議する。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

九 第六条第二項第三号を削り、同項第四号中「農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進」を「法人化その他に改め、「及び農民生活の改善」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「事項についてのけいもう及び宣伝」を「情報提供に改め、同号を同項第五号とする。

第十条第一項中「十人から四十人までの間で」を「四十人を超えない範囲内で」に改める。

第十二条第一号中「及び農業共済組合が組合ごとに」を「農業共済組合及び土地改良区がそれれに改め、「経営管理委員」の下に「又は組合員」を加え、同条第二号中「五人」を「四人(条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数)」に改める。

第十四条第一項中「全員の」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において選挙区があるときは、所属の選挙区における農業委員会の委員の選挙権を有する者の三分の一以上の同意を得て、当該選挙区に属する選挙された農業委員会の委員の解任のみを請求することができる。

第十四条第四項中「これら」を「その請求に係るに、一般選挙を「選挙」に改め、同項ただし

書中「選挙による委員の全員」を「当該選挙による委員」に改める。

第十五条第三項中「及び第十九条の規定による解散」を削り、同条第五項中「経営管理委員」の下に「又は組合員」を加える。

第十七条中「議会から」の下に「農林水産省令で定めるところにより」を加える。

第十九条第一項中「農業委員会」の下に「(選挙による委員の定数が二十一人以上であるものに限る。)」を加え、「農地部会を置く」を「農林水産省令で定めるところにより一又は二以上の農地部会を置くことができる」に改め、同条第三項中「基本的な方針の決定を除く」から第六号」を「から第五号」に改め、同条第十項を削る。

第四十条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「啓もう及び宣伝」を「情報提供」に改め、同項第五号中「協力する」を「対し助言その他の協力をを行う」に改める。

第四十一条第二項第三号中「都道府県農業共済組合連合会」の下に「又は農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第五十三条の二第四項に規定する特定組合に該当する農業共済組合」を加える。

第五十九条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「啓もう及び宣伝」を「情報提供」に改め、同条第五号中「外」を「ほか」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(号外) 報官	
(農業委員会の委員に関する経過措置)	第一条 この法律による改正後の農業委員会等に関する法律(次項において「新法」という。)第七条第一項の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される一般選挙により選挙される委員の定数について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された一般選挙により選挙される委員の定数については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に在任しているこの法律による改正前の農業委員会等に関する法律第十二条第二号の委員は、新法第十二条第二号の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。	(政令への委任)
--	----------

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(罰則に関する経過措置)
--	--------------

農業改良助長法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

農林水産委員長 岩永 浩美

参議院議長 倉田 寛之殿

平成十六年五月十八日

審査報告書

農業改良助長法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

一、委員会の決定の理由

要領書

農林水産委員長 岩永 浩美

参議院議長 倉田 寛之殿

平成十六年五月十八日

審査報告書

農業改良助長法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

二 協同農業普及事業の運営に当たっては、農業者等の高度技術導入、経営革新ニーズに対する的確な対応、市町村、農協等と連携した地域農業のコードネイマーとしての役割等を普及指導員が十分果たせるよう、普及指導員の資質の向上に努めること。

また、新規就農者に対する研修教育の一層の充実を図ること。

三 普及職員の二元化に当たっては、普及指導員に求められる役割及び能力の確保に配慮しつつ、資格試験制度を構築するとともに、普及指導員を継続的かつ安定的に実施するため、現職の改良普及員の普及指導員への移行については、これまで地域農業の振興等に寄与してきた実績

合併特例法第八条第四項において準用する合併特例法第六条第八項の規定による告示(以下この法律による改正後の農業委員会等に

関する法律(次項において「新法」という。)第七条第一項の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される一般選挙により選挙される

市町村をいう。以下の条において同じ。)の農業委員会の選挙による委員の定数について適用し、この法律の施行の日の前日までに告示がなされ、この法律の施行の日の前日までに告示がなされた合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数については、なお従前の例による。

一 協同農業普及事業は、農業の持続的発展に不可欠な農業技術を普及する事業であることがら、今後とも、普及職員の配置規制を堅持すること。

また、普及指導センターの設置に当たつては、普及指導員が農業者等にサービスを提供する活動拠点として十分機能するよう、都道府県に対して、組織体制の整備充実に必要な支援を行つとともに、協同農業普及事業に対し、高度な見識と経験を有する者が普及指導センター長として配置されるよう、十分配慮すること。

一 協同農業普及事業の運営に当たつては、農業者等の高度技術導入、経営革新ニーズに対する的確な対応、市町村、農協等と連携した地域農業のコードネイマーとしての役割等を普及指導員が十分果たせるよう、普及指導員の資質の向上に努めること。

また、新規就農者に対する研修教育の一層の充実を図ること。

三 普及職員の二元化に当たつては、普及指導員に求められる役割及び能力の確保に配慮しつつ、資格試験制度を構築するとともに、普及指導員を継続的かつ安定的に実施するため、現職の改良普及員の普及指導員への移行については、これまで地域農業の振興等に寄与してきた実績

附帯決議

政府は、高度な農業技術の普及、農業経営の改善、地域農業の活性化など、我が国の農業の持続的発展及び食料の安定確保に果たす協同農業普及事業の役割的重要性にかんがみ、協同農業普及事業の積極的展開が図られるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一 協同農業普及事業は、農業の持続的発展に不可欠な農業技術を普及する事業であることがら、今後とも、普及職員の配置規制を堅持すること。

また、普及指導センターの設置に当たつては、普及指導員が農業者等にサービスを提供する活動拠点として十分機能するよう、都道府県に対して、組織体制の整備充実に必要な支援を行つとともに、協同農業普及事業に対し、高度な見識と経験を有する者が普及指導センター長として配置されるよう、十分配慮すること。

また、新規就農者に対する研修教育の一層の充実を図ること。

三 普及職員の二元化に当たつては、普及指導員に求められる役割及び能力の確保に配慮しつつ、資格試験制度を構築するとともに、普及指導員を継続的かつ安定的に実施するため、現職の改良普及員の普及指導員への移行については、これまで地域農業の振興等に寄与してきた実績

官報 (号外)

を十分に勘案し、円滑に行われるよう配慮すること。

四 普及手当の上限規定の廃止に当たっては、今後、普及指導員に一層高度な役割が求められることから、意欲的かつ優秀な人材の維持・確保

を図る観点に立ち、都道府県において普及手当の適正な支給が行わること。

五 協同農業普及事業金については、農業の持続的な発展及び食料の安定確保に普及事業が果たす役割、協同農業普及事業における国の責務、国と都道府県との役割分担の重要性を踏まえた上で、都道府県の協同農業普及事業への対応も考慮して、その在り方を検討すること。

右決議する。

農業改良助長法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十六年四月二十二日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

農業改良助長法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律

農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十四条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改める。

第四条中「第十四条の二第四項」を「第八条第三項」に、「第十一条第一項」を「次条第一項」に改める。

第五条から第十条までを削る。
第十一条第三項中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条を第五条とする。
第十二条を削る。

第三章中第十三条を第六条とする。

第十四条第一項第一号中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同項第二号中「専門技術員又は改良普及員が次条第二項、第三項又は第五項の」を「普及指導員が次条第二項、第三項又は第五項の」に改め、同項第三号に掲げると改め、同項第三号中「地域農業改良普及センター」を「普及指導センター」に改め、同項第四号中「普及協力委員が第十四条の七第二項」を「普及指導協力委員が第十三条第二項」に改め、同項第六号中「改良普及員」を「普及指導員」に改め、同項第二号及び第三号中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条を第七条とする。

第十四条の二の見出しを「(普及指導員)」に改め、同条第一項中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に、「これらの」を「その」に、「農業改良普及手当」を「普及指導手当」に改め、同条第二項を削り、同条を第十一条とする。

第十四条の六の見出しを「(普及指導センター)」に改め、同条第一項中「地域農業改良普及センター」を「普及指導センター」に、「設けるものとする」を「設けることができる」に改め、同条第二項の二第五項の事務の連絡調整を「普及指導員が第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約」に改め、同項第三号中「第十四条第一項第五号」を「第七条第一項第五号」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条を第十二条とする。

第十四条の七の見出しを「(普及指導協力委員)」に改め、同条第一項中「普及協力委員」を「普及指導員」に改め、同条第二項中「普及協力委員」を「普及指導員」に改め、同条第三項及び第六項を削り、同条を第十四条とする。

第十四条の三の見出しを「(普及指導員の任用資格)」に改め、同条第一項中「専門技術員資格試験」を「普及指導員資格試験」に、「専門技術員に」を「普及指導員に」に改め、同条第二項を削り、同条を第九条とする。

第十四条の四(見出しを含む。)中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条を第十条とする。

第十四条の五の見出しを「(普及指導手当)」に改め、同条第一項中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に、「これらの」を「その」に、「農業改良普及手当」を「普及指導手当」に改め、同条第二項を削り、同条を第十一条とする。

第十四条の六の見出しを「(普及指導センター)」に改め、同条第一項中「地域農業改良普及センター」を「普及指導センター」に、「設けるものとする」を「設けることができる」に改め、同条第二項の二第五項の事務の連絡調整を「普及指導員が第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約」に改め、同項第三号中「第十四条第一項第五号」を「第七条第一項第五号」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条を第十二条とする。

第十四条の七の見出しを「(普及指導協力委員)」に改め、同条第一項中「普及協力委員」を「普及指導員」に改め、同条第二項中「普及協力委員」を「普及指導員」に改め、同条第三項及び第六項を削り、同条を第十四条とする。

門技術員」を「普及指導員」に、「第一項」を「前項第一号」に、「行われるよう」を「行われることにより、有用な成果が得られるよう」に改め、同項を

同条第三項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条を第十四条とする。

同条を第八条とする。

附則中第十六条を第十五条とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(協同農業普及事業の運営に関する指針に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、平成十六年十一月三十日までに、この法律による改正後の農業改良助長法(以下「新法」という。)第七条第二項及び第三項の規定の例により、協同農業普及事業の運営に関する指針を定めるものとする。

第一条 農林水産大臣は、前項の指針を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県に通知しなければならない。

第二条 農林水産大臣は、前項の指針を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県に通知しなければならない。

第三条 第一項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において新法第七条第二項の規定により定められた運営指針とみなす。

(協同農業普及事業の実施に関する方針に関する経過措置)

第三条 都道府県は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、この法律の施行の日までに、新法第七条第六項及び第七項後段の規定の例により、協同農業普及事業の実施に関する方針を定めなければならない。

第四条の七の見出しを「(普及指導協力委員)」に改め、同条第一項中「普及協力委員」を「普及指導員」に改め、同条第二項中「普及協力委員」を「普及指導員」に改め、同条第三項及び第六項を削り、同条を第十四条とする。

員」を「普及指導協力委員」に、「改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第二項中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条を第十四条とする。

附則中第十六条を第十五条とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(協同農業普及事業の運営に関する指針に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、平成十六年十一月三十日までに、この法律による改正後の農業改良助長法(以下「新法」という。)第七条第二項及び第三項の規定の例により、協同農業普及事業の運営に関する指針を定めるものとする。

第一条 農林水産大臣は、前項の指針を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県に通知しなければならない。

第二条 農林水産大臣は、前項の指針を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県に通知しなければならない。

第三条 第一項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において新法第七条第二項の規定により定められた運営指針とみなす。

(協同農業普及事業の実施に関する方針に関する経過措置)

第三条 都道府県は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、この法律の施行の日までに、新法第七条第六項及び第七項後段の規定の例により、協同農業普及事業の実施に関する方針を定めなければならない。

第四条の七の見出しを「(普及指導協力委員)」に改め、同条第一項中「普及協力委員」を「普及指導員」に改め、同条第二項中「普及協力委員」を「普及指導員」に改め、同条第三項及び第六項を削り、同条を第十四条とする。

ならない。

3 第一項の規定により定められた方針は、この法律の施行の日において新法第七条第七項の規定により定められた実施方針とみなす。

(普及指導員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前の農業改良助長法(以下「旧法」という。)第十四条の三第一項の専門技術員資格試験に合格した者は、新法第九条の普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十四条の三第二項の改良普及員資格試験に合格した者は、この法律の施行後三年間は、新法第九条の普及指導員資格試験に合格した者とみなす。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法及び地方公務員災害補償法の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項
二 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一百二十一号)第二条第五項
(農業取締法の一部改正)

第七条 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

八条第一項に、「改良普及員」を「普及指導員」

に改める。

(国有財産特別措置法及び構造改革特別区域法の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「第十四条第一項第五号」を「第七条第一項第五号」に改める。

一 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第八十九号)第十五条第一項第一号

二 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百二十九号)第三条第一項第一号リ

三 第五条第一項第一号

参議院議長 倉田 寛之殿

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

平成十六年四月二十二日

平成十六年五月十八日

審査報告書

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十八日

農林水産委員長 岩永 浩美

要領書

参議院議長 倉田 寛之殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、将来にわたる農業の担い手の確保に資するため、農業法人等が新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする場合に、就農支援資金を貸し付けることができるようとするとともに、都道府県青年農業者等育成センターの業務を拡充すること等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項

三、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一百二十一号)第二条第五項

四、農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

五、八条第一項に、「改良普及員」を「普及指導員」

六、本法施行のため、特に費用を要しない。

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に

関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十二日

平成十六年五月十八日

平成十六年四月二十二日

平成十六年五月十八日

三号から第五号までを「一号」ずつ繰り下げる。第二号の次に次の「一号」を加える。

三、新たに就農しようとする青年等について、第三十三条第一項の許可を受けて無料の職業紹介事業を行うこと。

四、第七条第四項中「認定就農者」との下に「及び認定農業者」とを加える。

五、第八条中「認定就農者が就農し、又は認定農業者が新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させた」とを削り、「就農した」とを加える。

六、第九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「とき」の下に「又はその営む農業に就業させなかつたとき」を加える。

七、第十条中「認定就農者」の下に「又は認定農業者」を加える。

八、第十六条中「第五号」を「第六号」に改める。

九、第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二条の次に次の「一条」を加える。

(農業改良資金の貸付けの特例)
第二十三条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第一百二号)第二条の農業改良資金(同法第五条第一項の特定地域資金を除く。)であつて、認定農業者が認定就農計画に従つて新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要なもの(第四条第二項第三号の措置に係るものに限る。)の償還期間(据置期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定にかかるわらす、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2

前項に規定する資金の据置期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかるらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)
第二条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第四十五条第一項第二号中「第二条第二項」を「第四条第四項」に改める。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十八日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方分権の推進に資するとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのつとり、都道府県の申請に基づく都道府県合併等の手続の整備、地域自治区制度の創設及び条例による事務処理特に係る要請手続の整備を行うとともに

に、収入役制度及び議会の定例会制度を見直し、財務会計制度に関する規定の整備を図るほか、所要の規定の整備を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一、分権型社会を制度的に確固たるものとすることは喫緊の課題であり、市町村合併を推進するとともに、行財政基盤を強化し、一層の効率化を進めるため、国から地方への権限及び税源の移譲を早急に実施すること。

二、合併を行わないとの選択をした小規模市町村に對して、合併を強制することはせず、合併を行わないことを理由として不利益な取扱いをしないこと。

三、自主的な合併を推進する観点から、総務大臣が合併推進の基本指針を策定するに当たっては、地方公共団体に配慮するとともに、都道府県は関係市町村の意向を踏まえて合併推進構想を作成するよう、その周知を図ること。

四、合併特例債の発行が当該地方公共団体のみならず国の財政に与える影響にかんがみ、発行額が膨張しないよう十分に配慮すること。

五、議員の定数及び在任に関する特例の適用を検討する地方公共団体に対して、行政コストや住民の意思に十分配慮するよう周知徹底すること。

六、地域自治区に置かれる地域協議会の構成員の選任に当たつては、公平性、透明性及び住民の実質的参画の確保に十分配慮するよう周知すること。

七、地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることにはんがみ、その構成員については、原則として無報酬とするよう周知すること。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十七日

参議院議長 倉田 寛之殿

衆議院議長 河野 洋平

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一節を次のように改正する。

地方自治法目次中「第七款 附属機関」を「第四節 地域自治区」に改める。

第六条第二項中「境界の変更」を「設置又は境界の変更」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六条の二 前条第一項の規定によるほか、二以上述の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部に對する地方公共団体に対し、行政コストや住民の意思に十分配慮するよう周知徹底すること。

第九条第七項中「第六項」を「第七項」に改める。

第九条第三項中「第五項乃至第七項」を「第六項から第八項まで」に改める。

第九条第七項中「第六項」を「第七項」に改める。

第九条第七項中「第七条第六項及び第七項」を「第七条第七項及び第八項」に改める。

第九十条に次の五項を加える。

が国会の承認を経てこれを定めることができる。

前項の申請については、関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

第一項の規定による处分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第一項の規定による处分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第七条第三項中「境界にわたる」の下に「市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は」を加え、「基き」を「基づき」に改め、同条第五項中「第三項及び前項」を「及び前二項」に改め、同条第六項中「第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第七項中「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。

第七条の二 第三項中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。

第八条第三項中「第五項乃至第七項」を「第六項から第八項まで」に改める。

第六条の二第一項の規定による処分により、著しく人口の増加があつた都道府県においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができます。

第六条の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県（以下本条において「設置関係都道府県」という。）は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議員の定数を定めなければならない。

前項の規定により新たに設置される都道府県の議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該都道府県の条例により定められたものとみなす。

第六項の協議については、設置関係都道府県の議決を経なければならない。

第九十一条第七項中「第七条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第一百二条第二項中「四回以内において」を削る。

第一百六十八条第二項ただし書中「但し、町村」を「ただし、政令で定める市及び町村」に、「町村長」を「市町村長」に改める。

第一百八十条の七中「若しくは出張所」の下に「、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第二編第七章に次の一節を加える。

第四節 地域自治区

第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもつて充てる。
4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第一百七十五条第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

第二百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たつては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。
5 第二百三十三条第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

第二百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（地域協議会の組織及び運営）

第二百二条の九 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に關し必要な事項は、政令で定める。

第二百三十二条の四第一項中「普通地方公共団体の長の」の下に「政令で定めるところによる」を加える。

第二百三十四条の三中「不動産を借りる契約」の下に「その他政令で定める契約」を加える。

第二百五十二条の十七の二に次の二項を加える。

3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。

4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

3 市町村の長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域内に属するものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聽かなければならぬ。

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する事項

三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する事項

3 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する事項

4 第二百五十二条の二十第六項中「前五項」を「各項」に、「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。

7 第二百二条の五第二項から第五項まで及び第

官 報 (号外)

二百二条の六から第二百二条の九までの規定

は、区地域協議会に準用する。

8 指定都市は、地区自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならぬ。

9 第六項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地区自治区を設けることができる。

第二百五十二条の二十六の二及び第二百五十二条の二十六の七中「第七条第一項」の下に「又は第三項」を、「届出」の下に「又は申請」を加える。

第二百五十五条中「除外」を「除くほか」に改め、「第二項」の下に「第六条の二第一項」を加える。

第二百五十九条第四項中「第一項乃至第三項」を「第一項から第三項まで」に、「第七条第七項」を「第七条第八項」に改める。

第二百八十五条中「又は第三項及び第六項」を「又は第三項及び第七項」に、「第七条第六項及び第七項」を「第七条第七項及び第八項」に改める。

第二条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「第三十三条第一項、第二項、第四項及び第五項」を「第三十三条」に改め、「一般選舉」の下に「第百一十七条(設置選舉)」を加え、同項の表第二十五条の項の次に次のように加える。

第七条 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条第六項」を「第六条の二第四項」又は「第七条第七項」に、「市町村」を「地方公共団体」に改める。

第十一条の表第三十三条规定による

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定、

第二条 第二項中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。
第三十三条第三項中「市町村」を「地方公共団体」に、「因る」を「よる」に、「第七条第六項」を「第六条の二第四項」に改め、

第六条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改める。

第十五条の二第三項中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

第二十九条中「境界の変更」を「設置又は境界の変更」に改める。

第六条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改める。

第七条 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項中「市町村」の下に「設置又は」を加える。

第三十三条第三項	地方自治法第六条の二第四項又は公示	漁業法第八十四条第二項のは第七条第七項の告示
----------	-------------------	------------------------

第九十四条第二項を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第十三条に次の二項を加える。

第十四項に次の二項を加える。

審査報告書

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十八日

参議院議長 倉田 寛之殿
総務委員長 景山俊太郎

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、自主的な市町村の合併を一層推進するため、市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域を単位として合併特例区を設けることができるることとするほか、市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する特例措置を定めるとともに、平成十七年三月三十一日までに行われた申請に係る市町村の合併であつて、平成十八年三月三十一日までに行われるものについて、市町村の合併の特例に関する法律はなおその効力を有するものとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

なあ、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一、分権型社会を制度的に確固たるものとすることは喫緊の課題であり、市町村合併を推進するとともに、行財政基盤を強化し、一層の効率化を進めるため、国から地方への権限及び税源の

移譲を早急に実施すること。

二、合併を行わないとの選択をした小規模市町村に對して、合併を強制することはせず、合併を行わないことを理由として不利益な取扱いを行ないないこと。

三、自主的な合併を推進する観点から、総務大臣が合併推進の基本指針を策定するに当たつては、地方公共団体に配慮するとともに、都道府県は関係市町村の意向を踏まえて合併推進構想を作成するよう、その周知を図ること。

四、合併特例債の発行が当該地方公共団体のみならず国の財政に与える影響にかんがみ、発行額が膨張しないよう十分に配慮すること。

五、議員の定数及び在任に関する特例の適用を検討する地方公共団体に対して、行政コストや住民の意思に十分配慮するよう周知徹底すること。

六、地域自治区に置かれる地域協議会の構成員の選任に当たつては、公平性、透明性及び住民の実質的参画の確保に十分配慮するよう周知すること。

七、地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることにかんがみ、その構成員については、原則として無報酬とするよう周知すること。

こと。
右決議する。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

第五条第九項中「場合には」を「場合、第

法律第六号」の一部を次のように改正する。

第五条第六第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、「当該地域審議会」を「当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会(地方自治法第二百二十二条の五第一項に規定する地域協議会をいう。)又は当該合併特例区の合併特例区協議会」に改める。

第五条の四の次に次の三十五条を加える。

(地域自治区の設置手続等の特例)

第五条の五 市町村の合併に際しては、地方自治法第二百二十二条の四第一項の規定にかかわらず、

合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上

の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域とする同項に規定する地域自治区(以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。)を設けることができる。

こと。
右決議する。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

の規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併関係市町村は、第一項及び第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

5 合併関係市町村は、第一項及び第三項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長と

官 報 (号外)

13	<p>12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある 発展に資するよう、合併市町村の長その他の機 関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的 団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事 務を処理するものとする。</p> <p>11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち 区長が、前二項の規定による場合を除くほ か、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を 受けることがない。</p> <p>10 区長は、第六項各号のいずれかに該当するに 至つたときは、その職を失う。</p> <p>9 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反 がその職に必要な適格性を欠くと認める場合に は、これを罷免することができる。</p> <p>8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反 その他区長たるに適しない非行があると認める 場合には、これに對し懲戒処分として戒告、減 給、停職又は免職の処分をすることができる。</p>		<p>なることができない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者 で復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ るまで又はその執行を受けることがなくなる までの者</p>
			<p>自治法第一百六十五条第二項中「副知事又は助役」 とあるのは「区長(市町村の合併の特例に関する 法律第五条の六第一項に規定する区長をいう。 以下同じ。)」と、「普通地方公共団体の長に」と あるのは「合併市町村(同法第二条第二項に規定 する合併市町村をいう。以下同じ。)の長に」と と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合 併市町村の長」と、同法第一百七十五条第二項 中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」 と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町 村」と読み替えるものとする。</p>
		<p>14 第一項に規定する区長の職は、地方公務員法 第三条の特別職とする。</p> <p>(住居表示に関する特例)</p>	<p>第五条の七 合併に係る地域自治区の区域におけ る住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第 百十九号)第二条に規定する住居を表示するに は、同条第一項の協議により規約を定め、都道 府県知事(すべての合併関係市町村が一の都道 府県の区域に属さない場合における市町村の合 併に際して合併特例区を設けようとするとき は、総務大臣)第五条の十四第四項及び第五項 の五第一項の規定により設けられた合併に係る 地域自治区の同項に規定する期間の満了に際 し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区 域として引き続き設けられた合併関係市町村の 区域による地域自治区の区域における同法第二 条に規定する住居の表示についても、同様とす る。</p>
	<p>12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある 発展に資するよう、合併市町村の長その他の機 関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的 団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事 務を処理するものとする。</p> <p>11 合併市町村においては、合併に係る地域自治区 の一定期間、合併関係市町村の区域であつた地 域の住民の意見を反映しつつその地域を単位と して一定の事務を処理することにより、当該事 務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の 長について準用する。この場合において、地方 長について准用する。この場合において、地方</p>	<p>第五条の八 合併市町村において市町村の合併後 の一定期間、合併関係市町村の区域であつた地 域の住民の意見を反映しつつその地域を単位と して一定の事務を処理することにより、当該事 務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の 長について準用する。この場合において、地方 長について准用する。この場合において、地方</p>	<p>利便性の向上等が図られ、もつて合併市町村の 一体性の円滑な確立に資すると認めると認め るときは、 合併関係市町村の協議により、期間を定めて、 合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一 又は二以上の合併関係市町村の区域であつた区 域をその区域として、合併特例区を設けること ができる。</p>
	<p>10 区長は、第六項各号のいずれかに該当するに 至つたときは、その職を失う。</p> <p>9 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反 がその職に必要な適格性を欠くと認める場合に は、これを罷免することができる。</p> <p>8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反 その他区長たるに適しない非行があると認める 場合には、これに對し懲戒処分として戒告、減 給、停職又は免職の処分をすることができる。</p>	<p>第五条の九 合併特例区は、地方自治法第一条の 三第一項の特別地方公共団体とする。</p> <p>(合併特例区の設置)</p> <p>第五条の十 合併関係市町村は、第五条の八の規 定に基づき合併特例区を設けようとするとき は、同条第一項の協議により規約を定め、都道 府県知事(すべての合併関係市町村が一の都道 府県の区域に属さない場合における市町村の合 併に際して合併特例区を設けようとするとき は、総務大臣)第五条の十四第四項及び第五項 において同じ。の認可を受けなければならな い。</p> <p>2 合併関係市町村は、前項の認可を受けたとき は、速やかにその旨及び規約を告示しなければ ならない。</p>	<p>第五条の十二 合併特例区は、合併関係市町村に おいて処理されていた事務であつて市町村の合 併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であ つた地域を単位として処理することが当該事務 の効率的な処理に資するもの及び合併関係市町 村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の 向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合 併特例区が処理することが特に必要と認められ る事務のうち、規約で定めるものを処理する。</p> <p>(合併特例区の権能)</p> <p>第五条の十三 合併特例区の規約には、次に掲げ る事項につき規定を設けなければならない。</p> <p>一 合併特例区の名称</p> <p>二 合併特例区の区域</p> <p>三 合併特例区の設置期間</p> <p>四 合併特例区の処理する事務</p> <p>五 地方自治法第二百四十四条第一項に規定す る公の施設(以下「公の施設」という。)の設置 及び管理を行う場合にあつては、当該公の施 設の名称及び所在地</p>
	<p>11 合併市町村においては、合併に係る地域自治区 の一定期間、合併関係市町村の区域であつた地 域の住民の意見を反映しつつその地域を単位と して一定の事務を処理することにより、当該事 務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の 長について準用する。この場合において、地方 長について准用する。この場合において、地方</p>	<p>第五条の十一 合併特例区が成立する際に合併 関係市町村(第五条の十三第三項に規定する場 合においては、合併市町村)が有する権利のう ち、合併特例区の運営に必要なものとして当該 合併関係市町村の協議により定めるものは、当</p>	<p>該合併特例区の成立の時において当該合併特例 区が承継するものとされることがある。</p> <p>2 前項の協議については、合併関係市町村の議 会の議決を経なければならない。</p> <p>3 第一項の規定による合併市町村が有する権利 の合併特例区への承継については、地方自治法 第九十六条第一項の規定にかかわらず、当該合 併市町村の議会の議決を要しない。</p>

6	合併特例区協議会の構成員には、次項において準用する地方自治法第二百三条第一項の規定にかかるらず、報酬を支給しないこととすることができる。
7	地方自治法第九十二条の二、第二百三条第一項から第三項まで及び第五項並びに第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会(市町村の合併の特例に関する法律第五条の十八第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。)の構成員」と、同法第二百三条第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第五項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第一百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

1	合併特例区協議会の会長及び副会長
2	合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、規約で定める。
3	合併特例区協議会の会長及び副会長の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。
4	合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表する。
5	合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協議会の会長に、会長及び副会長を置く。

1	合併特例区協議会の構成員には、次項において準用する地方自治法第二百三条第一項の規定にかかるらず、報酬を支給しないこととすることができる。
2	合併特例区協議会の構成員の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。
3	合併特例区協議会の構成員の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。
4	合併特例区協議会の構成員の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。
5	合併特例区協議会の構成員の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。

1	合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、規約で定める。
2	合併特例区協議会の会長及び副会長の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。
3	合併特例区協議会の会長及び副会長の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。
4	合併特例区協議会の会長及び副会長の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。
5	合併特例区協議会の会長及び副会長の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

の議決を経なければならない。

(報告等)

る監査委員の意見と併せて、合併市町村の長に報告し、かつ、その要領を公表しなければならない。

6 合併市町村の長は、決算の提出を受けたときは、速やかに当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

(合併特例区に対する財源措置)

第五条の二十八 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の財務に関する規定の準用)

第五条の二十九 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条から第二百十四条まで、第二百十五条(第五号を除く)、第二百十一条、第二百二十条、第二百二十二条第一項及び第三項、第二百二十五条から第二百一十七条まで、第二百二十八条第一項前段、第二百三十一条、第二百三十二条第一項、第二百三十二条の二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二まで、第二百三十五条の三から第二百三十八条までの間、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五条の三から第二百三十八条までの間、第二百三十八条の三から第二百三十八条の六まで、第二百三十九条から第二百四十二条の二まで、第二百四十二条の三(第三項を除く)、第二百四十三条、第二百四十三条の二第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十四項、第二百四十三条の三並びに第二百四十三条の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九条第二項、第二百一十八条第一項前段、第二百三十七

条第二項、第二百四十二条第一項、第二項及び

第八項並びに第二百四十三条の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」と読み替えられるほか、必要な技術的読替えは、政令で定め

る。

(合併特例区の公の施設)

第五条の三十 合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができる。

2 公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならない。

3 地方自治法第二百四十二条第一項及び第三項、第二百四十四条の二第二項から第十一項まで及び第二百四十四条の三の規定は、合併特例区の公の施設について準用する。この場合において、同法第二百四十四条第二項及び第三項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と、「住民」とあるのは「区域内に住所を有する者」と、同法第二百四十四条の二第二項中「議会」とあるのは「合併特例区協議会」と、「出席議員」とあるのは「出席構成員」と、同法第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、

4 前項において準用する地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、合併特例区の長に対して審査請求をすることができる。

(合併特例区の財産の処分等の制限)

第五条の三十一 合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならぬ。

一 合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産(地方自治法第二百三十七条第一項に規定する財産をいう。以下この項において同じ。)を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合

2 合併市町村の監査委員は、監査の結果に関する報告を合併特例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市町村の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

3 合併市町村の長は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出を受けたときは、これを当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

(合併特例区の解散)

第五条の三十四 合併特例区は、設置期間の満了により解散する。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継する。

2 合併特例区は、前項の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合(政令で定

公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第二百四十四条の三第一項中「普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区は」と、同法第二百四十二条第一項中「関係普通地方公共団体の議決を経なければ」とあるのは「関係普通地方公共団体の議決を経なければ」とあるのは「合併特例区は」と、「住民」とあるのは「区域内に住所を有する者」と、同法第三項中「関係普通地方公共団体協議会の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

2 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会

の議決を経なければならない。

(報告等)

第五条の三十二 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

2 合併市町村の長は、合併特例区の事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講すべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

める場合に限る。)に解散する。この場合における合併特例区の権利義務の承継については、政令で定める。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第五条の三十五 合併特例区の長は、第五条の十七第二項において読み替えて準用する地方自治法第十六条第三項及び第四項、第五条の二十三において読み替えて適用する同法第四条の第二项、第二項第三号及び第四項並びに第五条の二十九において読み替えて準用する同法第二百九条第二項、第二百三十七条第二項及び第二百四十三条の三第一項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則)

第五条の三十六 合併特例区の長は、第五条の三十一条、第五条の十五第五六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二項及び第三項並びに第二百四条の二、第五条の十八第七項において読み替えて準用する同法第二百三十二条第二項及び第五項並びに第二百四条の二、第五条の二十九において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第五条の三十一条において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

2 前項に規定する合併特例区規則は、合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない。

ない。

3 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(住居表示に関する特例)

第五条の三十七 合併特例区の区域における住居表示に関する法律第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併特例区の名称を冠するものとする。

2 合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののか、当該合併関係市町村の区域による地域自治区の名称を冠するものとする。

(合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例)

第五条の三十八 合併特例区を設ける合併市町村において地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区を設ける場合においては、同項の規定にかかわらず、合併特例区を設ける区域については、同項に規定する地域自治区を設けないことができる。

(政令への委任)

第五条の三十九 第五条の八から前条までに定めるもののほか、合併特例区に関する必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合とみなし、当該一部事務組合又は広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとみなし。

3 第一項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあつては、当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の場合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 前条第一項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は当該広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

二 次条第二項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三十日を経過する日(その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあつては、当該市町村の合併の日の前日)又は市町村の合併の日から起算して三十日前の日(そのうちいづれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体が組織する一部事務組合の管理者(地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会)、次項

のとみなす。

3 第一項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあつては、当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の場合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。

三十一年までに制定された次条第一項に規定する条例に基づき設けられる合併関係市町村の区域による地域自治区については、第五条の七及び次条の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併関係市町村の区域による地域自治区の設置が行われないときは、同日後は、この限りでない。

及び次条において同じ。又は当該広域連合の長に第一項の規定の適用について異議の申出があつた場合

三 市町村の合併の日前に地方自治法第二百八十六条第一項本文又は第三百九十五条の三第一項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合

5 前項第二号の異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体(当該異議の申出をした地方公共団体を除く。)の長に通知しなければならない。

6 第二項及び第三項に定めるもののほか、第一項の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

第九条の四 合併関係市町村の長は、地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(次項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第七条第一項又は第三項の規定による申請を行つたときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならぬ。

第十九条の次に次の二条を加える。

第二十条 第五条の六第十三項において準用する地方公務員法第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした区長は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第五条の十五第六項において準用する地方公務員法第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした合併特例区の長は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第五条中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第一項の次に次の八項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請(以下「合併申請」という。)に係る市町村の合併について、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りでない。

5 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた合併申請に係る市町村の合併に係り合併に係る地域自治区が設置される場合において、同日までに行われた第五条の六第四項の規定による告示に係る区長について

は、同条の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りでない。

6 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた合併申請に係る市町村の合併に係り同日までに行われた第五条の十第一項に規定する認可の申請(以下この項において「合併特例区設置申請」という。)に係る合併特例区については、第五条の八から第五条の三十九まで及び附則第二条の三の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併特例区申請に係る合併特例区の設置が行われないときは、同日後は、この限りでない。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる第五条の二、第五条の三及び第十四条第一項の規定の適用については、第五条の二中「平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法第八条第一項各号」とあるのは「地方自治法第八条第一項各号」と、第五条の三中「平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該処分」とあるのは「当該処分」と、第十四条第

7 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十日までに制定された次条第一項に規定する条例に基づき設けられる合併関係市町村の区域による地域自治区については、第五条の七及び次条の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併特例区設置申請に係る合併特例区の設置が行われないときは、同日後は、この限りでない。

8 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに制定された次条第二項において読み替えて適用する第五条の六第一項に規定する条例に基づき設けられる区長については、第五条の六及び次条第二項の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該条例による区長の設置が行われないときは、同日後は、この限りでない。

9 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに制定された附則第二条の三において読み替えて適用する第五条の十第一項に規定する認可の申請(以下この項において「合併特例区設置申請」という。)に係る合併特例区については、第五条の八から第五条の三十九まで及び附則第二条の三の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併特例区申請に係る合併特例区の設置が行われないときは、同日後は、この限りでない。

附則第二条の次に次の二条を加える。

(特定合併に係る合併市町村が設ける地域自治区についての特例)

第二条の二 地方自治法第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、平成十一年七月十六日から平成十七年三月三十一日までの間に行われた市

町村の合併(以下「特定合併」という。)に係る合併市町村は、条例で、期間を定めて、当該特定合併に係る合併市町村の区域の一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設けることができる。

2

特定合併に係る合併市町村が設ける合併関係市町村の区域による地域自治区については、第五条第九項中「第五条の六第一項」とあるのは、「附則第二条の一第二項の規定により読み替えて適用する第五条の六第一項」と、第五条の六第一項中「市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区」とあるのは、「合併関係市町村の区域による地域自治区」と、第五条の六第一項」とあるのは、「合併関係市町村の区域による地域自治区」とあるのは、「合併関係市町村の区域による地域自治区」と、第五条の六第一項」とあるのは、「合併関係市町村の区域による地域自治区」とあるのは、「合併関係市町村の区域による地域自治区」と、「合併関係市町村の区域による地域自治区」と、「合併関係市町村の協議」とあるのは、「合併市町村の条例」と、同条第三項中「合併関係市町村の協議」とあるのは、「合併市町村の条例」と、第五条の七中「第五条の五第一項」とあるのは、「附則第二条の一第一項」として、これらの規定を適用し、第五条の六第四項及び第五項の規定は、適用しない。

(特定合併に係る合併市町村が設ける合併特例区についての特例)

第二条の三 特定合併に係る合併市町村が設ける合併特例区(当該特定合併の日の前日までに行われた第五条の十第一項の規定による認可の申請に係る合併特例区を除く。)については、第五条の八第一項中「合併関係市町村の協議により、期間を定めて」とあるのは、「期間を定めて」と、第五条の十第一項中「合併関係市町村は」とあるのは、「合併市町村は」と、「同条第一項の協議により規約」とあるのは、「議会の議決を経て定款」と、「都道府県知事(すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けよう

とするときは、総務大臣。第五条の十四第四項及び第五項において同じ。)」とあるのは、「都道府県知事」と、同条第二項中「合併関係市町村」とあるのは、「合併市町村」と、「規約」とあるのは、「定款」と、同条第三項中「市町村の合併が行われた」とあるのは、「定款で定める」と、第五条の十二、第五条の十三第一項、第五条の十四第一項、第四項及び第五項、第五条の十五第二項、

審査報告書

市町村の合併の特例等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

平成十六年五月十八日

参議院議長 倉田 寛之殿
総務委員長 景山俊太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自主的な市町村の合併を推進す

るため、市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置を講ずるほか、市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域を単位として合併特例区を設けることができるとしている。とともに、都道府県による自主的な市町村の合併の推進に関する構想の策定等所要の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条の二の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第一項の次に八項を加える改正規定(同条第四項から第九項までに

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条の二の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第一項の次に八項を加える改正規定(同条第四項から第九項までに

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

市町村の合併の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十七日

衆議院議長 河野 洋平

二、合併を行わないとの選択をした小規模市町村に対する、合併を強制することはせず、合併を

行わないことを理由として不利益な取扱いをしないこと。

三、自主的な合併を推進する観点から、総務大臣が合併推進の基本指針を策定するに当たっては、地方公共団体に配慮するとともに、都道府県は関係市町村の意向を踏まえて合併推進構想を作成するよう、その周知を図ること。

(小字は衆議院修正)

市町村の合併の特例等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 地方自治法の特例等に関する法律

五条)

第三章 合併特例区(第二十六条—第五十七条)

第四章 市町村の合併の推進に関する構想等

(第五十八条—第六十四条)

第五章 補則(第六十五条—第六十六条)

第六章 罰則(第六十七条—第六十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併の推進による市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もつて合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようとすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市

町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

(合併協議会の設置)

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画(以下「合併市町村基本計画」という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会(以下「合併協議会」といいう。)を置くものとする。

2 合併協議会の会長は、地方自治法第二百五十一条の三第二項の規定にかかるわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

3 合併協議会の委員は、地方自治法第二百五十三条の三第二項の規定にかかるわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

4 次条第十八項又は第五条第二十七項の規定により置かれる合併協議会には、前項に定めるものは長その他の職員をもつて充てる。

5 合併協議会の会長は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかるわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員をもつて充てる。

6 合併請求市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行ふに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えるべきである。

7 合併対象市町村の長は、第五項の規定による議会の審議の結果を合併請求市町村の長に速やかに通知しなければならない。

8 合併請求市町村の長は、合併請求市町村における第五項の規定による議会の審議の結果及び前項の規定により通知を受けた合併対象市町村における議会の審議の結果を、合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

9 第五項の規定による議会の審議により、合併

か、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかるわらず、規約の定めるところにより、その結果を合併対象市町村の学識経験を有する者を委員として加えることができる。

(合併協議会設置の請求)

第四条 選挙権を有する者(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者)の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条の規定による選挙人名簿の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村(以下この条において「合併対象市町村」という)の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた市町村(以下この条において「合併請求市町村」という。)の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第二項の協議(以下この条において「合併協議会設置協議」という。)について議会に付議するか否かの意見を求めなければならない。この場合にかかる意見を求めなければならない。

3 合併請求市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行ふに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えるべきである。

4 合併請求市町村の長は、第五項の規定による議会の審議の結果を合併請求市町村の長に速やかに通知しなければならない。

5 前項の規定による回答が合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであつた場合は、合併請求市町村の長にあつては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を発した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあつては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならない。

6 合併請求市町村の長は、第五項の規定による議会の審議の結果を合併請求市町村の長に速やかに通知しなければならない。

7 合併対象市町村の長は、第五項の規定による議会の審議の結果を合併請求市町村の長に速やかに通知しなければならない。

8 合併請求市町村の長は、合併請求市町村における議会の審議の結果を、合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

9 第五項の規定による議会の審議により、合併

協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合には、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日(以下この条において「基準日」という。)以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

前項に規定する場合には、合併請求市町村の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙の投票に付するよう請求することができる。

この場合において、合併請求市町村の長は、当該請求を行つた日から三日以内に、その旨を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかつたときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

前項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び合

併請求市町村の長に対し、これを通知しなければならない。

前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、直ちに、その旨を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

第十項前段又は第十一項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならぬ。

合併請求市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による投票の結果が判明したときは、これがあつた場合には、第一項及び第十一項の代表者及び合併請求市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、その結果を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

第五条 合併協議会を構成すべき関係市町村(以下この条において「同一請求関係市町村」という。)の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

前項の規定による請求を行う場合には、すべての同一請求関係市町村の同項の代表者は、あらかじめ、政令で定めるところにより、これら

べての合併対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。

前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、合併請求市町村の長及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者(第十一項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十一項の代表者)に通知しなければならない。

第十項後段、第十三項及び第十六項の規定による報告を受けたときは、その内容を合併対象市町村を包括する都道府県と合併対象市町村を包括する都道府県の知事は、第二項後段、第四項、第八項、第九項、第十項後段、第十三項及び第十六項の規定による報告を受けたときは、その内容を合併対象市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。

第五条 合併協議会を構成すべき関係市町村(以下この条において「同一請求関係市町村」という。)の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の同項の代表者は、あらかじめ、政令で定めるところにより、これら

の者が代表者となるべき同項の規定による合併協議会の設置の請求が同一の内容であることにについて、同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事の確認を得なければならない。

第一項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた同一請求関係市町村の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に對し、これを報告しなければならない。

同一請求関係市町村を包括する都道府県の長は、直ちに、その旨を第一項及び第二項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議(以下この条において「同一請求に基づく合併協議会設置協議」という。)について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに當たつては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

同一請求関係市町村の長は、第六項の規定によ

官 報 (号 外)

9	同 一 請 求 関 係 市 町 村 を 包 括 す る 都 道 府 県 の 知 事 は 、 基 準 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 十 三 日 を 経 過 し た 日 以 後 速 や か に 、 す べ て の 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 に 係 る 前 項 後 段 の 規 定 に よ る 報 告 の 有 無 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
10	同 一 請 求 関 係 市 町 村 を 包 括 す る 都 道 府 県 の 知 事 は 、 す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 か ら 前 項 の 規 定 に よ る 報 告 を 受 け た と き は 、 直ち に 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
11	前 項 の 規 定 に よ り 通 知 を 受 け た 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 は 、 直ち に 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
12	前 項 の 規 定 に よ り 通 知 を 受 け た 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 は 、 直ち に 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
13	前 項 の 規 定 に よ り 通 知 を 受 け た 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 は 、 直ち に 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
14	第 十 二 項 の 規 定 に よ る 通 知 が す べ て の 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 長 から 第 十 一 項 後 段 の 規 定 に よ る 報 告 が あ つ た 旨 の も の で あ つ た 場 合 に は 、 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 長 は 、 直ち に 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
15	合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 長 か ら 第 十 一 項 後 段 の 規 定 に よ る 報 告 が あ つ た 旨 の も の で あ つ た 場 合 に は 、 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 長 は 、 直ち に 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
16	合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 に お い て 、 基 準 日 か ら 十 三 日 以 内 に 第 十 一 項 後 段 の 規 定 に よ る 公 表 が な か つ た と き は 、 選 挙 権 を 有 す る 者 は 、 政 令 で 定 め る こ と に よ り 、 そ の 総 数 の 六 分 の 一 以 上 の 者 の 連 署 を も つ て 、 そ の 代 表 者 か ら 、 当 該 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 選 挙 管 理 委 員 会 に 対 し 、 同 一 請 求 に 基 づ く 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 長 は 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
17	前 項 の 規 定 に よ り 通 知 を 受 け た 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 長 は 、 直ち に 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
18	合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 を 包 括 す る 都 道 府 県 の 知 事 は 、 す べ て の 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 長 か ら 前 項 の 規 定 に よ る 報 告 を 受 け た と き は 、 直ち に 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
19	前 項 の 規 定 に よ り 通 知 を 受 け た 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 長 は 、 直ち に 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
20	第 十 八 項 の 規 定 に よ り 通 知 を 受 け た 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 長 は 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
21	第 十 四 項 又 は 第 十 九 項 の 規 定 に よ る 通 知 が あ つ た と き は 、 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 長 は 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
22	合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 選 挙 管 理 委 員 会 は 、 政 令 で 定 め る こ と に よ り 、 同 一 請 求 に 基 づ く 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 長 は 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
23	前 項 の 規 定 に よ り 通 知 を 受 け た 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 長 は 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
24	合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 を 包 括 す る 都 道 府 県 の 知 事 は 、 す べ て の 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 長 か ら 前 項 の 規 定 に よ る 報 告 を 受 け た と き は 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
25	前 項 の 規 定 に よ り 通 知 を 受 け た 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 長 は 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。
26	第 二 十 一 項 の 規 定 に よ る 投 票 に お い て 、 同 一 請 求 に 基 づ く 合 併 協 議 会 設 置 協 議 に つ い て 有 敹 投 票 の 総 数 の 過 半 数 の 賛 成 が あ つ た と き は 、 同 一 請 求 に 基 づ く 合 併 協 議 会 設 置 協 議 に つ い て 合 併 協 議 会 設 置 協 議 否 決 市 町 村 の 議 會 が 可 決 し た も の と み な す 。
27	す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 議 會 が 同 一 請 求 に 基 づ く 合 併 協 議 会 設 置 協 議 に つ い て 可 決 し た (前 項 の 規 定 に よ り 可 決 し た も の と み な さ れ た 場 合 を 含 む) 場 合 に は 、 す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 は 、 当 該 同 一 請 求 に 基 づ く 合 併 協 議 会 設 置 協 議 に つ い て 規 約 を 定 め 、 合 併 協 議 会 を 置 く も の と す る 。
28	前 項 の 規 定 に よ り 合 併 協 議 会 が 置 か れ た 場 合 に は 、 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 は 、 そ の 結 果 を す べ て の 同 一 請 求 関 係 市 町 村 の 長 に 通 知 し な け れ ば な ら な い 。

すべての同一請求関係市町村が一つの都道府県の区域に属さない場合における措置その他第一項の規定による合併協議会の設置の請求に関する必要な事項は、政令で定める。

地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条の二第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」と、「当該都道府県の選舉管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

31 民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)第二編第 四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市

町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

32 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定(罰則を含む。)は、前条第十四項又はこの条第二十一項の規定による投票について準用す

る。

33 前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行なうことができる。

(合併市町村基本計画の作成及び変更)

第六条 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

一 合併市町村の円滑な運営の確保及び均等ある発展を図るために基本方針

二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 合併市町村の財政計画

2 合併市町村基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ

め、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により合併市町村基本計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 第六十一条第二十三項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、同条第一項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 合併市町村は、その議会の議決を経て合併市町村基本計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第七項の規定により合併市町村基本計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第二十二条第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第二十四条第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該合併市町村の議員の任期に相当する期間に限り、同項

では、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会、地方自治法第二百二条の五第一項に規定する地域協議会をいふ。又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聽かなければならない。

10 第四項の規定は、第七項の規定により合併市町村が合併市町村基本計画を変更した場合について準用する。

11 第二章 地方自治法の特例等
(市となるべき要件の特例)

第七条 次に掲げる処分については、地方自治法第八条第一項各号の規定にかわらず、市となるべき普通地方公共団体の要件は、人口三万以上を有することとする。

一 地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの(次項の規定に該当するものを除く。)

二 地方自治法第八条第三項の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併により他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るもの(当該市町村の合併の日に市とするものに限る。)

2 地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が同法第八条第一項各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、同項各号に掲げる要件を備えているものとみなす。

(議会の議員の定数に関する特例)

第八条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかるわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項

に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができるものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口の全部又は一部が編入されることとなるものとする。第十六条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数(○・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、○・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。)をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九一条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは

第一項、第二項又は第五項の協議について準用する同条第三項」とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合には、地方自治法第九十一条の規定においては、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する条例において「編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その議会の議員の定数とする場合においては、同条の規定による定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

6 第三項の規定は、前項の場合について準用す

る。

7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは

第一項、第二項又は第五項の協議について準用する同条第三項」とする。

8 第一項、第二項又は第五項の協議について準用する同条第三項」とする。

9 第九条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議員で当該合併市町村の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第十条 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであった場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議員であつた者(同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかつたものとした場合における当該合併関係市町村の議員の任期が満了すべき日(以下この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退職し、かつ、その在職期間が十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職し

する期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議員の残任期間に相当する期間

三 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。

四 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議員として在任することとした場合について準用する。

五 第一項又は前項において準用する前条第五項の協議については、合併関係市町村の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第六条 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであった場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議員であつた者(同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかつたものとした場合における当該合併関係市町村の議員の任期が満了すべき日(以下この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退職し、かつ、その在職期間が十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職し

た日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が十二年以上であるものは、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百六十一条第一項の規定の適用については、在職期間が十二年以上である者であるものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公

務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第四条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の四十五」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)	
第十一條 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては八十を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任	
在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の三十
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十七
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の四十一

する者を定めるものとする。

一 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間

（職員の身分取扱い）

第十二條 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第七条の規定にかかるわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれら

の委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてそ

の各区域に農業委員会を置く場合又は同法第三十五条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区域ごとに農業委員会を置く場合には、農業委員会等に適用する法律第三十四条の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第一項の協議については、合併関係市町村の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（一部事務組合等に関する特例）

第十三条 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」といふ。)に編入される合併関係市町村のうちに地方

自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項及び次条第四項第一号において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらの中うち当該編入をする市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は当該広域連合とすることができる。この場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十五条の三第一項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

第十四条 市町村の合併(当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一部事務組合等による特例)

2 地方自治法第二百九十条又は第二百九十三条の三第二項、第五項及び第六項並びに第二百九十五条の十一並びに第二百九十三条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第二百八十一条第一項本文又は第二百九十五条の三第一項本文の規定にかかるらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(当該市町村の合併の日から起算して六月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合には、当該六月を経過する日)までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

4.

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあつては当該同一の数が、同一の数でない場合にあつては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数として定められているものとみなす。

一 一前条第一項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合

二 二前条第二項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三十日を経過する日(その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあつては、当該市町村の合併の日の前日)又は市町村の合併の日から起算して三十日前の日のうちいづれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者(地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会)次項の規定により申請を行つたときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。

2.

前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。

3.

合併関係市町村のいづれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村(首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二十九号)第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法(昭和四十一

場合にあつては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。

二 二前項の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合

三 三前項第二号の異議の申出があつた場合には、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体(当該異議の申出をした地方公共団体を除く。)の長に通知しなければならない。

2.

合併関係市町村のいづれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百一条の三十一第一項第一号及び口に掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口(同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。)が三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間は行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。

3.

合併関係市町村のいづれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村(首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二十九号)第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法(昭和四十一

第一項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている

三 一市町村の合併の日前に地方自治法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十五条の三第三項

第十六条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡がある

(地方税に関する特例)

第一項の規定の適用について異議の申出があつた場合

ない。

ため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく平衡を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その平衡を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

官報(号外)

年法律第二百二号)第二条第一項に規定する中部圏内にある指定都市及びその区域の全部又は一部が首都圈整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圈整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にある指定都市以外の市町村をいう。以下この項において同じ。)である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、当該市町村の合併が行われた日の属する年(当該市町村の合併が行われた日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年の前年。以下この項において同じ。)の翌年の一月一日において特定市町村である市である合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地(地方税法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいふ。以下この項において同じ。)で当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村(特定市町村である市を除く。)の区域内に所在する市街化区域農地(地方税法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいふ。以下この項において同じ。)で当該市町村の合併が行われた日の属する年の前年。以下この項において特例対象市街化区域農地」という。)に対し課する当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分(当該特例対象市街化区域農地が、一月一日において当該合併市町村以外の市町村の区域内に所在することとなつた場合にあつては、同日を賦課期日とする年度の前年度までの各年度分)の固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象市街化区域農地を同法附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受

ける市街化区域農地とみなして、同法の規定を適用する。

(地方交付税の額の算定の特例)

第十七条 国が地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、同法第十三条に定めるもののほか、市町村の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総務省令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。

2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く九年度又は平成三十年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く九年度について、当該市町村の合併が平成三十一年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く七年度について、当該市町村の合併が平成二十一年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度について、地方交付税法及びこれに基づく総務省令並びに前項に定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。

(地方債についての配慮)

第十八条 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が合併市町村基本計画を達成するため行う事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(災害復旧事業費の国庫負担等の特例)

第十九条 国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第一百五十号)その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われなかつたものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

(流域下水道に関する特例)

第二十条 市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十五条の三第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の認可を受けた事業計画によつて、流域下水道(同法第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下この項において同じ。)による下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管

理する都道府県(同法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、同項の協議に係る都道府県)及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、当該市町村の合併が行われた日から移行日(当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日をいう。以下この項において同じ。)までの間、当該事業計画(当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に同法第二十五条の三第四項において準用する同条第一項の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)に係る下水道を流域下水道とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項に規定する都道府県及び合併市町村は、協議により、当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において移行日を変更することができる。

3 第一項に規定する都道府県(下水道法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、当該市町村)は、前二項の規定により移行日を定め、又は変更したときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例)

第二十一条 市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に関して必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第三項までに規定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一般

選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた都市の区域（指定都市である合併市町村にあつては、指定都市であつた合併市町村以外の合併関係市町村の区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区域及びその区域の全部又は一部が当該区域に含まれることとなる合併関係市町村の区域が従前属していた都市の区域。次項において同じ。）を合わせて一選挙区を設けることができる。

2 前項の規定により合併市町村の区域が従前属していた都市の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべて十五条第八項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区が存続するものとみなして配分した都道府県の議会の議員の数の合計数とする。

3 第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合には、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

（地域審議会）

第二十二条 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域を定めた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（次項

において「地域審議会」という。）を置くことができる。

2 地域審議会の構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関する必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議について、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（地域自治区の設置手続等の特例）

第二十三条 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併法第二百二十二条の四第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域とする同項に規定する地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができる。

5 合併市町村は、第一項及び第三項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長と

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第二百二十二条の四から第二百二十二条の八までまでの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（地域審議会）

第二十二条 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域を定めた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（次項

において「地域審議会」という。）を置くことができる。

4 合併市町村は、第一項及び第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

5 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反り定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反り定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反り定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

9 合併市町村の長は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けなければならない。

10 合併市町村の長は、第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失つ。

11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。

12 合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

13 地方自治法第一百六十五条第二項及び第一百七十五条第二項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十四条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第一百六十五条第二項中「副知事又は助役」とあるのは「区長（市町村の合併の特例等に関する法律第二十四条第一項に規定する区長をいふ。以下同じ。）」と、「普通地方公共団体の長」とあるのは「合併市町村（同法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の長

官 報 (号外)

に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長」と、同法第百七十五条第二項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。

14 第一項に規定する区長の職は、地方公務員法第三条の特別職とする。

(住居表示に関する特例)

第二十五条 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第二百十九号)第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第二十一条の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第二十条に規定する住居の表示についても、同様とす

域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区の権能)

第二十七条 合併特例区は、地方自治法第一条の第三項の特別地方公共団体とする。

(合併特例区の設置)

第二十八条 合併関係市町村は、第二十六条の規定に基づき合併特例区を設けようとするときは、同条第一項の協議により規約を定め、都道府県知事(すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣)次項並びに第三十二条第四項及び第五項において同じ。)の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に基づく認可を行なう場合は、地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づく処分に併せて行わなければならぬ。

3 合併関係市町村は、第一項の認可を受けたときは、速やかにその旨及び規約を告示しなければならない。

4 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立する。

(合併特例区の設置に伴う権利の承継)

第二十九条 合併特例区が成立する際に現に合併関係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時において当該合併特例区が承継するものとす

れる期間を勘案して定めるものとする。ただし、当該設置期間は、五年を超えることができない。

(合併特例区の規約の変更)

第三十条 合併特例区は、合併関係市町村において处理された事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定めるものを処理する。

(合併特例区の規約)

第三十一条 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 合併特例区の名称

二 合併特例区の区域

三 合併特例区の設置期間

四 合併特例区の処理する事務

五 地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の設置及び管理を行う場合には、当該公の施設の名称及び所在地

六 合併特例区の事務所の位置

七 合併特例区の長の任期

八 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期

九 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法

十 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

2 前項第三号の設置期間は、当該合併特例区が

3 合併特例区の長は、第六項において準用する

同項第四号の事務を処理することが適當と認められる期間を勘案して定めるものとする。ただし、当該設置期間は、五年を超えることができない。

(合併特例区の規約の変更)

第三十二条 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によって定める。

(合併特例区の規約)

第三十三条 合併特例区の長は、市町村長の被選舉権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 合併特例区の長の任期は、一年以内において規約で定める期間とする。

「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。 (合併特例区協議会の設置及び構成員)	合併特例区と、条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。 （合併特例区協議会の設置及び構成員）
4 合併特例区の長は、第六項において準用する 地方自治法第百四十二条第二項の規定にかかる 四十二条第二項の規定にかかるらず、合併市町 村の助役と兼ねることができる。	4 第一項に規定する合併特例区の長の職は、地 方公務員法第三条の特別職とする。 (合併特例区の長の権限)
5 合併市町村の長は、合併特例区の長が心身の 故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合 その他の合併特例区の長がその職に必要な適格性 を欠くと認める場合には、これを罷免すること ができる。	5 合併特例区の長は、合併特例区を代 表し、その事務を総理する。 (合併特例区の職員のうち、合併特例区の長が あらかじめ指定する者は、合併特例区の長に事 故があるとき又は合併特例区の長が欠けたとき は、その職務を代理する。
6 地方自治法第百四十二条、第一百四十二条、第 百四十三条第一項前段、第一百五十五条第二項、 第二百四十四条の二及び第二百五条並 びに地方公務員法第三十四条の規定は、合併特 例区の長について準用する。この場合におい て、地方自治法第百四十二条、第一百四十二条及 び第一百四十三条第一項前段中「普通地方公共團 体」とあるのは「合併特例区」と、同法第一百六十 五条第二項中「副知事又は助役」とあるのは「合 併特例区の長」と、「普通地方公共団体」とある のは「合併市町村」と、同法第二百四十二条第一項 中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」 と、同条第二項中「普通地方公共団体」とあるの は「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特 例区規則」と、「条例」とあるのは「合併特例区規 則」と、同法第二百四十二条第一項中「条例」と あるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四 二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合 併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特 例区規則」と、同法第二百四十二条の二中 条第四項中「普通地方公共団体」とあるのは「合	6 地方自治法第百四十二条、第一百四十二条、第 百四十三条第一項前段、第一百五十五条第二項、 第二百四十四条の二及び第二百五条並 びに地方公務員法第三十四条の規定は、合併特 例区の長について準用する。この場合におい て、地方自治法第百四十二条、第一百四十二条及 び第一百四十三条第一項前段中「普通地方公共團 体」とあるのは「合併特例区」と、同法第一百六十 五条第二項中「副知事又は助役」とあるのは「合 併特例区の長」と、「普通地方公共団体」とある のは「合併市町村」と、同法第二百四十二条第一項 中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」 と、同条第二項中「普通地方公共団体」とあるの は「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特 例区規則」と、「条例」とあるのは「合併特例区規 則」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同 法第二百四十二条第一項中「条例」とあるのは「合 併特例区規則」と、同法第二百四十二条の二中 条第四項中「普通地方公共団体」とあるのは「合
7 第一項に規定する合併特例区の長の職は、地 方公務員法第三条の特別職とする。 (合併特例区の長の権限)	7 第一項に規定する合併特例区の長の職は、地 方公務員法第三条の特別職とする。 (合併特例区の長の権限)
8 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の 区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の 議員の被選挙権を有するもののうちから、規約 で定める方法により合併市町村の長が選任す る。 (合併特例区協議会の構成員の選任)	8 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の 構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の 多様な意見が適切に反映されるものとなるよ うに配慮して定めなければならない。 (合併特例区協議会の構成員の選任)
9 前項の方法は、合併特例区協議会の構成員の 構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者 の多様な意見が適切に反映されるものとなるよ うに配慮して定めなければならない。 (合併特例区協議会の構成員の選任)	9 前項の方法は、合併特例区協議会の構成員の 構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者 の多様な意見が適切に反映されるものとなるよ うに配慮して定めなければならない。 (合併特例区協議会の構成員の選任)
10 合併特例区協議会の構成員が当該合併特例区 の区域内に住所を有しない者であるとき、合併 市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者で あるとき又は第七項において準用する地方自治 法第九十二条の二の規定に該当するときは、そ の職を失う。 (合併特例区規則の公布)	10 合併特例区協議会の構成員が当該合併特例区 の区域内に住所を有しない者であるとき、合併 市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者で あるとき又は第七項において準用する地方自治 法第九十二条の二の規定に該当するときは、そ の職を失う。 (合併特例区規則の公布)
11 合併特例区協議会の構成員には、次項におい て準用する地方自治法第二百三条第一項の規定 にかかるらず、報酬を支給しないこととするこ とができる。 (合併特例区規則の公布)	11 合併特例区協議会の構成員には、次項におい て準用する地方自治法第二百三条第一項の規定 にかかるらず、報酬を支給しないこととするこ とができる。 (合併特例区規則の公布)
12 地方自治法第十九条第三項及び第四項の規定 定により第五十三条及び第五十四条第一項に規 定する合併特例区規則を制定した場合には、そ の日のから二十日以内にこれを公布しなければな らない。 (合併特例区規則の公布)	12 地方自治法第十九条第三項及び第四項の規定 定により第五十三条及び第五十四条第一項に規 定する合併特例区規則を制定した場合には、そ の日のから二十日以内にこれを公布しなければな らない。 (合併特例区規則の公布)
13 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及 び解任の方法は、規約で定める。 (合併特例区協議会の会長及び副会長の選任)	13 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及 び解任の方法は、規約で定める。 (合併特例区協議会の会長及び副会長の選任)
14 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議 会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表す る。 (合併特例区協議会の会長)	14 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議 会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表す る。 (合併特例区協議会の会長)
15 合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協 議会の会長に事故があるとき又は合併特例区協 議会の会長が欠けたときは、その職務を代理す る。 (合併特例区協議会の副会長)	15 合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協 議会の会長に事故があるとき又は合併特例区協 議会の会長が欠けたときは、その職務を代理す る。 (合併特例区協議会の副会長)
16 合併特例区協議会は、この法律の規定により その権限に属させられた事項を処理するほか、合 併特例区が処理する事務及び地域振興等に關する 施策の実施その他の合併市町村が処理する事務 及び合併特例区の区域に係るものに關し、合併市 町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長 により諮詢された事項	16 合併特例区協議会は、この法律の規定により その権限に属させられた事項を処理するほか、合 併特例区が処理する事務及び地域振興等に關する 施策の実施その他の合併市町村が処理する事務 及び合併特例区の区域に係るものに關し、合併市 町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長 により諮詢された事項

(合併特例区の予算)	
第四十二条 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならない。	
2 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができる。	2 合併特例区の長は、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができる。
3 合併市町村の長は、規約で定める合併特例区の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものと決定し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聽かなければならない。	3 合併市町村の長は、規約で定める合併特例区の長は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
4 この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。	4 この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。
(合併特例区協議会の組織及び運営)	(合併特例区協議会の組織及び運営)
第三十九条 この法律に定めるもののほか、合併特例区協議会の構成員の定数その他の合併特例区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定める。	第三十九条 この法律に定めるもののほか、合併特例区協議会の構成員の定数その他の合併特例区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定める。
(合併特例区の職員)	(合併特例区の職員)
第四十条 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。	第四十条 合併特例区の職員は、合併市町村の長の承認を受けたときは、直ちに当該承認を受けた予算の要領を公表しなければならない。
(合併特例区の休日)	(長期借入金等の禁止)
第四十一条 合併特例区に対する地方自治法第四条の二の規定の適用については、同条第一項、第二項第三号及び第四項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」とする。	第四十一条 合併特例区に対する地方自治法第四条の二の規定の適用については、同条第一項、第二項第三号及び第四項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」とする。
(合併特例区の会計事務)	(合併特例区の会計事務)
第四十四条 合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行う。ただし、合併特例区の長は、必	第四十四条 合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行う。ただし、合併特例区の長は、必
(合併特例区に対する財源措置)	(合併特例区に対する財源措置)
第四十六条 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。	第四十六条 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。
(合併特例区の公の施設)	(合併特例区の公の施設)
第四十八条 合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができる。	第四十八条 合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができる。
2 公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならない。	2 公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならない。
3 地方自治法第二百四十四条第二項及び第三	3 地方自治法第二百四十四条第二項及び第三

項、第二百四十四条の二第二項から第十一項まで及び第二百四十四条の三の規定は、合併特例区の公の施設について準用する。この場合において、同法第二百四十四条第二項及び第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「住民」とあるのは「その区域内に住所を有する者」と、同法第二百四十四条の二第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、「議会」とあるのは「合併特例区協議会」と、「出席構成員」と、同条第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」

のとおりとする。

4 前項において準用する地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、合併特例区の長に対し審査請求をすることができる。

(合併特例区の財産の処分等の制限)

第四十九条 合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならない。

【合併特例区の監査】

第五十一条 合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の事務を監査するものとする。

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則)

第五十二条 合併特例区は、設置期間の満了により解散する。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継する。

(合併特例区の解散)

第五十三条 合併特例区は、設置期間の満了により解散する。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継する。

第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四十四条第二項及び第三項並びに第二百四十四条の二、第三十六条第七項において読み替えて準用する同法第二百三条第二項及び第五項並びに第二百四十四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十五条第一項、第二項及び第八項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

(合併特例区の権利義務の承継)

第五十五条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(報告等)

第五十六条 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第五十七条 合併特例区の長は、第三十五条第二項において読み替えて準用する地方自治法第十

六条第三項及び第四項、第四十一条において読み替えて適用する同法第四条の二第一項、第二項第三号及び第四項並びに第四十七条において読み替えて準用する同法第二百九条第二項、第二百三十七条第二項及び第二百四十三条の三第三項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則)

第五十八条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区の権利義務の承継)

第五十九条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第六十条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第六十一条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第六十二条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第六十三条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第六十四条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第六十五条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第六十六条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第六十七条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第六十八条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第六十九条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第七十条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第七十一条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第七十二条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第七十三条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第七十四条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第七十五条 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

官 報 (号外)

区の名称を冠するものとする。

2 合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののはか、当該合併関係市町村の区域による地域自治区の名称を冠するものとする。

(合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例)

第五十六条 合併特例区を設ける合併市町村において地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区を設ける場合においては、同項の規定にかかわらず、合併特例区を設ける区域については、同項に規定する地域自治区を設けないことができる。

(政令への委任)

第五十七条 この章に定めるもののはか、合併特例区に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 市町村の合併の推進に関する構想等

(基本指針)

第五十八条 総務大臣は、第一条の目的を達成するため、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(以下この条及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

2 市町村の現況及び将来の見通し

3 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村合併推進審議会)

第五十九条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下この条において「構想」という。)を定めるものとする。

2 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

2 構想においては、次に掲げる事項を勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ

3 前号の現況及び将来の見通し

4 前号の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項

5 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第一項の規定により勘告を受けた構想対象市町村(以下この条において「合併協議会設置勘告対象市町村」という。)の長は、当該勘告を受けた日から三十日以内に、それぞれ議会を招集し、当該勘告に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議(以下この条において「合併協議会設置協議」という。)について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

3 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(構想の作成等)

該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下この条において「構想」という。)を定めるものとする。

2 市町村合併推進審議会は、前項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する重要な事項を調査審議することができる。

3 市町村合併推進審議会の組織及び運営に關する事項は、都道府県の条例で定める。

(合併協議会設置の勧告等)

該都道府県知事は、すべての合併協議会設置勘告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果及びすべての合併協議会設置勘告対象市町村の長

2 勧告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置勘告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、「勧告をした都道府県知事」といふ。(以下「勧告」といふ。)に報告しなければならない。

3 勘告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置勘告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果及びすべての合併協議会設置勘告対象市町村の長

4 合併協議会設置勘告対象市町村の長は、前項の規定による議会の審議の結果を、速やかに公示し、かつ、第一項の規定により合併協議会を設けるべきことを勘告した都道府県知事(以下この条において「勘告をした都道府県知事」といふ。)に報告しなければならない。

5 勘告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置勘告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果及びすべての合併協議会設置勘告対象市町村の長

6 勘告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置勘告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、「勘告をした都道府県知事」といふ。(以下「勘告」といふ。)に報告しなければならない。

7 第三項の規定による議会の審議により、その議会が合併協議会設置協議について可決した合併協議会設置勘告対象市町村(第十六項において「合併協議会設置協議可決市町村」という。)以外の合併協議会設置勘告対象市町村(以下この条において「合併協議会設置協議について可決しない市町村」という。)の長は、報告完了日(第

会その他の合議制の機関(以下この条において「市町村合併推進審議会」という。)を置くものとする。

2 市町村合併推進審議会は、前項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する重要な事項を調査審議することができる。

3 市町村合併推進審議会の組織及び運営に關する事項は、都道府県の条例で定める。

(合併協議会設置の勧告等)

該都道府県知事は、すべての合併協議会設置勘告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、「勘告をした都道府県知事」といふ。(以下「勘告」といふ。)に報告しなければならない。

2 勘告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置勘告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、「勘告をした都道府県知事」といふ。(以下「勘告」といふ。)に報告しなければならない。

3 勘告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置勘告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、「勘告をした都道府県知事」といふ。(以下「勘告」といふ。)に報告しなければならない。

4 合併協議会設置勘告対象市町村の長は、前項の規定による議会の審議の結果を、速やかに公示し、かつ、第一項の規定により合併協議会を設けるべきことを勘告した都道府県知事(以下この条において「勘告をした都道府県知事」といふ。)に報告しなければならない。

5 勘告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置勘告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、「勘告をした都道府県知事」といふ。(以下「勘告」といふ。)に報告しなければならない。

6 勘告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置勘告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、「勘告をした都道府県知事」といふ。(以下「勘告」といふ。)に報告しなければならない。

7 第三項の規定による議会の審議により、その議会が合併協議会設置協議について可決した合併協議会設置勘告対象市町村(第十六項において「合併協議会設置協議可決市町村」という。)以外の合併協議会設置勘告対象市町村(以下この条において「合併協議会設置協議について可決しない市町村」という。)の長は、報告完了日(第

官 報 (号 外)

は、七十五日経過日。以下この条において「基準日」という。)から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができ。この場合において、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するよう、勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。

8 効告をした都道府県知事は、基準日の翌日から起算して十三日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長に対し、これを通知しなければならない。

9 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置効告対象市町村の長は、直ちに、その旨を公表しなければならない。

10 第八項の規定による通知がすべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から第七項後段の規定による報告があつたものであつた場合には、合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を公表しなければならない。

11 合併協議会設置協議について可決しない市町村において、基準日から十三日以内に第七項後段の規定による公表がなかつたときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者連署をもつて、その代表者から、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会に対し、選挙管理委員会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。

12 前項の規定による請求があつたときは、合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長(第十一項の規定による請求があつた場合は、同項の代表者及び当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長)に通知するとともに、公表しなければならない。

13 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を効告をした都道府県知事に報告しなければならない。

14 効告をした都道府県知事は、第七項後段の規定による報告をしなかつたすべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての合併協議会設置効告対象市町村の長に通知しなければならない。

15 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会(第十一項の規定による請求があつた場合には、同項の代表者及び選挙管理委員会)に通知するとともに、これを公表しなければならない。

16 第十四項の規定による通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、その結果を公表する

20 効告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果を効告をした都道府県知事に報告しなければならない。

21 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置効告対象市町村の長は、その結果を公表する

22 第十七項の規定による投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、合併協議会設置協議について合併協議会設置協議について可決しない市町村の議会が可決したものとみなす。

23 すべての合併協議会設置効告対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した(前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む)場合には、すべての合併協議会設置効告対象市町村は、当該合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。

24 第十一項の規定による請求があつた場合は、その旨及び当該合併協議会の規約を第十一項の代表者に通知しなければならない。

25 地方自治法第七十四条第五項の規定は第十一項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第十八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は第十一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条の二第二項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「當該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「當該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「當該決定又は裁決」とあるのは「當該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

26 民事訴訟法第二編第四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が

署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

27 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定（罰則を含む。）は、第十七項の規定による投票について準用する。

28 前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行なうことができる。

（報告の徴収）

第六十二条 構想対象市町村が第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を置いていたときは、都道府県知事は、当該合併協議会に対し、市町村の合併に関する協議の状況について報告を求めることができる。

（合併協議会に係るあつせん及び調停）

第六十三条 構想対象市町村が第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を置いていたときは、都道府県知事は、当該合併協議会に係るあつせん又は調停」と、同条第一項中「自治紛争に係る事件の」と、同条第十項中「第五項の規定による調停」とあるのは「第五項の規定による審査及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第三条第一項に規定する合併協議会の委員相互における同法第二条第一項に規定する市町村の合併に関する協議に係るあつせん又は調停」と、「事件の要点及び調停」とあるのは「事件の要点及びあつせん又は調停」と、「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「優れた識見を有する者」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第六十条第一項に規定する市町村合併推進審議会の委員」と、同条第三項各号列記以外の部分中「自治紛争處理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同項第一号中「調停」とあるのは「あつせん」と、同項第二号中「自治紛争處理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同項第三号中「次条第七項又は第二百五十五条の二第二項中「調停」とあるのは「あつせん又は調停」とあることは「あつせん又は調停」と、同項第一項の協議を含む。」の推進に関する必要な措置を講ずべきことを勧告することができたときは、前項の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、その旨を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により必要な措置を講じた措置について報告を求めることがができる。

2 地方自治法第二百五十五条（第二項後段及び第三項第四号から第七号までを除く。）及び第二百五十五条の二（第一項を除く。）の規定は、市町村合併調整委員について準用する。この場合において、同法第二百五十五条の見出し中「自

治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第一項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下本節において「都道府県の関与」という。）に関する審査及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第三条第一項に規定する合併協議会の委員相互における同法第二条第一項に規定する市町村の合併に関する協議に係るあつせん又は調停」と、「事件の要点及び調停」とあるのは「事件の要点及びあつせん又は調停」と、「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「優れた識見を有する者」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第六十条第一項に規定する市町村合併推進審議会の委員」と、同条第三項各号列記以外の部分中「自治紛争處理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同項第一号中「調停」とあるのは「あつせん」と、同項第二号中「自治紛争處理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「調停」とあるのは「あつせん又は調停」とあることは「あつせん又は調停」と、同項第三号中「次条第七項又は第二百五十五条の二第二項中「調停」とあるのは「あつせん又は調停」とあることは「あつせん又は調停」とあることは「あつせん又は調停」と、同項第一項の協議を含む。」の推進に関する必要な措置を講ずべきことを勧告することができたときは、前項の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、その旨を公表しなければならない。

（第五章 條例）

第六十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、この法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、この法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、この法律に定めるもののほか、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

6 公共的団体は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

（特別区に関する特例）

第六十六条 この法律中市に関する規定（第十六

条第二項及び第十七条の規定を除く。)は、特別区に適用する。この場合において、第八条第一項中「地方自治法第九十一条第二項」とあるのは、「地方自治法第九十一条第二項及び第二百八十二条の六」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条の」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十二条の六」と、同条第二項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十二条の六」と、「同法第九十一条」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十二条の六」と、「同条第五項及び第九条第一項中「地方自治法第九十一条」とあるのは、「地方自治法第九十一条及び第二百八十二条の六」と、「同法第九十一条」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十二条の六」と、「同条の」とする。

第六章 罰則

第六十七条 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に關し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 署名権者又は署名運動者に対し、暴行若しくは威力を加え、又はこれをかどわかったとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて署名の自由を妨害したとき。

三 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の

利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫したとき。

2 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名若しくは第四条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の合併協議会の設置の請求若しくは選挙人の投票の請求に必要な関係書類を抑留し、損ない若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に關し、選挙権を有する者の委任を受けず又は選挙権を有する者が身体の故障若しくは文盲により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、第五条第三十項又は第六十一条第二十五項において準用する地方自治法第七十四条第七項の規定により委任を受けた者(次項において「氏名代筆者」という。)として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

4 選挙権を有する者が身体の故障又は文盲により第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名簿又は第四条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名簿に署名することができない場合にお

いて、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求又は第四条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項の規定による選挙人の投票の請求に關し、政令で定める請求書及び請求代表者証明書を付していない署名簿、政令で定める署名を求めるための請求代表者の委任状を付していない署名簿の署名を求めた者は、三十万円以下の罰金に処する。

6 第六十八条 第五条第三十項又は第六十一条第二十五条において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により出頭及び証言の請求を受けた関係人が、正当の理由がないのに、市町村の選挙管理委員会に出頭せず又は証言を拒んだときは、六十万円以下の罰金に処する。

7 第二条 この法律は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

2 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、前項の規定にかかるわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(適用)

第三条 この法律は、この法律の施行の日以後に行われる地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請に係る市町村の合併について適用する。

2 第五条第三十一項又は第六十一条第二十六項において準用する民事訴訟法第二編第四章第二節の規定により宣誓した関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三月以上五年以下の禁錮に処する。

3 前項の罪を犯した者が市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定する前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができない。

4 第四条 この法律の施行の際現に旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第三条の規定により置かれていた合併協議会は、第三条の規定により置かれた合併協議会とみなす。

官 報 (号外)

(合併協議会設置の請求に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現にその手続が開始される

いる旧市町村の合併の特例に関する法律

第四条又は第四条の二(これらの規定に基づく政令を含む。)の規定による請求、手続その他の行為は、それぞれ、第四条又は第五条(これら

の規定に基づく政令を含む。)の規定による請求、手続その他の行為とみなす。

(市町村の合併に関する協議に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の日以後に地方自治法第

七条第一項又は第三項の規定により市町村の合

併に係る申請を行う合併関係市町村において、

この法律の施行前に成立した旧市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一項、第五条の五第一項若しくは第二項、第五条の六第一項若

しくは第三項、第六条第一項、第二項若しくは

第五項、第七条第一項若しくは同条第三項において準用する同法第六条第五項又は第八条第一項の規定に基づく協議は、それぞれ、第二十二

条第一項、第二十三条规定第一項若しくは第二項、

第二十四条第一項若しくは第三項、第八条第一項、第二項若しくは第五项、第九条第一項若しくは同条第三項において準用する第八条第五項又は第十一条第一項の規定に基づく協議とみな

し、この法律の施行前に行われた旧市町村の合

併の特例に関する法律第五条の四第三項、第五

条の五第三項、第五条の六第四項若しくは第六

条第八項、同法第七条第四項において準用する

同法第六条第八項又は同法第八条第四項において準用する同法第六条第八項の規定による告示は、それぞれ、第二十二条第三項、第二十三条第三項、第二十四条第四項、第八条第八項、第

九条第四項又は第十一条第四項の規定による告示とみなす。

2 この法律の施行の日以後に地方自治法第七条第一項又は第三項の規定により市町村の合併に係る申請を行う合併関係市町村において、この

法律の施行前に成立した旧市町村の合併に係る申請を行う合併関係市町村において、この

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する法律の一部改正)

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用

する電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等

の特例に関する法律の一部改正)

第二条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙

に関する法律第五条の八第一項、第五条の十一

十二条第一項、第十三条第一項又は第二十条第

一項の規定に基づく協議とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

る。

(地方交付税法の一部改正)

第八条 地方交付税法の一部を次のように改正す

る。

附則第五条第二項の表第七号中「市町村の合

併の特例に関する法律第十一条の二第二項」を

「旧市町村の合併の特例に関する法律第十一条

の二第二項(同法附則第二条第二項の規定によ

りなおその効力を有するものとされる場合を含む。」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第九条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「市町村の合併の特例に関

する法律(昭和四十年法律第六号)」を「市町村

の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第

一百一十九号)」に、「平成十七年三月三十一日」を

「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第一号)第四条第十四項、第五条第二十一

項若しくは第六十一条第十七項に、「市町村の

合併の特例に関する法律第四条の二第三十三

項」を「市町村の合併の特例等に関する法律第五

条第三十三項若しくは第六十一条第二十八項」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に

関する法律の一部改正)

第十二条 行政手続等における情報通信の技術の

利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一

号)の一部を次のように改正する。

別表市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を削り、同表に次のように加える。

市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五项並びに第六十一条第十一項)

第五条第三十項又は第六十一条第二十五項において準用する地方自治法第七十四条の二第二項

第五条

投票者氏名	賛成者氏名
日程第一 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)	阿南 一成君 愛知 治郎君 青木 幹雄君
日程第二 無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)	荒井 正吾君 有村 治子君 泉 信也君
日程第三 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)	市川 一朗君 岩城 光英君 岩永 浩美君
日程第四 上杉 光弘君 小野 公成君	入澤 肇君
日程第五 魯住 汎英君 清子君	魚住 清子君

官 報 (号外)

平成十六年五月十九日

参議院会議録第二十二号

投票者氏名

藤井 基之君	保坂 三藏君	舛添 要一君	松村 龍二君	三浦 一水君	宮崎 秀樹君	森元 恒雄君	吉田 正昭君	山崎 山下	伊藤 基隆君	江田 今泉	大塚 耕平君	北澤 勝木	大脇 雅子君	勝木 健司君	榎石 雄平君	佐藤 基隆君	高橋 千秋君	中島 章夫君	羽田雄一郎君	平田 健二君	平野 達男君	藤原 正司君	孝治君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----

藤野 公孝君	真鍋 賢二君	柳田 稔君	山根 隆治君	和田ひろ子君	森川 昭三君	白浜 一良君	千葉 国男君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	福本 潤一君	鶴岡 洋君	白浜 一良君	千葉 国男君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	福本 潤一君	鶴岡 洋君	白浜 一良君	千葉 国男君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	福本 潤一君	鶴岡 洋君	白浜 一良君	千葉 国男君
--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------

森 より子君	森 ゆうこ君	柳田 稔君	山根 隆治君	和田ひろ子君	森川 昭三君	白浜 一良君	千葉 国男君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	福本 潤一君	鶴岡 洋君	白浜 一良君	千葉 国男君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	福本 潤一君	鶴岡 洋君	白浜 一良君	千葉 国男君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	福本 潤一君	鶴岡 洋君	白浜 一良君	千葉 国男君
--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------

円 峰崎 直樹君	森 峰崎 直樹君	柳田 稔君	山下八洲夫君	和田ひろ子君	柳田 稔君	山本 孝史君	山本 孝史君	若林 秀樹君	若林 秀樹君	柳田 稔君	山本 孝史君	山本 孝史君	山本 孝史君	柳田 稔君	山本 孝史君	山本 孝史君	柳田 稔君	山本 孝史君	山本 孝史君	柳田 稔君	山本 孝史君	山本 孝史君	柳田 稔君	山本 孝史君	山本 孝史君
----------	----------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------

案(内閣提出、衆議院送付)	賛成者氏名	日程第五 大気汚染防止法の一部を改正する法律	阿南 一成君	愛知 治郎君	阿部 正俊君	青木 幹雄君	有馬 朗人君	泉 信也君	林 芳正君	橋本 聖子君	福島啓史郎君	野沢 太三君	西田 吉宏君	南野知恵子君	服部三男雄君	常田 享詳君	中島 啓雄君	中原 爽君	西銘順志郎君	藤野 公孝君	松山 政司君	真鍋 賢二君	鶴保 康介君	段本 幸男君
---------------	-------	------------------------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

○名	武見 敬三君	伊達 忠一君	谷川 秀善君	田村 関谷君	鈴木 清水君	山東 佐々木知子君	佐々木知子君	國井 正幸君	河本 久世君	金田 大野つや子君	柏村 犬景君	狩野 千景君	市川 上野君	岩井 小野君	岩城 岩井君	市川 上野君	岩井 小野君	岩城 岩井君	市川 上野君	岩井 小野君	柏村 犬景君	狩野 千景君	市川 上野君	岩井 小野君	柏村 犬景君	狩野 千景君
----	--------	--------	--------	--------	--------	-----------	--------	--------	--------	-----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

段本 幸男君	鶴保 康介君	中島 啓雄君	中原 爽君	西田 吉宏君	南野知恵子君	福島啓史郎君	野沢 太三君	西銘順志郎君	藤野 公孝君	松山 政司君	真鍋 賢二君	鶴井 基之君	中島 真人君	西田 吉宏君	南野知恵子君	福島啓史郎君	野沢 太三君	西銘順志郎君	藤野 公孝君	松山 政司君	真鍋 賢二君	鶴保 康介君	中島 啓雄君	中原 爽君	西田 吉宏君
--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

常田 享詳君	中島 啓雄君	中原 爽君	西田 吉宏君	南野知恵子君	福島啓史郎君	野沢 太三君	西銘順志郎君	藤野 公孝君	松山 政司君	真鍋 賢二君	鶴井 基之君	中島 真人君	西田 吉宏君	南野知恵子君	福島啓史郎君	野沢 太三君	西銘順志郎君	藤野 公孝君	松山 政司君	真鍋 賢二君	鶴保 康介君	中島 啓雄君	中原 爽君	西田 吉宏君
--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

官報(号外)

平成十六年五月十九日

参議院会議録第二十二号

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

田村	公平君	田村	耕太郎君
伊達	忠一君	竹山	裕君
武見	敬三君	辻	千葉 博之君
段本	幸男君	泰弘君	景子君
鶴保	庸介君	直嶋	正行君
中島	真人君	西岡	武夫君
西田	吉宏君	長谷川	清君
野上	浩太郎君	平野	貞夫君
南野	知恵子君	平野	達男君
福島	啓史郎君	羽田	雄一郎君
藤野	公孝君	藤井	俊男君
真鍋	賢二君	堀	利和君
松田	岩夫君	橋本	聖子君
溝手	顯正君	林	芳正君
森田	次夫君	藤井	基之君
山崎	力君	保坂	三藏君
朝日	俊弘君	舛添	要一君
山本	一太君	松村	龍二君
池口	修次君	森元	恒雄君
岩本	司君	宮崎	正昭君
小川	勝也君	吉田	善彦君
大沢	絹子君	森	正昭君
岡崎	トミ子君	山崎	正昭君
神本	美恵子君	伊藤	基隆君
小林	元君	今泉	昭君
佐藤	道夫君	江田	五月君
鈴木	寛君	大塚	耕平君
田村	秀昭君	木塚	雅子君
高橋	千秋君	勝木	健司君
田名部	匡省君	勝木	俊美君
榎葉	賀津也君	北澤	東君
齋藤	雄平君	佐藤	雄平君
鈴木	勤君	鈴木	俊美君
田村	元君	鈴木	東君

反対者氏名 井上 哲士君	井上 美代君	谷林 正昭君 ヅルゼン マルティ君	谷林 正昭君 ヅルゼン マルティ君
千葉 博之君 景子君	岩佐 恵美君 辰美君	大沢 辰美君 辰美君	緒方 靖夫君 智子君
辻 泰弘君 爽君	中島 啓雄君 啓雄君	小池 晃君 晃君	西山登紀子君 親司君
西岡 武夫君 正行君	西岡 武夫君 正行君	羽田 雄一郎君 健二君	大門実紀史君 岳志君
長谷川 清君 清君	平野 貞夫君 達男君	藤原 正司君 孝治君	吉川 春子君 昌秀君
平野 貞夫君 達男君	平野 貞夫君 達男君	松井 孝治君 昌秀君	高橋紀世子君 高橋紀世子君
峰崎 直樹君 直樹君	峰崎 直樹君 直樹君	円 より子君 ゆうこ君	池田 幹幸君 幹幸君
篠瀬 進君 進君	柳田 稔君 稔君	森 ゆうこ君 ゆうこ君	市田 忠義君 忠義君
山下 八洲夫君 善彦君	山根 隆治君 隆治君	柳田 稔君 稔君	岩佐 恵美君 恵美君
山本 孝史君 若林 秀樹君	和田ひろ子君 和田ひろ子君	白浜 一良君 昭三君	緒方 靖夫君 智子君
若林 秀樹君 秀樹君	和田ひろ子君 和田ひろ子君	千葉 国男君 国男君	西山登紀子君 親司君
魚住裕 郎君 裕郎君	加藤 修一君 修一君	木庭健太郎君 博師君	大田 昌秀君 昌秀君
風間 裕君 裕君	木庭健太郎君 博師君	高野 博師君 訓弘君	大田 昌秀君 昌秀君
遠山 統 統	木庭健太郎君 博師君	木庭健太郎君 博師君	大田 昌秀君 昌秀君
笠 日笠 勝之君	木庭健太郎君 博師君	木庭健太郎君 博師君	大田 昌秀君 昌秀君
松 松 あきら君 あきら君	木庭健太郎君 博師君	木庭健太郎君 博師君	大田 昌秀君 昌秀君
山口 那津男君 那津男君	木庭健太郎君 博師君	木庭健太郎君 博師君	大田 昌秀君 昌秀君
山本 保君 庄太君	木庭健太郎君 博師君	木庭健太郎君 博師君	大田 昌秀君 昌秀君
渡辺 孝男君 孝男君	木庭健太郎君 博師君	木庭健太郎君 博師君	大田 昌秀君 昌秀君
椎名 素夫君 素夫君	木庭健太郎君 博師君	木庭健太郎君 博師君	大田 昌秀君 昌秀君
西川きよし君 西川きよし君	木庭健太郎君 博師君	木庭健太郎君 博師君	大田 昌秀君 昌秀君

これらが仮に事実だとすれば、私立学校行政 上、看過できるものではない。	学校法人東北文化学園大学への監督及び國 庫補助に関する質問主意書	三、本学校法人は寄付に関する疑惑のほか、一 九九七年の大学設置認可申請に関連した土地売 買契約についても、架空だつたのではないかと の疑いを持たれている。これらの問題が事実と 判明した場合、東北文化学園大学の設置認可を 根本的に見直すべきではない。	一、政府は、学校法人の透明性と管理運営制度の 改善を目指し、私立学校法の一部を改正する法 律案を今国会に提出した。しかし、本学校法人 をめぐる一連の不祥事を見ると、国庫補助を受 給している学校法人の運営について、財務情報 のコピーを可能にするなど、透明性をより強化 することが急務であると思われるが、どうか。
よつて、次の事項について質問する。なお、同 様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに平易な文 置認可の虚偽申請疑惑など、不祥事が多発してい る。	宮城県仙台市で大学や専門学校を運営している 学校法人東北文化学園大学（以下「本学校法人」と いう。）をめぐり、前理事長の所得隠し、仙台育英 学園高等学校による生徒の大量受験問題、大学設 置認可の虚偽申請疑惑など、不祥事が多発してい る。	四、そもそも政府は、本学校法人の偽装寄付疑惑 及び土地売買疑惑について、寄付元や契約相手 などを照合するような詳細な調査を実施したの か。実施したならば、問題の起きた理由について、 政府の見解を示されたい。実施していない ならば、なぜ実施しないのか、その理由を示さ れたい。	二、本学校法人は、一九九七年に大学設置認可を 政府に申請した際、実際には寄付を受けていな いのに寄付があるかのように装つたり、同一筆 跡の寄付申込書が多数見つかったりするなどの 疑いを持たれている。この疑いを解明するた め、本学校法人の寄付者リストが全面的に明ら かにされるべきと考えるが、どうか。
五、本学校法人のように多数の不祥事及び疑惑を 指摘される学校法人に対し、国庫補助を行うこ とについて、政府の見解を示されたい。また、 補助金返還を求めたり、認可を取り消したりす る。	五、本学校法人のように多数の不祥事及び疑惑を 指摘される学校法人に対し、国庫補助を行うこ とについて、政府の見解を示されたい。また、 補助金返還を求めたり、認可を取り消したりす る。	六、政府は、学校法人の透明性と管理運営制度の 改善を目指し、私立学校法の一部を改正する法 律案を今国会に提出した。しかし、本学校法人 をめぐる一連の不祥事を見ると、国庫補助を受 給している学校法人の運営について、財務情報 のコピーを可能にするなど、透明性をより強化 することが急務であると思われるが、どうか。	七、章で答弁されたい。

ることもあるのか、不祥事等へのペナルティについても併せて示されたい。

六、私は、本学校法人に関するこれらの不祥事等について、文部科学省から「事案に応じた対処」を示すとの見解を文書で得ている。どのような「対処」をするのか、具体的に示されたい。

七、東北文化学園大学は、現在のところ福島県郡山市において薬学部の設置を目指している。しかし、東北文化学園大学が多数の不祥事及び疑惑を指摘されていることから、開設に当たつての前提が崩れていると思われるがどうか。

八、本格的な少子化時代を迎える取り合いが始まることから、本学校法人のように不祥事や疑惑を指摘される大学が増えると予想される。政府は、今後どのようにして大学経営を監視していくのか、具体的な対策を示されたい。

また、大学の開設及び学部等の増設に関する認可の在り方についても見直すべきではないか。右質問する。

平成十六年五月十四日

内閣総理大臣

小泉純一郎

参議院議長

倉田 寛之殿

参議院議員中村敦夫君提出学校法人東北文化学園大学への監督及び国庫補助に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出学校法人東北文化学園大学への監督及び国庫補助に関する質問に対する答弁書

一について
今国会で成立した私立学校法の一部を改正する

る法律(平成十六年法律第四十二号)において付けることとされている。

また、法律上の義務付けに加えて、各学校法人が自主的な判断によって、財務情報の公開方法を工夫し積極的に公開していくことは、学校法人の公共性にかんがみ望ましいことであると考えており、財産目録等の写しの交付など財務情報の積極的な公開への取組を奨励してまいりたい。

二について
御指摘の「寄付者リスト」については、特定の個人を識別することができる情報を含むことから、その全面的な公開については、個人の権利利益を害するおそれがあり、慎重に判断する必要があると考える。

三について
御指摘の事項については、現在調査中であり、今後どのような対応を探るべきかについては、事実を確認した上で、総合的に判断してまいりたい。

四について
御指摘の事項について事実関係を詳細に把握するため、平成十六年四月二十七日に文部科学省の担当職員を当該学校法人へ派遣し、当該学校法人の関係者等から事情聴取とともに、会計処理方法等の確認を行うなど調査を進めてきた。その結果、認可申請書に添付された書類上の寄付者の一部が寄付の事実を否定していることが判明したところである。現在、当該学校法人に対してもすべての事実の迅速かつ明確な報

告を求める等、引き続き事実関係について調査しているところである。

五について
私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十

一号)に基づく学校法人に対する国庫補助については、公教育の担い手である私立学校における教育の振興を図ること目的とするものであ

り、学校法人においては、その公共性及び社会的責任を十分に自覚しつつ、健全な運営を自主的に行つていくことが求められる。仮に、学校法人の管理運営が適正さを欠く等の事実がある場合には、私立学校振興助成法等の規定によ

り、補助金を減額して交付すること又は交付しないことができるとしているとともに、既に交付された補助金を返還させることも可能となつております。具体的な場合においてどのような措置を採るかについては、個別具体的な事案に即して判断することになる。

六について
今回の問題については、現在、事実関係を引き続き調査しているところであるが、今後、解明された事実関係に基づき、当該学校法人に対する補助金の返還等を含め、厳正に対処すべきであると考えている。

七について
当該学校法人から、大学の学部の設置等に係る認可申請書が提出されていない現時点においては、認可に係る何らかの判断をお示しすることは困難である。

八について
我が国公務員の守秘義務に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十六年五月七日

参議院議長 倉田 寛之殿

浅尾慶一郎

我が国公務員の守秘義務に関する質問主意書
書

昨年、個人情報の保護に関する法律が制定され、個人情報の適正な取扱いに関する施策の基本となるべき事項が規定される等により、個人の権利利益に対する一応の保護が図られることとなつた。これにより、今後は民間人にも個人情報の保護に関する具体的な義務が課せられることになる

のであり、元々国家公務員法による守秘義務が課されている国家公務員には、民間に範を示す意味でも、法律の趣旨の徹底が望まれる。ところが、昨年六月九日の本会議における私の質疑に行き、質疑を行った前の六月六日付で私の事務所に電子メールが送りつけられるという遺憾な事例が生じた。そのメールの文面は以下のとおりである。

〔拝啓 私はある省で働いている職員組合員です。月曜日の参議院本会議での貴殿の質疑内容を拝見いたしました。公務員給与を二割削減して失業者に生活補助金と職業能力開発資金を提供する、これが日本型ワークシェアリングだとおっしゃられます。これでは、眞面目に働く公務員が馬鹿を見る、それならば失業した方がましということになってしまいます。少なくとも、ワークシェアリングとはその分労働義務も移転しますが、そこまで考えておられるのでしょうか。いやしくも本会議でそのような質問をされるということがあれば、組合としても対応を検討せざるを得なくなるものと思われます。〕
ご提示されている統計の真偽も定かではありませんが、バブル時代の日本興業銀行勤務、留学派遣でMBAを取得してすぐ退社という経歴だけでも世間の目は厳しいものがあるということを十分ご認識の上行動を自重されんことを祈念申し上げます。〔敬具〕

国家公務員の守秘義務は憲法第一五条第二項にいう「全体の奉仕者」であることにもかんがみて課せられているものであり、政府は国家公務員法の趣旨を更に徹底させる必要がある。

このような観点から、標記について以下質問する。

のであり、元々国家公務員法による守秘義務が課されている国家公務員には、民間に範を示す意味でも、法律の趣旨の徹底が望まれる。

一、昨年六月九日の本会議質疑に關係し、私の事務所のメールアドレスにて右のような文面の

メールが送りつけられ、私個人のみならず私の事務所の職員もが閲覧できる状態になつた。かかる行為は職員が職務上知ることのできた秘密を漏らしたものであり、国家公務員法第一〇〇条第一項に違反するのではないか。違反するとすれば、政府には刑事訴訟法第三三九条第二項により、告発義務が生ずると考えるが、政府の見解はどうか。

二、政府は、かかる事態の再発防止のため、どのようなことに具体的に取り組むのか。

右質問する。

平成十六年五月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員浅尾慶一郎君提出我が国公務員の守秘義務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浅尾慶一郎君提出我が国公務員の守秘義務に関する質問に対する答弁書

について

御指摘の事例が、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第一百条第一項の規定に違反するかどうかについては、個別具体的に判断すべきものと考えており、電子メールを送信した者が一般職の国家公務員かどうかを特定することができないこと等から、一概にお答えすることは困難である。また、そのため刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百三十九

条第二項の規定に基づく告発を行っていない。

二について
御指摘の事例のような行為を一般職の国家公務員が行えば、国会議員や立法府との信頼関係に影響を与え、国家公務員法第九十九条等の規定に違反するおそれもある。このため、政府としては、平成十六年三月二十五日の事務次官等会議懇談会において、国会議員からの質疑の事前通告の適切な情報管理のため、職員各自の自覚を改めて促すとともに、管理職の職員においては、各職員について十分な監督を行うよう、周知徹底を一層図る旨指示を行つており、今後ともその指示の徹底を図つてまいりたい。

官 報 (号外)

平成十六年五月十九日

参議院会議録第二十二号

第明治
三二
種
郵便
物認
可日

発行所
二東京〒一〇五番地都港五区八四四門四五二丁目
独立行政法人國立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定 價
(本体 一部 三四五円 三三〇円)